

経済科学通信

第12号

1975年6月

研究論文

- 住民要求と公共経済学 芦田亘 (1)
資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向(中)
..... 戸名直樹 (14)

研究報告

- 戦後社会政策論の再検討
——現代的課題のための覚え書(その1)—— 向井喜典 (37)
現代技術の到達点とその評価について
——シュハルデン『現代科学技術革命論』の検討を中心に——
..... 吉田文和 (44)

連載講座

- 『資本論』研究入門 4 池上惇 (49)

研究会便り

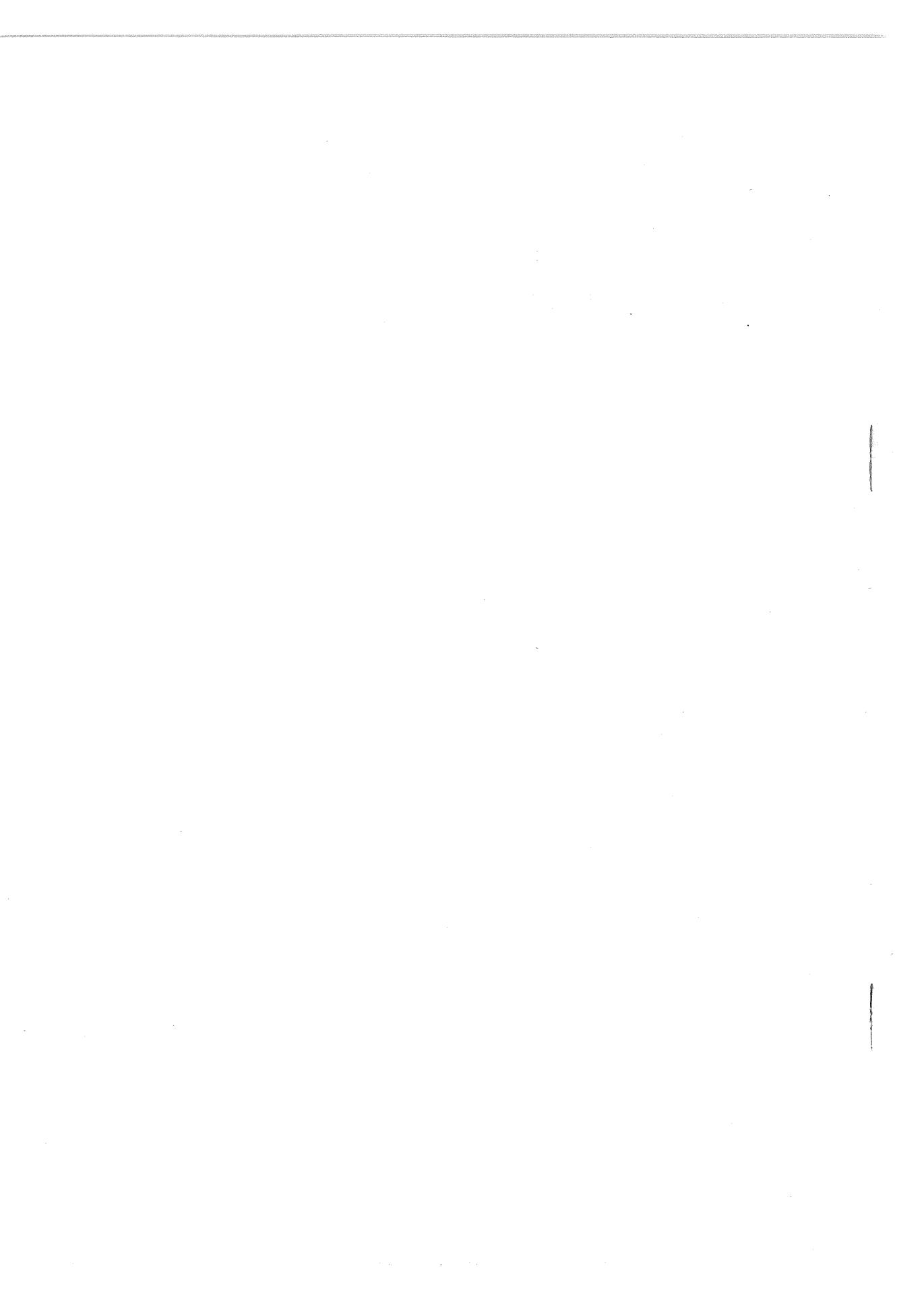
- 『資本論』を読む会の一年間(都留文科大学) 倉増寿幸 (55)

経済学散歩道

- ベトナム革命と私
——青春の断層—— 吉村健二 (58)

活動日誌

- 働きつつ学ぶ権利の確立をめざす基礎研活動の新たな発展のために
——1975年定期総会の報告—— (61)



研究論文

住民要求と公共経済学⁽¹⁾

芦田亘

公共経済学は、公害、都市問題、過密・過疎などの形で住民生活の危機がすすみ、そこから住民の多様な要求が噴出するとともに、この社会問題を一見ラディカルに告発して住民要求の実現に科学的方法を提供するかのようなポーズをとつて登場してきた。住民要求に応えるというポーズをとることによって「福祉の経済学」あるいは「民主主義財政学」の名前を僭称している。そこから公共経済学の考案する社会問題解決の処方箋に多くの人々が玄惑されることになる。とくに現在のように地方財政危機がすすみいろいろな地方行財政制度の改革案が出されて議論されてくると、公共経済学の影響がいろいろな分野で無視できなくなってきた。もちろん公共経済学の側も、その対象としている交通、医療、教育、上下水道、電力などのいわゆる公共財、社会資本がおもに地方財政によって供給されるものであることから地方行財政制度の改革を積極的に発言してきているのである。公共経済学にとっては、原料・エネルギー・資源問題の逼迫と地方自治体の財源不足の深刻化などを前にして「省資源・省エネルギー」の叫ばれる時勢が活躍できる絶好の機会となっている。公共財・公共サービスの効率的な供給によって希少な資源の最適な配分をめざすことと共通の課題にしている以上それも当然と言えよう。

地方自治体もいろいろと程度や内容が違うにしろひとしく、一方で住民の要求に一定程度こたえたり、ひきつづいて産業基盤を整備したりするのに社会資本投資を必要としており、他方で土地価格の高騰による公共用地取得難、インフレと不況による税収難などから財源の開発にせまられているため、希少資源配分の最適化や混雑税（料金）などの公共経済学の理論が魅力的なものとしてむかえられる傾向も否定しえない。たとえば、東京都の『大都市財源の構想』が残念ながらそのような例の一つを示している。もちろん、この『構想』が財政自治の原則の下に法人二税の引上げ、大企業への不均一課税、固定資産税の公正化と税務行政の自治権の確立という面で地方税制の民主的な改革の一歩を提起していることは高く評価できる。⁽²⁾しかし都市問題の評価の仕方と解決の方向については疑念なしとしない。『構想』は都市問題の新しい局面を(1)集積の利益と不利益、(2)外部不経済ないし社会的アンバランス、(3)混雑現象、(4)公共サービスの費用増の四つの角度から検討している。そして都市問題解決の処方箋を考える場合の基本方向を、シビルミニマムを保証しつつ、混雑税と限界費用原理にもとづく価格政策をおこなって社会資本施設の効率的な利用、その供給の適正化をはかり、それに必要な応益負担に関する

住民要求と公共経済学

都民のコンセンサスを獲得することにもとめてい
る。ここに公共経済学の理論の利用を見ることが
できる。⁽³⁾ あるいはまた地方財政改革ではないけ
れど、電気審議会料金部会の中間報告とそれにも
とづく昭和四八年の新電気料金制度にも公共経済
学の理論の実際的な応用をみることができる。限界
費用の増大を反映した過増料金とナショナル・
ミニマムのための福祉型料金を組みあわせた料金
体系がそれである。公益企業の研究の分野において
もこれを契機にして公益事業の料金設定を限界
費用原理にもとめる議論が活発になってきている
ことをみすごすことはできないのである。⁽⁴⁾

公共経済学の都市問題解決の処方箋とその影響
をみる場合、上記の二つの例に注目したい。とい
うのも、都市問題・社会問題を解決する処方箋と
して公共経済学がうちだしている代表的なものが
実際に応用されているからである。「市場機構が
働かない場合のプロセスに関する経済学」⁽⁵⁾ であ
る公共経済学は、国防・警察などの純粋な公共財
よりも私的財との中間にある財（準公共財）の供
給様式の領域で本領を發揮すると言われている。
そしてそこでは、「擬制としての市場機構を想定し、
計画当局が介入することによって問題の解決
が可能」⁽⁶⁾となると考えられている。この「擬制
としての市場機構」の中心的なものとして構想さ
れているものを大きく分けると次の二つにまとめ
られよう。

その一つは、政治的な投票制を利用した社会的
選択・意志決定のルールを確立することであり、
ダウンズやブキャナン、タロックなどによって研
究されている解決方法であろう。住民が、公共サ
ービス供給による受益と租税支払による負担の関
係に立って投票を行い、投票の多数決原理によっ
て財政支出の最適水準が決定される、そのように
政治・行政・財政の機構を改革しようとするもの
である。その場合、政府・自治体が公共財の費用
・便益分析を行い、PPBSの手法によって経済

計画をたてて、それらに関する情報を国民・住民
に提供し、住民が個人的効用を極大にするものを
市場においてではなく投票において選択する。そ
のため現行の自治制度は広域行政と単位として
のコミュニティに改革される必要があるというの
である。そこでは、一方で個人的で私的な効用し
かもたされない住民の徹底した個人主義的な政治
参加が、他方で計画当局による徹底した情報の
独占が想定されなければならない。

その二つめの機構は、社会的限界費用原理にも
とづいた混雑税・混雑料金制度である。これによ
って公共財の消費における混雑現象を排除し、す
なわち住民の利用を制限して希少な資源の最適な
配分をはかろうとするものである。

以上二つの構想のうち、ここでは後者をとりあげ、
公共経済学の論理を検討してみよう。後者の
構想がいわば上記の新電気料金制度に応用されて
いるとみることができるのであり、逆にこの電気
料金制度の意義をみるとことによって公共経済学の
役割もより具体的につかむことができよう。また
公共経済学の基本的な性格と実践的な役割を住民
要求とのかかわりでみていくことがこの場合重要
であろう。住民要求をどのようにつかみ、どのように
に発展させていくかとしているのかが問われな
ければならない。住民要求の実現とその社会的性
格の正しい発展、それにともなう住民の連帯と團
結の強化、それを基礎にした住民自治と自治制度
の発展、これが真の「民主主義財政学」の課題の一
つであると考えるからである。

都市における民主的な地方自治の発展する要因
が、資本主義の発展とともに増大する住民の都市
公共施設や公共生活への社会的で多様な要求にあ
ることを重視したのは島恭彦氏であろう。これを
引用して本論にうつろう。

「ここでは古典的な財政自治の解体が契機とな
って、民主的な地方自治が新たな形態をとって発
展する要因が生れる。たしかに都市は人口の流動

性が高く、共同体的な意識は希薄である。しかしそれと同時に都市住民一般の生活にとって共通な関心事である教育、道路交通、上下水道、保健衛生、住宅、消防警察等の公共施設の必要が高まつてくる。他方で人口や産業の都市集中によって新たな税源が増加してくる。したがって地方税のにない手となった都市住民層は都市の施設や公共生活について多様な要求をもつようになる。ここに中央政府における代議制に対応して、都市でも議員や役職の公選制と議会政治とが発展する。これが『古典的地方自治』に対する、近代的また現代的地方自治の姿であろう。」⁽⁷⁾

注(1) この論稿は、財政研究会のプロジェクト「民主主義財政学の課題」に準備したものである。財政研究会（京大）と基礎経済科学研究所大阪工部支部（阪市大）の例会で報告・討論の場をあたえられ、そこでの貴重な意見を参考にしてまとめたものである。

(2) この『構想』の地方税制改革の評価については、宮本憲一、「財政改革のすすめ」、『世界』1973年3月号を参照。

(3) 『大都市財源の構想』、都政新報社、昭和48年、特に34-40頁。

(4) 公益事業学会第24回大会（昭49年5月、成蹊大学）では、「新電気料金制度の諸問題」で浜田純一、「フランスの電気料金」で齊藤統（電力中央研究所研究室長）の両氏が、料金制度の焦点として「限界費用原理」をとりあげて報告をおこなっている。

(5) 貝塚啓明、「財政学と公共経済学」、『現代の経済学（公共経済学をめぐって）』第2巻、日本経済新聞社、昭和45年所収、30頁。

(6) 同上論文、30頁。

(7) 島恭彦、『財政学概論』、岩波書店、昭和39年、265頁。

1 混雑税・混雑料金制度の構想

新財源構想研究会が東京都に提起した『大都市財源の構想』のあとがき（大都市財源構想の狙い）で伊東光晴氏は、「東京都の財政改革を考えるに当って、基礎とした経済学の新しい考え方」の一つが、都市における二つの市場欠落問題の一つである公営企業の料金問題の分野であらわれてきている「新しい動き」にあると述べている。すなわち、「この問題（公営企業の料金問題）に対する解明は古くから限界価格原理さらに二部料金制として存在したが、交通論の最近の成果である混雑税論と合しまして新しい動きを示しました。」⁽¹⁾この「新しい動き」の中心に公共経済学があることは容易に想像がつく。そこでまず、この『構想』がこの「新しい動き」に応えてどのような都市問題解決の方策を打ちだしているかをみておこう。⁽²⁾

交通渋滞、水不足、ゴミ戦争、公害などの社会的問題が、公共施設と公共サービスに対する住民の利用が過剰になる混雑現象であるととらえられ、「公共サービスの既存供給能力下での効率的利用の方策とそのための価格政策」によってこの混雑を排除することが必要だとする。たとえば高速道路については混雑税として法定外普通税の形で高速道路適正利用税を提案し、道路の有効利用や公害防止の手段としている。この都税が帝都高速道路公団にかけられ、その結果利用料金が値上げされることによって混雑が排除され、高速道路の利用が自然に適正化されるというわけである。この論理が限界費用原理と結合されると社会的限界費用の過増を反映した公共サービスの過増料金体系がうちだされてくる。水道料金に代表されるように、各種公益事業の料金設定は平均費用でおこなわれて全体としての総括原価が補償されるようにおこなわれてきたが、これでは利用量の増大にもなって過増する限界費用が平均化されてしまつて従来の利用者にまで負担を大きくしてしまう結

住民要求と公共経済学

果となる。すなわち「集積の利益が参入者に、集積の不利益が既存利用者に生じ、また、新規供給にともなり費用（限界費用）が、既存利用者となられ、平均費用が上昇するという点で『混雑現象』と類似している。」それゆえ既存利用者が料金引上げに反対すると新規事業によって増大する費用部分は財政負担となり、結局「公共サービス能力の拡充がはばまれるということになる。」そこで「公共サービスのうち、市民福祉に大きく関連しているシビル・ミニマム部分は低廉な価格で供給し、それをえた部分では、ちょうど混雑税のように新規設備供給原価（長期的な限界費）で料金をきめるという新しい視点が必要と思われる」

このような論理と方策がどのような問題をひきおこす危険を含んでいるかはあとで検討することにして、ここでは次のことを指摘するだけにとどめよう。もちろんこの『構想』では、市民福祉の立場でシビル・ミニマム部分を保証し、営利的な活動のための大口利用者に負担を要求する方向が意図されていることを一応評価できよう。しかし現実の各種公共事業の料金が負担の公平の面からみて適正かどうか、産業用大口の料金との関連で各種の費用を配分して原価を算定する段階では適正な配分が行われているかどうか、などの従来指摘されてきた原価・料金計算の問題点を具体的に検討して解決するというものではないことが問題となろう。そして産業用と民生用との間での利用の混雑、都市への集積の利益が大企業に享受され、勤労住民に不利益がかけられていることを問題にせず、またそれを規制することを考えずに、一般的にそれらを、利用する住民のあいだでの混雑、新規参入の利用者と既存利用者との間での集積の利益・不利益の配分といふ次元でとらえていることは大きな誤りであろう。都市問題を公共施設・公共サービスを利用する住民相互の対立的な関係にもとめているという批判をますなによりもひきおこす構想である。自動車の渋滞にしろ国電の通

勤時の混雑にしろ、現象としては利用者の混雑でしかないが、政策の科学性はそれをひきおこす制度を改革し、真の原因者を明らかにしてそれを規制する方策を提起しなければならないのであり、この自明のことを行っていないことが問題となる。『構想』は、それを読むかぎりでは、「既存供給能力下での効率的利用」と財源確保とが優先されていて、公共施設の極度の不足と自主財源の不足に苦しむ都市の苦渋がうかがえるけれども、結局のところ公共施設と公共的生活への高まる住民の要求を実現するという積極的な方向で都市の行政制度を見直したり大企業の無政府的な経営活動。営業の秘密の保持を可能なかぎり直接に規制することと結びつけて自主財源の拡充をはかるではなく、高まる住民の要求を抑制して住民を価格政策を通じて公共施設の利用と積極的な公共生活から排除する論理になってしまっているといつても言いすぎではない。また困難な財政危機におかれた自治体が、国と地方との行政事務と財源の配分問題や國の大企業奉仕の税財政構造の改革の問題、公共施設の建設費の増大をひきおこす土地価格の高騰をはじめとしたインフレ、不況などの国民経済の変動の問題がいまだ解決されるところまできていない状況の下では、財源の確保や現有施設の効率的利用といふ課題を前面に押しだすこととなり、公共経済学の提起する方策をこの要請に最もよくこたえるものとして受け入れることになる例がここに示されているとも言える。そこで次に公共経済学者が教えている混雑税・混雑料金論そのものをみてみよう。

ポール・サミュエルソンの純粋公共財の条件はいうまでもなく次の二つである。

(1)供給のコレクティブ（結合）性、サービス享受の非選好性

(2)市民間のライバルネス（競合関係）の状態がないこと

しかし、この利用者間の競合関係も一定の利用水

住民要求と公共経済学

準をこえると大きな問題となってあらわれてくる。これが混雑現象といわれるものであり、公害や社会資本の不足などの都市問題、社会問題をこの混雑現象としてとらえるのが公共経済学の特徴である。公共経済学はこの混雑の発生を二つの方向から説明する。一つは、経済活動の高度化にともない社会資本が希少化することに原因がもとめられる。⁽³⁾ 自動車産業の発展、自動車利用の増大にもかかわらず自動車道の建設がおくれて交通渋滞、交通混雑がひきおこされることはいうまでもない。しかし公共経済学の特徴は、その場合に無政府的な産業資本の活動、通勤圏の拡大、「不採算性」を口実とした公共交通機関の「合理化」、あるいは財政金融政策、産業構造政策などによる政府の自動車産業優先の政策やモータリゼーション政策などを決して問題にしないことである。営業用、観光用、軍事用、通勤用などといふ自動車道の利用者の種別や産業用道路、生活用道路、農業用道路といふ公共財そのものの種別と関連、あるいは総合交通体系などの従来の交通論が問題にしてきた議論を無視して、混雑論のみを借用して公共財一般に適用しているにすぎない。その結果、公共経済学は、公共財の利用者が混雑して逆に自分たちの享受する公共財の機能が低下して社会的損失、不経済を利用者自身がこうむるという論理をたて、問題を利用者の次元に解消してしまう。経済活動の高度化（高度成長）の方式とそのための政府の政策を無視した次元、それが公共経済学の混雑論の本来の舞台である。

利用者間の混雑を説明するためにもう一つの論理が準備されている。いわゆる「ただ乗り free-rider 問題」である。近代経済学がつくりあげた個人的私的効用のみをもつ人間が同じく公共経済学の舞台で演じる俳優たちとなる。市場機構の下ではこの個人が最小の費用でもって最大の効用を獲得するよう行動すればパレート最適が達成されたが、こと公共財の供給の場合にはこの行動

が、他人の費用負担に「ただ乗り」することとなって混雑現象・外部不経済をひきおこすことになる。飯田経夫氏にその論理を語らせよう。

「ひとたび公共財に直面するや、人びとの合理的な行動は、逆に、資源の最適配分からへだたることもっとも遠い結果をしか生みえない」。本来、「公共財は『ただ乗り』を誘発し、所得分配を攪乱させ、『価値観の多様性』に対して非寛容である」。そこで国鉄・健保・食管会計や老人医療費の無料化にみられるように、「人びとの『ただ乗り』性向は、サービス悪化といふ過少供給を結果し、しかもそのいっそうの深刻化がかろうじて食い止められているのは、ひとえに膨大な赤字累積によってである」。その結果、「『ただ乗り』が横行するかぎり、社会資本充実は『百年河清を待つ』に等しいから、この主張には誤りはない」ということになる。⁽⁴⁾

飯田氏は、「このシニカルきわまる結論は、従来の公共経済学が達成したほとんど唯一の成果である」と、同時にこれが「人間性の本質そのものを衝いている点」を強調している。それゆえ、後にも述べるようにここには、公共施設と公共生活に対して高まる住民の要求を公共経済学がシニカルにしかみていないこと、住民エゴイズムとしてしかとらえていないこと、逆にまた大気や水を汚染したり、水や電力、道路を住民の負担にただ乗りして利用する大企業の反社会的な行為を人間性の本質として弁護する論理を用意していることがしめされている。

以上のように説明される混雑現象を排除することが公共経済学の課題である。その場合民主的な「直接規制」は問題にもされず、価格政策のみがとりあげられ、市場メカニズムが公共財の供給に導入される。宇沢弘文氏によると、「こうした混雑現象が発生するときには、社会共通資本のもっとも効率的な利用を図るために、その使用の社会的限界費用に見合う額を使用料金として徴収す

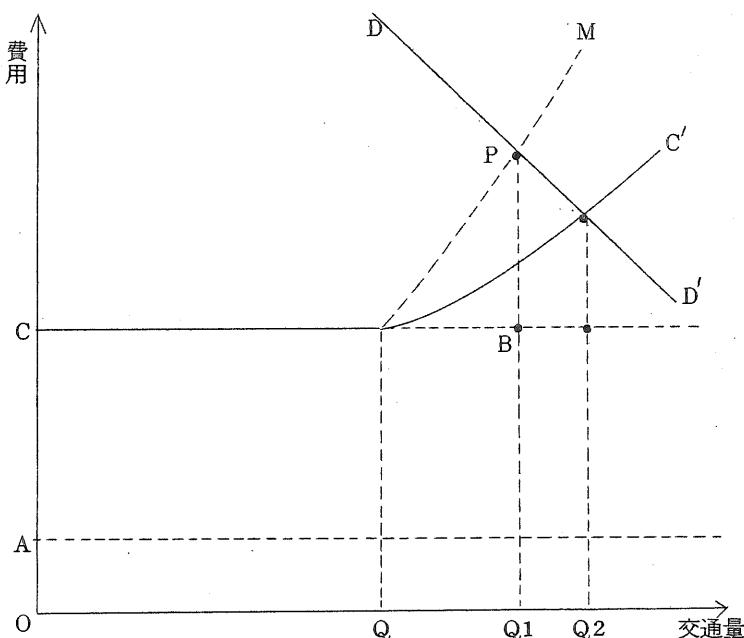
住民要求と公共経済学

ることが望ましい」⁽⁵⁾ということになる。簡単に言えば混雑にともなう社会的損失を費用化してそれを利用者に負担させ、それによって利用を制限して効率的な利用（資源の最適配分）をはかるのである。これを外部不経済の内部化といふ。この社会的限界費用といふのは、厚生経済学あるいは公益企業研究が発展させてきた限界費用の理論と社会資本論が発展させてきた外部経済・外部不経済の理論とを合体して想定されたものである。たとえば自動車の運行が一単位増加することによって必要とされる道路の建設・維持の費用が限界費用であり、これが遞増するだけでなく、これにくわえて混雑にともなう道路利用の機能低下からくる社会的損失、たとえば燃料費、自動車消費費、運転手の賃金、通行時間、あるいは周辺の空気の排気ガスによる汚染や運転者の精神的肉体的疲労、交通事故などが増大する。この両者を合計しても

のが社会的限界費用あるいは「混雑費用」とよばれるものである。道路の建設・維持に関する限界費用も、一般財政が負担すれば国民全体の租税による費用負担に自動車運行者が「ただ乗り」したり、平均費用にわりふって使用料金を徴収すれば新規参入者が既存参入者の費用負担に「ただ乗り」して、どちらにしろ結局混雑現象がひきおこされるのである。そこで上記の両費用とも合計して使用料金をそれにあわせた遞増制にすれば、利用者各人の選好が強制されることになる。

この社会的限界費用と道路の需要との関係から道路の最適利用を導びく論理を図示したのが下記の山田浩之氏の図表である。この場合、平均費用は自動車一台当りの（可変）維持費用OA（一定と仮定）と一台当りの走行費の合計であり、平均費用曲線はCC'で示されている。交通量がOQを越えると自動車相互間に外部不経済が生じて、

社会的限界費用が遞増する。CMが社会的限界費用曲線となり、もちろんそれは交通時間の増大などの要因も貨幣に換算されて含まれてくるものとされている。平均費用で料金が設定されていると新規参入者の既存参入者の負担への「ただ乗り」が発生して需要曲線はD-D'となり交通量はOQ₁へ増大する。ここで政策当局がP-Bにあたる料金（混雑税）を徴収するならば、費用曲線はP-Bだけ上方に移動して、交通量はOQ₂へと最適化する。



山田浩之、「交通問題と公共経済学——公共財概念の適用をめぐって」
『経済評論』1973年1月号、97頁。

- (注) (1) 『大都市財源の構想』、275頁。
 (2) 同上書、37-40頁。
 (3) 「経済活動の水準が高くなるとともに、多くの自然的資本や社会的資本が相対的に希少化し、いわゆる混雑現象がおきてくる」(宇沢弘文「公共経済学にかんするノート(1)」、季刊『現代経済』、1971年12月、No.3、83頁。)
 (4) 飯田経夫、「福祉経済の構図」、飯田経夫・齊藤精一郎共著『社会資本の政治経済学』、日本経済新聞社、昭和48年所収、32頁、76頁、80頁、33頁。
 (5) 宇沢弘文、前掲論文、83頁。

2 混雑費用の理論的問題

社会的限界費用のうちには、時間から精神的肉体的疲労、あるいは審美観にいたるものまで含まれるが、それを貨幣数量に換算する客観的な方法を公共経済学は示すことができない。同時にここでは外部不経済のみが考慮されていて、外部経済との統一的な関係で考えられてはいない。それゆえ、この理論は、価格を操作する独占的地位を与えられた政策当局が快適で効率的と思われる水準に交通量が減少するまでの自由に料金を引上げることを是認しているにすぎない。そこから料金と道路利用との関係は、道路利用を公共生活の一環として必要にさせている他の諸条件が不变とされたままで、完全な需要・供給の変動にまかされてしまうことになろう。それゆえここには、純理論的に考へても重大な二つの問題があることになる。第一に、公益事業の料金設定問題から言えば、「サービス費用原理」にもとづいているように見えて実際は徹底した「サービス価値原理」を採用することになっている。公共的サービスの生産に要する費用を根拠にして個別の料金が公正に設定されること(「サービス費用原理」)が、一

応公益企業・公益事業を統制する民主的な一次的基準であるとされてきた。もちろん、この統制基準は政治的経済的関係の影響の下にあり、政策当局、投下資本、企業、住民などの利害の対立を反映したものであり、その結果として様々な費用概念が考案されることになってきた。公益企業料金論ではポンプライトが、この政治的・経済的利害の対立の現実を公益企業料金の四つの主要な経済機能としてとらえてきたことはよく知られている。すなわち、(1)資本吸引機能、(2)経営能率促進機能、(3)需要統制機能、(4)所得分配機能の四つであり、⁽¹⁾「この四者は、必ずしも常に互いに調和を保っているわけではなく、おのとの間に矛盾・衝突が発生する場合がある。これを理論的にどのように調和させるかは、きわめて困難な問題であり、今までのところ不可能であるといえよう」⁽²⁾と言われてきた。また利用者の公共サービスへの需要の強度とは一応関係なく厳密な「生産者の経済的犠牲」としての費用が基準とされても、その費用が結合的・集合的に生産される総体に発生するのである、それゆえ価格は個別サービスの価格となりえず個別利用者への費用配分となって、論理的に決定的な個別利用者への費用割当ては不可能であることが無視されていいわけではない。費用原理といえども価格設定では「恣意的な費用配分」の方法に依拠せざるをえないものである。⁽³⁾にもかかわらず、公益企業・公益事業の原価等が公開されることと結びつけば、この原理にもとづく料金制度が民主的統制の手段となりうることも否定できないのである。住民福祉と応能負担の立場から所得分配機能を高め、費用配分を適正にして、同時に無政府的な大企業の「ただ乗り」的な需要を統制する手段にすることも可能である。料金制度を前提にした下では、実際的にも量的に計量して合理的に価格を設定する第一次的な基準とならざるをえないことは、従来の公益企業料金論が共通に認めてきたところであろう。これに対して「需

住民要求と公共経済学

要者が支払うことを肯じる水準のところに設定されるべきである」という「サービス価値」は、「合理的料金の尺度として量的表現をもつものではない」とされ、「サービス費用」に対する「補足的原理」とみなされてきた。⁽⁴⁾ その場合においても一般に、たとえばダイヤモンドと砂利の輸送には従価料金と従量料金との併用によって負担能力に応じた料金差別を加味させるというように、利用の公共性と負担の公正とを加味する意味で肯定されてきたと言ってもいい。ところが、公共経済学の論理は、「サービス価値」の原理にのみもとづいてはじめて混雑が排除されるというものであり、「需要統制の機能」をのみ働かせていると言ってもよい。

もちろん、公共経済学は限界費用原理をベースにするという反論もありたとう。限界費用原理との関係は後に述べるとしても、この段階で確認しておくならば前記のような混雑費用は実際上の限界費用をその一部に含むだけであり、混雑費用全体としてみると一応の合理性をもって計量可能な費用とみることはできない。公益企業論における限界費用とは、公共財の生産と営業に生ずる「限界生産費用」であり、消費の一単位が増える時にその一単位の供給を増やすに必要な費用を意味する。ところが、特定のプラントの供給容量の限度をこえた場合には、一単位であれそれ以上の供給は不可能となり、限界費用は無意味となる。従来の料金論は、このような場合には普通の意味での限界費用とは違ったポンプライトのいり「限界社会的費用」、すなわち欠乏サービスに対する「マーケット・クリアリング価格」を採用してきたが、公共経済学の混雑費用（社会的限界費用）はこれを公共財一般に適用したものである。さらにポンプライトは、それを「サービスの限界価値（marginal value of the service）」によって測定された「排除費用（exclusion cost）」と定義している。⁽⁵⁾ 言いかえればそれ

はあたえられた一定容量の供給に対して需要を抑制してバランスをとらせる料金を合理化するのみであって、社会問題・都市問題のはとんどの原因となっている生活関連の社会資本の不足を解消させる方策でないことは自明であろう。混雑費用のこのような性格から第2の問題がでてくる。すなわち限界費用の浮動性からくる「料金は波のように上昇し、下降する」（ポンプライト）問題である。公共施設の許容量以下に需要がとどまる場合には限界原理にのみもとづくと料金は費用総額をカバーしえず、許容量を越えて混雑状態になると料金ははね上がる。時間帯、曜日帯、季節帯での利用の変動に応じて料金が変動させられるだけでなく、料金の変動が需要そのものを変動させる。そこから利用と料金の変動についての情報を住民全体に提供する制度をもうける困難がうまれるだけでなく、混雑費用を現実に適用する時には利用者の費用負担の不公平が出てこざるえないことになる。もちろん前記の山田氏のように平均費用と混雑費用とがくみあわされて総費用がカバーされることが考えられたり、あるいは利用者の増大ではなく個々人の利用量の増大にあわせて料金に段差を設けて固定する方法がとられたりする。純粹に理論的に考えると、このような調整の必要にあらわれてきている根本の矛盾がどこにあるかが、今後問われていかなければならない問題だと思われる。

混雑費用（社会的限界費用）による料金設定が原理的にもつ問題は、以上のように公益企業・事業への民主的統制の基準を否定すること、料金の極度の浮動性とそれを現実に適用した場合に必然的に生じる負担の不公平にある。これらは公益事業料金論において短期限界費用がもつ問題点として指摘されてきたものである。料金論そのものにそくした問題点にとどまらず混雑費用の論理がもつ経済的な意味を次にみていく。

注(1) James C. Bonbright, Principles

住民要求と公共経済学

of Public Utility Rates; 1961,

竹中龍雄『公益企業料金論』東洋経済、昭和
38年、73頁に引用。

- (2) 竹中龍雄、前掲書、73頁。
- (3) 北久一、「公益事業料金原理」、公益事業講座第5巻『公益事業料金設定論』電力新報社、昭和50年、16-17頁。
- (4) 北久一、同上論文、14-16頁。
- (5) 北久一、同上論文参照。

遙 増 区 画 電 灯 料 金 (東京電力) (単位 = 円)

供給種別	基 本 料 金		電 力 量 料 金	
	区 分	料 金 月 当たり	区 画	KWh 当たり
住 宅 料 金	10アンペア	200	最初の 120 KWh	12.00
	15 "	300		
	20 "	400	次の 80 KWh	15.40
	30 "	600		
	40 "	800	200 KWh 超過分	16.90
	50 "	1,000		
	60 "	1,000		

(北久一、公益事業料金原理、現代公益事業講座第5巻『公益事業料金設定論』電力新報社、1975年、所収論文、101頁より。)

産業用電力料金 (東京電力) 契約 500KW 以上
(単位 = 円)

供給 種別	基 本 料 金		電 力 量 料 金	
	KW 当たり月額		KWh 当たり	
大口 電力	第1段料金	770	第1段料金	7.05
	第2段料金	924	第2段料金	8.46.

第1段料金は基準電力、基準電力量を超えない部分に、第2段はそれを超える部分に適用される。

(北久一、前掲書、102頁。)

改訂以前の産業用 2段料金(契約 500KW 以上) (単位 = 円)

供給 種別	基 本 料 金		電力量料金 KWh 当たり	
	契約電力 KW 当たり月額		第1段料金	第2段料金
大口 需要	電圧 1万, 2万, 3万V	380	2.92	7.00
	" 6万V	365	2.72	6.75
	" 14万V	350	2.47	6.50

(北久一、前掲書、97頁。)

3 民生用公共財節約の論理

公共経済学が、都市問題を既存公共施設に対する住民の利用の混雑とみて、住民の公共施設、公共生活への要求の高まりを抑制して排除することを主眼におき、公共財への需要を統制する機能をもった料金制度を構想していることは、以上のところから明らかとなろう。ここではこの論理が産業用とくに大企業への公共的資源の効率的な配分と農業用、民生用の節約の論理となることを明らかにしよう。

電気事業審議会料金制度部会の昭和四九年三月の答申では、「省資源・省エネルギー」を政策理念にして遙増制の三段階料金制度を導入することを提起した。同年五月の九電力各社の料金改訂の認可によって行われてきている料金制度がそれであり、営業の秘密を楯にして電力料金値上げの根拠に利用されてきた「原価主義」の基本的なわく組みを維持しながら、限界費用の上昇傾向を反映した遙増料金制とナショナル・ミニマムの電力使用への割安料金とが実行された。答申では第一段料金は全国一律の相

対的に安い料金、第二段は電力会社のほぼ平均費用に基づく料金、第三段は限界費用の上昇傾向を反映した高い料金とされた。限界原価採用の根拠は、電源立地難による地点の遠隔化、電源開発コストの上昇、公害対策の強化等によって増分需要に対する限界原価が上昇傾向に転じたことにもとめられて

住民要求と公共経済学

いるが、他方の産業用・家庭用の電力需要の急増が前提におかれているので、答申の認識は公共経済学の混雑現象という認識と同一線上にあるものと言える。電力総需要のなかで個人消費が平均60%という先進資本主義諸国の水準より低くて50%にしかならず、平均1,000キロワット時をこえるアメリカの家庭電化に遅れることはなはだしい日本で、電力利用の促進を政策としてきたのを転換して電力節約の料金体系に移ったことを重視しなければならない。「使うほど割安になる従来の方式が、使うほど割高になる⁽¹⁾遅増方式に改められた⁽²⁾のであり、逆に電気の利用の節約が高福祉社会の課題とされているのである。

これによる電力料金の値上げは家庭用28.59%，産業用73.95%，平均56.82%，となり、家庭用・産業用の料金格差はこれまでの2.11倍から1.56倍に縮まったといわれる。大口需要家のうち新增設に対してかけられていた割増料金が既設にもかけられることになり、長時間使用に対する割引制度は「省資源」の観点から廃止されたことが産業用の料金値上げ幅を高めた。それでもなお1.56倍の格差がつけられているだけでなく、そのなかにより重要な格差がもちこまれている。それは需要の抑制効果の差異から節約の論理が民生用と産業用とにあたえる影響のちがいである。そもそも電力、ガス、上下水道、交通などは、産業用と民生用とが一体となって生産され供給される財であり、このような場合、供給者は需要家種別のそれぞの需要の弾力性を考慮して全体としての需要抑制、節約の効果を高めようとする。さらに需要家種別の件数・使用量の割合が勘案されて節約の効果が高められることになる。限界原理が現実にこのような財に適用されると必然的に需要の弾力性に応じた偏倚がおこなわれる。ポンプライドによれば、「料金は、需要が相対的に非弾力的なサービスの型と量に対しては、限界費用に比例し一層高い料金を課すことによって、また需要が相対

的に弾力的なサービスの型と量に対して一層低い料金の譲渡によって、入念に偏倚される」ことになる。小口使用で件数も大きく使用量の全体にしめる割合も高い民生用の需要は、いうまでもなくそれらの財が社会的な生活の必需の要素となっていて自家発電の形で転換することのできないことから料金に対して強い非弾力性をしめす。そこでの遅増料金体系は、小巾に遅増して平均的使用量の水準に負担が配分される体系にされる。前出の家庭用電力料金の比率がそれをよくあらわしている。たとえば中位の生活水準での家庭用電力使用量は月当たり300ないし400KWhといわれており、それをこの料金表で計算すると次のようになる。（前出の表を参照）

(1) 300KWhの場合での計算例：

基本料金(30アンペア).....	600円
第1段料金..... 12円×120 =	1,440円
第2段料金..... 15.40円× 80 =	1,232円
第3段料金..... 16.90円×100 =	1,690円
	計 4,962円

(2) 400KWhは同じようにして、計 6,852円

これを旧基本料金360円、旧料金の10.17円均一制で計算すると、300KWhの場合で3,411円、400KWhの場合で4,418円となり、それぞれ平均値上げ率28.95%を超える約45%，56%のアップ率である。

さらに福祉型料金といわれるナショナル・ミニマムの使用電力量は非常に低い120KWhに設定されて低料金にされているが、これと問題を含むものとなる。総括原価が総料金でまかなわれる枠組み、公共事業の場合には独立採算制の枠組みが維持されたなかでのナショナル・ミニマムの設定は、その部分の負担がミニマム以上の属に転稼される仕組みとなるからである。また電力料金の場

合では、季節ごとの電力利用の違いが年間にわたってならされて 120 kWh にミニマムが設定されているので、季節によってはこの水準の生活にある層も遙増制によって逆に負担を高めざるをえなくなる。

これにくらべてアップ率が家庭用より高かったとはいえる、産業用の場合には、以前の二段料金制での両段間の較差が二倍以上であったのと違って、前出の新らしい二段料金制では両段の較差が 1.2 倍に大きくちぢめられていることに注目しよう。また基本料金においても電圧に応じた遙減制から遙増二段制にかえられているのである。基本料金、電力料金とも二段料金制をとり、家庭用とは違って「基準電力および基準電力量の算定方法」によって算定された基準電力が設定され、それ以下なら第 1 段が、それを煙えると第 2 段が適用される仕組みである。従来と同じくこの基準電力量は個別の会社によって違ってきて、電力会社と大口需要者との間での協議によって決定をみるとことになる。基準需要額を高くしてその枠内で低価格の電力を享受するのが大企業の行動様式である。地方自治体のおこなう水道事業などにおいては企業の地域支配がその場合に大きな意味をもってくることはいうまでもない。契約によって河川からの取水量を大きく定めて低価格で大量の水を利用している事例はいくらでも指摘できよう。⁽³⁾

さらに大企業であればあるほど価格への転移能力が高くて料金に対して需要が非弾力的となるのが実情である。電力料金値上げにおいてもほとんどの業界があげて価格転移の方針をとり、ここでは省資源も意味をなさない。「電気の確説」だといわれ、四五年の通産省による調査でも生産コスト（総経費）にしめる電気代の比率が他に比して圧倒的に高く 13.67% であるアルミ部門では、現状でも買電比率が 25% 程度であり、自家発電がすんでおり、また当面は価格への転移を乗切る方針であると言われている。またアルミ大手五者

は電力の安い海外立地をすすめてきている。このアルミ部門以外では価格への転移能力に応じて負担の影響が違い中小企業への需要抑制効果が大きくなるといえよう。⁽⁴⁾

以上のことを加えれば、上記の新電気料金体系においては、世界一高いといわれる従来の家庭用料金をつくりだしていた従来の原価配分の方法が基本的に修正されないままひきつがれてい る。産業優先の基本線のうえに産業用と家庭用に原価を配分して、そのうえでナショナル・ミニマムを保障する費用部分をそれ以上の需要者に転移して、小刻みに急増する遙増料金で料金収入を高めつつ、電力需要の抑制を家庭用の分野で高めるということになっている。このことは、石油エネルギー危機の下で安定した電力供給を必要とする産業部門、大企業の要請に応えるものであるといえよう。いいかえれば、民生用・産業用の一体的な財の供給の方式として混雑排除の価格体系を採用することは、「資源配分の最適化」の政策理念の下で、一定の安定した供給水準を維持するよう に民生用需要を抑制・節約して、効率的に産業用需要に財の供給を集中させることを意味するのである。現実に適用される公共経済学の論理は、民生用公共財の効率的な節約の論理となることを、上記の新電気料金体系の現実が教えているといつていいだろう。

(注)(1) 杉岡碩夫、「新電気料金は福祉型か」、『経済評論』日本評論社、1974 年 7 月号、46 頁。

(2) 北久一、前掲論文、30 頁。

(3) 公害との関連で、地域の諸資源に対する企業の地域支配を重視したものとして、舟場正富「公害問題と地域・自治体」、竜谷大学『経済学論集』第 14 卷第 2・3 合併号、1974 年 12 月、同「チッソの地域支配と国・自治体の責任」『法律時報』昭和 48 年 5 月

住民要求と公共経済学

がある。

(4) 杉岡碩夫, 前掲論文, 51—52頁。

おわりに

以上見たように公共経済学は、公共財あるいは社会資本と住民要求との関係から都市問題、社会問題をつかみ、混雑費用の理論を導いてくる。その場合、公共財と住民要求とはぬきさしならぬ対立の関係におかれることになる。個人的私的な効用と公共的規制の下で社会的に享受される公共財との関係としてしかつかまれないのである。そこから「ただ乗り」、「混雑現象」、「混雑費用」、限界原理にもとづく料金制度という特有の論理がくみ立てられる。この論理が、公共財供給に対する住民の自治による民主的公共的規制の基準を捨てたり、供給者の慾意的な需要抑制政策の下で独立採算制の機能をたかめながら、民生用への資源配分を効率化、節約していく論理であることは、本文すでに述べたとおりである。そしてふりかえれば、このような論理が、一方で財源難に陥り、他方で公共施設に対する高まる住民要求を前にして困惑する自治体にとって魅力ある政策手段を提供するものと映るのであり、東京都の『財源構想』がその例をしめしているとみるのは誤っているであろうか。

公共的施設と公共生活への高まる住民要求を地域エゴイズム、住民エゴイズムとしか見ず、住民の要求の社会的性格の発展をつかむことができない公共経済学は、上記の論理を次の三つのぬきさしならないディレンマの基礎の上に組み立てていることを指摘しておこう。

第一は、人間の個人的効用と公共財の社会的効用とのディレンマである。ここから公共経済学が、他人の負担へのただ乗りといいうシニカルな結論しかひきだせないことはすでに述べたとおりである。

第二は、公共財の所得再分配の機能と資源再分配の機能とのディレンマである。混雑費用にもとづく資源の再分配について述べるなかで宇沢弘文氏自身もこれを認めている。「市民の基本的権利とみなされるサービスの使用に対して、このような混雑税的な料金が課せられることは、そもそもその定義に反するものであり、所得分配の公正性という観点からも望ましいものではない。」⁽¹⁾このディレンマは、第一のそれから必然的に出てくるものであり、本来公共的に所得分配の公正の観点から供給されるものとされてきた公共財を人間の個人的効用の選択に適合させようとするところにそもそももの無理がある。

第三のディレンマは、住民福祉に応える形をとりながら高度成長の路線を維持するディレンマである。建元正弘氏は、「『公害』は体制の必然的結果ではなく、『高度技術社会』の所産である」として、「70年代における公共政策は60年代における成長政策に取って代わるものではなく。パイの中身は、パイを大きくすることが依然として真理であることに注意すべきであろう」⁽²⁾という。60年代の産業基盤優先の成長政策のうえに70年代の生活基盤としての社会資本の充実政策がいかにおこなわれるかを公共経済学は語ることができない。この問題は、公共財の産業用、民生用の区分と相互関係を問題にしてこそ解答されるものであり、公共経済学はこれを避けて通らざるをえないディレンマにたたされている。混雑費用の論理は現実の適用において民生用節約の論理とならざるをえない形で公共経済学のこのディレンマが白日にさらされることになる。

公共経済学のこのディレンマにおちいることなく住民要求に応える公共施設と公共生活を地方自治の下につくりだすことが真の民主主義財政学の課題である。その場合、以上の検討からでてくる教訓は次の点であり、項目を列挙するだけにとどめて終りとしたい。

住民要求と公共経済学

(1) 資本主義の発展は、一方で悲惨な公害と都市問題をひきおこすが、他方で住民の公共的施設と公共生活への要求が高まる。住民の欲求と労働との私的、社会的な二面性が発展することを政策の出発点にしなければならない。社会的欲求を充たす公共財の供給が理論の出発点である。

(2) 住民の欲求の社会的性格を発展させる方向で社会資本を充実する。労働の二重性の発展としての公務労働、その社会的な役割を高めることができの場合の柱となろう。住民の社会的生活、連帯と団結と地方自治を高めるための多目的な公共施設

(公民館、保育所、図書館、老人施設、社会教育施設など)が地方自治の核として位置づけられなければならない。

(3) 公共施設利用における産業用の利用の無政府的拡大、産業用と民生用との混雜の問題を、直接規制、営業の秘密の公開、公正な料金政策をとつて産業用の需要を統制して解決する。

公共経済学が見ようとしないもの、住民の要求と労働の社会的性格の発展、公共的生活による住民の連帯と団結の発展、住民自治とそれによる企業の地域支配の排除、無政府的な産業用公共財の利用の統制と民生用公共財の安定した供給こそ当面の地方行財政制度の改革が重視しなければならないものであろう。

注(1) 宇沢弘文、前掲論文、94頁。

(2) 建元正弘、「「公共経済学」の登場」、『現代の経済学』第2巻、前掲、7頁。

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

研究論文

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向(中)

戸名直樹

はじめに

1. 資源危機における原料炭問題の位置
 - (1) 戦後における原料炭輸入方式の軌跡
 - (2) 米国の低揮発分強粘結炭への依存とその制約
 - (3) アメリカ資本主導下での単純買鉱方式の展開
 - (4) 原料炭需給逼迫の国際的背景
2. 日本鉄鋼業の国際的地位と「石油危機」以降の直面する諸問題
 - (1) 日本鉄鋼業の国際的地位と企業体質
 - (2) 「石油危機」以降の直面する諸問題
——原料炭危機を中心として—— (以上前号)

3. 鉄鋼業「再補強」をはかる資源政策

- (1) 70年代の長期的資源政策
- (2) 原料炭開発輸入プロジェクトの本格的始動
- (3) 原料炭領域拡大をめざす技術開発
- (4) 新しい製鉄法の胎動と日本鉄鋼業の位置
- (5) 日本鉄鋼業の国際的投資戦略の新段階

(以上本号)

4. 鉄鋼資源政策に内在する矛盾とその打開の基

本方法 (以下次号)

- (1) アメリカの資源戦略と原料炭危機
- (2) 資源開発部門を欠く日本鉄鋼業
- (3) 技術開発と切り離された鉄鋼資源政策
- (4) 鉄鋼資源政策の自主的、民主的方向

関心が高まっている。

このような状況に対して、政府・鉄鋼独占資本としても、1972年10月の『産業構造の改革に関する提言』(産業計画懇談会)、73年11月の『産構審鉄鋼部会中間答申——1970年代の鉄鋼業』、74年10月の『産業構造の長期ビジョン——産構審総合部会報告』とはほぼ一年おきに両サイドよりの報告提言という形で新たな対応

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

策を打ち出してきている。

『産業構造の改革に関する提言』で出された輸出産業主導型=重化学工業偏重の産業構造の改革という方向性は、『1970年代の鉄鋼業』『産業構造の長期ビジョン』においては、重化学工業を軸とした資源指向型の大規模な海外拠点づくり=多国籍企業化の展開として具体的な青写真が提出されている。そこでは、長期契約購入による製鉄資源輸入方式とそれを前提とした日本からの鉄鋼製品の直接輸出といった従来の鉄鋼貿易構造そのものが資源通商問題として深刻化してきていることをふまえて、資源開発に向けての海外投資、資源指向と成品の安定輸入を狙いとした海外での大規模一貫製鉄事業等への早急な取りくみの必要性が強く語られている。

以下においては、『1970年代の鉄鋼業』と『産業構造の長期ビジョン』に示されている政府、鉄鋼独占資本の資源対策の長期的方向を明らかにしたい。

『1970年代の鉄鋼業』は72年12月から半年以上にわたって練られ、まさに「鉄鋼業界の英知と通産省のあらゆる努力とが結集されて」(『鉄鋼界』73年9月号)、政府、鉄鋼独占資本が総力をあげての共同作業の成果として打ち出されたものである。

そこでは「70年代の鉄鋼業が解決しなければならない最大の問題は、環境汚染問題と資源エネルギー問題である」(『'70年代の鉄鋼業』通産省・基礎産業局業務課編1973・12・10発行、7ページ)との二つの基本的課題を明確に示して、それへの鉄鋼業の対応のあり方を次のように設定している。

「鉄鋼業は、自らの頭脳と技術と資本とを結集して、これらの問題に対応する新たな技術開発等に取り組み、無公害化への限りなき接近と総合的な資源エネルギー対策への対応を図るべきである。(同7ページ)

とりわけ、「総合的な資源エネルギー対策への対応」として資源開発体制の強化をはかる諸施策についてはかつてみられなかつた多様化と重点指向がみられる。

鉄鉱石・原料炭の長期的な安定確保策として海外新規鉱山への開発参加方式が強く打ち出されており、それも、国際資源企業による海外資源支配、資源ナショナリズムによる資源産出国の種々の規制強化、更には「大量の資金需要と多大のリスク」等に直面して、次のような業界共同という形での資源開発面での国内カルテル体制の強化、そして国際鉄鋼独占グループをまきこんだ国際コンソーシアムによる共同開発体制の方向が露骨に提起されている。

「先進資源消費国および資源保有国の動向、他方、新規鉱山調査および開発に伴う危険を考えると、今までのよう単純購買者の立場だけでなく、資源保有国あるいは他消費国との共同開発等を含め資源の確保を図ることに留意しなければならない。」(同90~91ページ)。

「この際、鉄鋼業界が共同投資して資源開発推進母体を設け、この開発推進母体が資金の調達、調査、開発等を具体的に進める方式が考えられる」(同91ページ)。

一方、海外資源開発への政府の手厚い助成措置を、「海外鉄鋼資源の開発は基礎資材である鉄鋼の安定供給を図るうえで不可欠であり、その意味で国民経済上きわめて重要であるのみならず、我が国の経済外交上重要な意義を有している」(同92ページ)との大義名分のもとに、財政、税制面等にわたって積極的に引き出そうと図っている。

即ち、海外資源開発に対しては「外貨貸し制度の拡充等により、従来以上に長期、かつ低利の資金を融資し」、「海外投融資金準備率の引き上げ等、税制面の優遇措置を拡充」する等の具体的要請がまとめられている。

なお、日本の鉄鋼資源問題のアキレス腱として

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

その比重を否応なく高めている原料炭問題については、更に、供給ソースの分散・拡大と原料炭対策領域の拡大（低品位炭利用技術の開発）がつけ加えられている。

供給ソースの分散・拡大策としては、「具体的には、中国、ソ連、その他のソースの積極的な調査、開拓が考えられる」（同92ページ）として、社会主义国への供給依存度を強めることによって、アメリカ、豪州、カナダへの集中的依存を部分的にではあれ緩和させて、上記3ヶ国ならびにその支配者としてのアメリカ国際鉱業資本に対する相対的交渉力を向上ないし、確保しようとしている。

また、低品位炭活用のコークス製造技術の開発によって強粘結炭とりわけ米国産低揮発分炭への依存度の軽減をはかるべく、成型炭法、成形コークス法等の新技术の早期実現への切望が示されており、「鉄鋼業界、石炭業界等関係業界間の協力」の必要性を指摘している。

以上より、資源ナショナリズムの高揚と国際的な資源独占の危機に直面して、日本鉄鋼独占資本は、一方で業界共同=国内カルテル体制の整備と国家の全面的助成によって資源開発体制の強化をはかりつつ、他方では、国際鉄鋼独占グループとの共同開発の方向、即ち、国際鉄鋼独占体の資源カルテル体制の枠組の中へより全面的に参入することによって、自らの脆弱な資源開発体制を補強しようとしていることをみてきた。

次に、『'70年代の鉄鋼業』において正面から打ち出された原料指向の海外立地構想は、海外資源の長期安定確保の補強策として位置づけられている一方、環境問題、公害規制等による国内での新規立地制約という問題を背景に海外製鉄基地としての意義をもつものとして、大きな比重がかけられている。

同構想の背景にある情勢認識としては、資源産出国の動向の基本線が、「資源の単純輸出から加

工度向上への政策転換」にあると捉え、「原料事前処理工程（Pellet、コークスなど）にはじまり、さらには鋼塊、半成品の製造工程までを自国で建設する動き（フォアワードインテグレーション）が生じつつあり、この動きは今後一層強まる可能性がある」（同162～163ページ）との認識に立っていることが特徴的である。

そこから、「これに参画することについては、わが国鉄鋼業としても資源確保、環境対策、経営の多角化、さらにまた経済協力の見地から比較的早期に検討すべき課題」として提起する一方では、それを促す政府主導の体制整備として、欧米との比較においてまだ立ち遅れている「経済協力制度を一層充実させること」、「立地計画を常時把握する体制を、立法措置を含めて検討すること」等を提言している。（同163ページ）。

この海外立地構想は、『産業構造の長期ビジョン』において更につめられ、「国内需給の安定を図るために鉄鋼輸入を活用していく」見地から、「1980年の鉄鋼業の海外投資累計は約29億ドル、海外生産高9百万トン程度になろう。1985年においては海外投資累計の規模は102億ドル、海外生産規模は22百万トン程度になろう」との試算をおこなっている。（『産業構造の長期ビジョン』通産省編1974.11.1、77ページ。まさに一大資本輸出計画といえる。）

これに対して、大規模一貫製鉄所の国内新立地については、「立地条件の制約要因を考えるならば、今後の国内における適性地はきわめて限定されつつあることは否めない事実」としながらも、資源ナショナリズム、インフレ昂進下での大規模海外立地に伴うリスク・コスト面の大きさ、それに加えて、国内既存立地の拡充の限界等から、国内新規立地の方向をもなお追求の姿勢がみられる。（『'70年代の鉄鋼業』、159ページ）。

その場合、新製鉄所の適正立地点という「国民経済上も貴重な価値をもつ立地点については、何

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

よりもまず生産技術上も環境保全上も国際的にトップレベルの一貫製鉄所の建設あるいは革新製鉄技術の開発実用化に伴うクローズドシステム製鉄所の建設に充てることが望ましい」として、「鉄鋼業界の英知を傾けて完成する必要があることから、共同投資、共同利用の対象とすることが現実的である」との方向をも提示している。（同159～160ページ）。

ここに、「長期的観点に立つと、直接製鉄、原子力製鉄等の製法の革新といった抜本的対策を検討する必要がある」（『産業構造の長期ビジョン』75ページ）との提言に沿って、国内新立地の可能性をもその一環として位置づけようとする方向がうかがえる。

以上にみられるように、「国際競争力を前提にした原料指向立地」（『'70年代の鉄鋼業』160ページ）に大きく踏み出しつつも、なお、国内新立地の追求、既存立地の拡充等の手をゆるめようとしない日本鉄鋼独占資本の高度成長戦略は、「今後、世界の鉄鋼需給は逼迫ぎみに推移していくものと思われ、1985年前後には数千万トンの供給不足が予想される」とする、世界の鉄鋼需給見通し（『産業構造の長期ビジョン』、76ページ）のもと、「国際的な鉄鋼需要に対応して安定供給への貢献を行う必要がある」とする「供給責任」の名分でもって、国際鉄鋼貿易のシェアを更に拡大していくとする意図を表明したものといえる。

（2）原料炭開発輸入プロジェクトの本格的始動

鉄鋼資源をめぐる国際環境は、資源産出国における資源ナショナリズムの抬頭とそれによる国際鉄鋼業資本の鉄鋼資源独占体制の危機と新たな対応等をめぐって、著しい変貌を示しつつある。こうした情勢下にあって、国際資源企業（とりわけアメリカ鉄鋼資本）の海外鉱山への巨大な投資を媒

介として、資源需要の急増をまかってきた日本鉄鋼業にとって、鉄鋼原料輸入体制のかってない動搖に直面しているといえよう。

新規開発の困難性や供給余力の薄さ等の石炭鉱業の特殊性（第1章で指摘）の下で、日本鉄鋼業は急増する原料炭需要と原料炭の高価格、価格上昇に対して、銑鉄コスト切り下げ以上に鉄鋼生産の増大に伴う原料炭調達の困難性を操業技術の改善によって緩和することが「鉄鋼業最大の技術的焦点」とさえいわれ、第一次合理化計画以来、コークス比の引き下げと米炭依存度の低下にその技術的企業努力を傾注してきた。

この間、(1)高炉装入原料の性状の著しい改善（良質な焼結鉱の多量使用）、(2)高温送風。(3)良質コークスの製造、(4)高炉内の制御技術。(5)风口からの燃料吹込、等の原料、操業、設備にわたる導入技術をベースとした技術改善によって、世界最低のコークス化を実現させるとともに、原料炭市場規模が大きく粘結性の点でも秀れているが市場のグローバル化と世界最長の輸送距離というハンディキップをもつ米国炭に対して、特に米国産低揮発分炭の依存度低下が図られ、オーストラリア、カナダ炭との置換が漸次なされてきた。

しかしながら、このような原料炭問題の軽減、緩和への日本鉄鋼業の懸念の対応にも拘らず、数量確保、品質、価格上において、原料炭資源をめぐる情勢はむしろ一層の厳しさを加えてきている。

まず、第一はソースの新規開発の困難性がますます増大するということである。

今後に残された鉱床は、炭層深度の増大等採掘条件が一層悪化するものと予想され、また積出し港までの鉄道輸送の遠距離化など採掘、輸送面で従来よりコスト的に不利な条件下にある。

加えて、すでに米国においてみられるごとく、環境保全面よりくる露天掘り規制の強化、坑内労働安全衛生条件の規制強化等によるコスト上昇も見逃せない。

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

また、資源ナショナリズムによる産出量や価格などへの規制強化ならびに需要側への開発リスク負担（技術・資金）の要求が現れ始めている。

例えば、豪州においては連邦政府が石炭価格の見直しを要求して資源保護政策、高価格政策の色彩を強める動きを示し、カナダにおいても地域住民に対する利益の還元、環境保護を目的とした種々の規制が考慮されつつある。

このような厳しい諸情勢の中で、労働集約型産業である石炭産業は更に労働力の確保という難問題を抱え、特に新規開発の場合、新しいソースはいずれも過疎地帯のケースが多く、労働力確保が最も重要な条件となってきており、この面からも、石炭の新しい数量確保は従来に増して難しくなっていくことが予想される。

しかも、インフラストラクチャーを含めた資源産出国の経済発展への協力や世界的インフレの影響も加わって、開発コストは膨大化してきており、他方、その回収には長期間を必要とし、しかも危険性が大きい。例えば開発コストをみると、かつて坑内掘りでトン当たり10～15\$, 豪州の坑内掘りで20\$程度であったのが、これからは豪州で70～80\$, カナダで50～60\$, 米国で40～50\$と激増している。（テックス・レポート'74.10.24）。

更に数量確保を困難にする他の要因として原料マーケットのグローバル化が進行していることである。特に米炭は広い地域に輸出されている関係から日本、カナダ、欧州の各ユーザー間で常に数量・価格の両面で競合状態に置かれている。この傾向は豪州炭においてもみられ、すでに欧州との競合が生じており、西部カナダ炭もその兆しが現われている。将来はブラジル等の鉄鋼生産拡大によって、ますますグローバル化の傾向が強くなっていくものと予想される。

もうひとつの観点として、第1章でも指摘したように、原料炭もエネルギー源のひとつであると

いうことがより鮮明化するものと考えられる。このエネルギー面での競合が米国原料炭についてはもちろん、ひろく非粘結炭についても特に予想され、安定供給、安定価格という点で大きな不安定要素を抱えている。

以上にみられるような、新規開発による数量確保の困難性とその増大化傾向という厚料炭資源をめぐる厳しい情勢に対して、『70年代の鉄鋼業』で提起された方向に沿って業界は、政府の資源外交による基盤整備、制度面での助成をとりこみつつ、海外資源の新規開発への本格的な対応をはかってきている。

即ち、74年9月から11月にかけての、田中前首相によるブラジル、カナダ、豪州などの7つの主要資源産出国の歴訪によって、例えば豪州で「日本に対し石炭、鉄鉱石、ウランなどエネルギー資源供給で可能な限り最大の協力をする」との確約をとりつける等、海外資源開発の先導役を政府が積極的に果たすこと内外に示した。

一方、『70年代の鉄鋼業』での「共同投資での資源開発推進母体の設立」の答申を受けて、通産省主宰の鉄鋼業国際化問題検討会が74年夏からスタートし、資源、鋼材需給、国際協調等あらゆる面から長期的に考察して、国際化のガイド・ラインづくりを図ろうとしている。通産省は更に、鉄鉱石、原料炭をはじめとする主要資源を長期、安定的に確保するために「輸入市場対策委員会」を'75年の早期に設置して、資源輸出入国の政策について絶えず情報を収集、分析して対応策を迅速に立案、実施し、しかも主要品目ごとに対策を検討し、施策をまとめるという総合戦略を展開しようとしている。（日本経済新聞'74.12.23）。

また、財界の調査機関である日本経済調査協議会（日經協）は75年2月に、「50年代の資源政策の基本的課題」と題する調査報告を発表した。この中の省資源型経済体質へ転換をはかるため官民合同の「国民資源会議」を創設する、②オイル

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

ダラー還流の具体策について国際的合意ができれば、その協力体制の一環として国内市場を産油国資本に開放することも検討すべきだ等五項目の提言を行っている。(日刊工業新聞'75・2・25)。

こうして政府主導形式での海外資源戦略の体制整備を早急にはかりつつ，“原料炭危機”を引き金として、鉄鋼資源開発への動きがかかる規模で強まっている。

「今年('74年)の原料開発のハイライトはやはり南ヤクト炭の開発調印でしょうね。シベリア五大開発プロジェクトのトップを切って調印されたわけで、とくに原料需給の苦しい情勢下での調印は意義深いね。」(鉄鋼新聞'74・12・19)と業界紙も指摘しているように、先陣をきって74年6月にソ連の南ヤクト炭開発の基本契約の調印がおこなわれた。その骨子は、①日本はソ連に対し総額4億5千万ドルのバンクローンを供与するとともに炭田開発に必要な設備機械、鉄道建設用資材を供給する。②ソ連は日本に対し1983年から98年までの16年間ネリコングラ炭を8440万トンと現在対日供給しているクズネツ炭を79年から98年まで100万トン増量の合計2千万トン、総量約1億440万トンを供給する、というもの。こうして、「ソースの一層の分散、拡大を行う」という産構審答申の方向に沿って、「米国、豪州、カナダに次ぎソ連が南ヤクト炭開発によって将来第四のソースになろう」(新日本製鉄・資源調査室長・菅又貞夫、テックス・レポート'74・10・22)との方向に進もうとしている。しかも、南ヤクト炭開発は日本経済合同委員会を無台とする国家間ベースの一大プロジェクトとして開発されることになったものであり、政府の全面的な援助によって成立した点からも注目される。

続いて、74年7月には、カナダのグレッゴ・リバー炭の開発輸入の基本契約調印がなされた。日本の高炉ミル8社とガス・コークス3社の計11

社がカナダのグレッゴリバー・リソーシズ社に対し、2千万カナダドルを融資し、1976年から15ヶ年間、総量2,100万トンの原料炭を新規輸入するもので、カナダの開発輸入では、さる1970年のフォーディングリバー炭以来4年ぶりであり、高炉ミルが直接融資して輸入するのは今回が初めてである。

豪州・クインズランド州のヘイルクリーク炭開発について、連邦政府が日豪共同で推進することに同意し(74年10月)，12月に長期購入の基本契約を結んだ。日豪5社で日本側15% (丸紅10%，住友商事5%) の出資比率によって取りくまれ、78年半ばから15年間にわたって年間450万トンの低揮発分強粘結炭を購入するという。このプロジェクトは起業資金3億豪州ドルを投じて、そのうち半分近く(45%)をインフラストラクチャーの整備につきこもうとしており、日本側もこれに対し数千万ドルの融資を行う予定である。

また、ヘイルクリーク炭と相前後して、米国のブルー・クリーク炭についても78年初めから15年間、年間300万トン以上の低揮発分強粘結炭を購入する基本契約が結ばれた。米国原料炭の日本鉄鋼業界の共同購入としては第一号である。これまでの米炭積出しがハンプトン・ロードなど東海岸一辺倒のため供給能力に限界があったのに対し、これは米国南部に位置するまったく新しい供給窓口となる。相次いで基本契約にこぎつけたこの二大プロジェクトは78年以降の原料炭需給緩和に大きく役立つとみられ、業界では緊急事態が発生しなければ、一応これでしばらくの間、原料面からの量的不足は乗り切れるとの自信すら見せている。(日本経済新聞'74・12・24)。

豪州では更に先述のヘイルクリーク炭開発プロジェクトに続いて、ネボー炭開発の基本協定がまとまり、'75年1月末に発表された。このネボー炭は日米豪(日本側は三井物産)の共同出資会社

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

TPM社（ティーズ・ピーボディ・ミツイ・コール）が開発を進めているもので、日本側が三井物産を通じて年間500万トンを79年より長期輸入するというもの。日本側はこの輸入にあたり、インフラストラクチャー関係の整備として約2億1千万豪ドルを融資する方式で、今後、輸銀融資など具体的な調達方法を検討していくとのことである。また、ノーアイッチ炭田開発計画も最終的な調査を終え、75年には交渉開始の見通しにある。同計画は三菱商事が米国のユタ・インターナショナルと組み、年間350～400万トンの対日輸出を見込んでいる。こうして、豪州のヘイルクリーク炭、ネボー炭、米国のブルー・クリーク炭と合わせて年間1,200万トン余にのぼる新規供給源にメドをつけたことになり、原料炭需給は1979年以降大幅に好転する見通しがついたとされている。（日本経済新聞'75.2.1）

以上にみられる原料炭開発への積極的な海外投資の方向は、新規開発の困難性がますます増大する情勢に対する日本鉄鋼独占資本のみならぬ対応を示すものといえよう。しかしながら、数量確保への積極的対応にも拘らず、先に述べた原料マーケットのグローバル化、エネルギー源としての競合化等の進行の度合によってはなお予断を許さないものと思われる。更に今後に予想される品質上の問題についてはなお深刻な困難を抱えている。これは、高流動性の国内炭や米国炭が現在以上の購入は困難とみられ、新規開発分は豪州、カナダ炭が主体になるとされているため、装入炭の流動性が漸減して、コークスの品質（特に強度）への影響が懸念されている。

こうした高流動性炭の枯渇化の下で将来懸念される原料炭の流動性低下傾向については、新技術の開発が不可欠となってきている。ここに、粘結

表1 長期鉄鉱石需給 (単位:万トン)

		昭和49年	50	51	52	備考
生 産	粗 鋼 I	11,700	12,400	13,150	13,900	Iは下限
	II	12,000	12,900	13,800	14,700	IIは上限
需 要	高 炉 銑 I	9,360	9,920	10,520	11,120	高炉銑=粗鋼×0.8
	II	9,600	10,320	11,040	11,760	
供 給	輸入鉱石 I	13,759	14,582	15,464	16,346	輸入鉱石比 1.47
	II	14,112	15,170	16,229	17,287	
	豪 州 その 他	6,437	6,723	6,528	6,398	既ソースは延長契約を含んだ契約量
	8,583	8,362	8,013	7,190		
	既ソース計	15,056	15,085	14,541	13,588	
バ ラン ス	I	1,279	503	△923	△2,758	対日既開発鉱山からの供給余力
	II	944	△85	△1,688	△3,699	
供 給 余 力		3,530	4,040	4,650	4,660	
バ ラン ス	I	4,827	4,543	3,727	1,902	
	II	4,474	3,955	2,962	961	
新規開発対象		1,200	2,200	3,000		

(『鉄と鋼』1975年第5号 454ページ)

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

剤の添加、加熱成型炭配合、予熱装入法など従来のコークス製造方法の技術的加善のみならず、新しいプロセスとして成形コークンの技術開発への要請がかかる高まりをみせている背景がある。

〔一方、鉄鉱石については、現在原料炭ほど量・価格面での問題が表面化していないものの、1978年ごろから80年頃にかけ鉄鉱石の需給タイト化を懸念する向きが出てきている。(表-1)しかも、既開発ソースについてはすでに輸入鉱石におけるオーストラリア鉱石への依存率がきわめて高くなっている。また最近オーストラリアでみられる労働情勢の不安定や、外貨預託制度などによる政府の規制もあり、オーストラリア鉱石の安定供給への不安が強くなっている。こうした鉄鉱石の需給逼迫化と特定地域への依存集中による安定供給の不安の見通しから高炉各社ではその打開策として、アフリカ、ブラジル等の新規鉱山開発に力を入れつつある。

しかしながら、アフリカ新興国においては資源ナショナリズムにより鉱山開発には政府の介入があり、鉱山開発も政府の外交政策と不可分の状態になってきており、従来のような単純買鉱方式だけでは資源確保は困難が予想される。ここに、欧米鉄鋼メーカーにみられるようなキャプティブマイインおよびジョイントベンチャー構想をベースとした積極的な開発投資参加の動きが目立ってきている。

79年出荷目標とする世界最大のブラジル鉄鉱山、カラジャス・プロジェクト——ブラジル・リオドセ社と米国U・Sスチール社の共同出資探鉱会社「アマゾニア・ミネラソン」(ブラジル51%)の所有株式よりそれぞれ10%ずつ放出して、日本と欧米(英のブリティッシュ・スチールとスペインのIMI)が10%ずつ取得する——をはじめ、西アフリカのコートジボアールの鉄鉱山開発・ペレット化計画(アイボリーコースト・プロジェクト)——日本から高炉メーカーと三菱商事、

住友商事の8社、そして英国のBSC、フランスのユジール、オランダのホーゴベンスの他、アイボリー政府と鉱業権を持つ米国のピッカンズマー社の6ヶ国、16社にわたる国際コンソーシアム——や西アフリカ、リベリア鉄鉱山開発、ペレット化計画等の早期実現を急いでいる。ただ、今後の鉄鉱石開発は規模も年間1千万トン級と大きく、それだけに資金的にも巨額を要するものとなっており、米欧日の国際コンソーシアムによる開発をベースとしている。〕

(3) 原料炭領域拡大をめざす技術開発

1960年代後半に高炉の大型化が急テンポで進展した結果、原料炭ソースの変遷ならびに窮屈化が進み、次第に原料炭の量および品質の確保が困難な情勢となった。一方、高炉操業の高速化、燃料比の低下などにより、コークスは益々苛酷な条件下で使用されるため、品質(とくに強度特性)の高度化に対する要求は、従来より以上に強くなっている。

また、公害、労働環境、省エネルギーなどの諸問題がクローズアップされ、その解決策が強く要請されている。

こうした情勢は、'74年の原料炭危機を契機に一層深刻化しており、高炉各社はコークス用強粘結炭の需給逼迫に対応して、資源的に豊富な一般炭の活用策として成型炭さらには成型コークス製造技術の研究、開発に拍車をかけている。

とりわけ、実収炭量、可採年数が限定され、需給逼迫と価格上昇の著しい米国産低揮発分炭への依存を続けることは先行き極めて、危険なことが強く認識され、成形コークス製造技術の開発は、米国産低揮発分炭依存からの脱却をはかるものとして大きくクローズアップされた。

成形コークス製造法は一般炭(非粘結炭および微粘結炭)を主原料に、一挙に高炉用コークスを製造しようとするものであり、また同時に大気汚染

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

防止、作業環境改善のための連続化、密閉化を意図して開発されており、現行コークス炉のもつ大きな問題が、資源、環境の両面から解決される可能性をもっている。

成形コークスが高炉に使用されたのは、1965年ルーマニアの約700m³の高炉におけるのが最初で、その後、ソ連、米国、西独および英国の小型高炉で使用試験が行われたが、いずれも小規模のものであった。日本でも60年代後半になり、西独のB.F法が紹介されたのを契機として、工業技術院公害資源研究所に熱間成形方式試験設備が

設置され、その後、京阪煉炭大阪工場に開底式堅型コークス炉が建設され、ここで製造された成形コークスによる日本で最初の高炉使用試験が住友金属工業小倉製鉄所で行われ、成功をおさめた。こうして、成形コークス開発は現在、高炉使用試験による品質評価の段階に至っている。

しかしながら、現在の研究、開発中の諸方法では現行コークス炉にかわる専用の大型乾留炉が必要であり、乾留工業一般の技術では欧米に依存する状況を脱していく、設備技術の開発が遅れているために、工業的大量生産ができるまでには至っ

表-2 主な成形コークス製造法

国名	プロセス	製造方法	開発経過
アメリカ	FMC法	流動層で粉炭を乾留、コールターピッヂをバインダーとして冷間成形、トラベリンググレードでキュアリング、シャフト炉で焼成	250トン/日操業中 精錬用還元剤製造
	CBNR法	流動層で一部乾留し、熱間ペレタイジング法でペレットを製造、堅型炉で乾留	コンソリデーションコール、 ペスレムスチール、ナショナルスチール、リパブリックスチール4社の共同研究。 15~30トン/日の試験は終り、500トン/日試験予定
西ドイツ	BBF法	約70%の非粘結炭はチャーにし、 約30%の粘結炭をバインダーとして熱間成形(450~500°C)する。 そのままあるいは軽い乾留をして用いる。	120トン/日の試験を 1973年終了。 300トン/日の実証炉稼働予定
	ANCIT法	約70%の非粘結炭はチャーにし、 約30%の粘結炭をバインダーとして熱間成形する。 成形後その温度で保持し硬化する	300トン/日設備して 1967年より操業 工業用、家庭用燃料製造
フランス	HBNPC法	石炭をバインダーを用いて成形し、 堅型炉を用いて乾留	120トン/日設備、1972年以來稼働
ソ連	Sapoznikov法	流動層で予熱、溶融状態で押出成形、 堅型炉で乾留	200トン/日操業中、1975年大型炉建設計画
オーストラリア	Aus Coke法	石炭を冷間成形し、砂流動炉、堅型炉で乾留	120トン/日設備にて試験中
日本	石炭技研法	流動層で粉炭を乾留、30%程度の 粘結炭を用いて熱間成形、環状型キルンを2段に置いて乾留	50トン/日による研究、 1972年終了
	DKS法	石炭をバインダーを用いて冷間成形、 上部装入・底開き式の室炉で乾留	110トン/日設備にて1971年より操業 大型化研究中

(『鉄鋼界報』75年2月1日)

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

ていない。世界的にみると、表-2にみられるように、300～500T／日のレベルでの操業ないし計画がアメリカ、西独で進められており、また英国鉄鋼公社はB.F.L法（西独）の導入により、日産650トンの半工業化プラントを1976年に完成させるとの発表をおこなった。こうして、数年後には質・量共に十分高炉用として満足される方式に完成されようとしているのに対し、とりわけ深刻な強粘結炭不足問題を抱える日本鉄鋼業の立ち遅れが目立っている。このため、日本鉄鋼業も専門的知識をもつた人材を育成する一方で、技術導入にも関心を示している。

一方、成型炭による石炭のコークス化性向上の原理を応用し、現行のコークス炉がそのまま活用できる成型炭配合の実用化が進められている。

強粘結炭の代りにどの程度の国内弱粘結炭の代替が許されるかという単純な目的からはじめられた当研究は、後には強粘結炭以外の適当な石炭を配合することで強粘結炭類似の原料炭をつくり出す目的へと発展してきた経過があり、日本の特殊な資源条件下での配合に関する経験則の樹立を応用したものである。

強粘結炭の使用に关心をもった日が浅い欧米では日本の着想外の方法が試みられ、成形コークス研究、予熱炭装入法等での先行を許している。日本における成型炭配合技術の開発はこのような状況下で進められてきたものである。

新日本製鉄は1974年12月4日に、非粘結性の一般炭を製鉄用原料炭として最大20%活用できる成型炭配合コークスの製造、使用技術を開発したと発表した。即ち、強粘結炭使用比を従来の70%から約55%まで引き下げられ、とくにコークス製造で不可欠とされている米国産低揮発分炭を現在の最小限約10%から約4%以下にまで、製鉄用原料炭として利用価値のなかった一般炭を最大20%まで活用できるとしている。

同社はすでに八幡製鉄所戸畠コークス工場にお

ける成型炭製造設備（月産3万3千トン）で71年以来実機操業テストを行ってきており、ここにきて、一般実用化に十分な技術的確信を得るに至ったので各製鉄所でよいよ本格採用する意思を固めたものである。まず戸畠に第2号機として'75年1月着工で月産3万6千トンの成型炭製造設備を建設するのをはじめ、大分、君津にも同規模のプラントを設置する計画である。同技術は更に日本钢管、住友金属工業にも技術供与することになっている。

コークス炉へ装入する石炭を事前に処理することにより、コークス品質の向上、低品位炭の活用および生産性の向上を達成する方法として、上述の成型炭の他に、乾燥炭、予熱炭装入法の研究ならびに実用化が積極的に進められ、注目をあびている。特に予熱炭装入法については、米国Allied Chemical社の開発により1965年頃から商業炉で実証されており、又、西独で開発された方式もすでに実用段階にある。主な効果としては乾留時間の30～50%短縮による生産性向上があり、また副次的には低質炭に対するコークス強度向上の効果が顕著であり、密閉方式で装入するため粉塵防止となるなど、原料対策、公害対策にも有効であることが実証されている。この為、「実績いかんによつては、今後重要な技術に発展する可能性がある」（『鉄と鋼』1975年第5号）との予測すら出てきている。

このような成型炭配合技術の開発や成形コークス研究の活発化と一部の方法についての技術導入の方向は、日本の原料炭問題を部分的には緩和するとみられるものの、なお多くの問題を抱えていくものと思われる。

すなわち、成型炭配合法や予熱炭装入法では粘結炭を主体とする現行技術の原料制約を基本的に克服するものではなく、高流動性の国内炭や米国炭の確保が今後困難化する日本の原料事情に対する基本的な解決策とはなりえない。

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

一方、成形コークスについては、大型乾留炉の開発が最大の課題となっている。また、主原料の非粘結炭、微粘結炭についても、無煙炭から褐炭まで性状は多々あり、どんな性状にも適合する方式はない。（『鉄鋼界報』'75・2・1、4ページ）。したがって、欧米の原料事情から開発された成形コークス技術を導入しても、何ら基本的解決にはならず、日本の資源条件を踏まえた自主的な技術開発が極めて重要となる。

他方、成形コークス、成型炭の利用に伴う一般炭への新たな大量需要は、電力業界だけでも70年代後半に年間3千万トンの一般炭輸入が必要と見込んでいることからみても、その供給面に不安が残っている。しかも、非粘結炭についても安価な炭素材の獲得という期待はほとんど持てないと予想される。これは、採掘コスト自体が炭種とは関係なく、炭層の賦存状態により左右されるものと予想されるからである。

こうして、高炉製鉄法のはらむコークス・原料炭問題の深刻化は、現行の高炉用コークス製造技術の改良とそれの根本的革新への要請を急速に強めつつある。しかしながら、上記に述べたようなコークス・原料炭問題の困難性はコークス製造技術の改良や革新に止まらずに、直接製鉄法や原子力製鉄法といった高炉製鉄法そのものの革新へのうねりとして拡がろうとしている。

(4) 新しい製鉄法の胎動と日本鉄鋼業の位置

原料炭の不足・高価格化、コークス炉・焼結操業に伴う環境汚染問題そしてそのための設備投資、公害対策の急増、更には銑鋼一貫製鉄規模の巨大化による投資のコスト高と投機化など高炉製鉄法をとりまく種々の制約条件の高まりの下で、直接製鉄に対する要請は近年著しく強まってきた。

直接製鉄は鉄鉱石をその熔融点以下で固体のまま、気体、液体または固体還元剤から発生するH₂COまたはその混合ガスで還元して海綿鉄にする方法で、原子力製鉄もその一種である。

その特色としては

- I) 高炉に適さない鉄鉱石や低品位鉱も使える。
- II) 燃料・還元剤としての炭材は高炉用コークスのような厳しい制約もなく、天然ガス・石油および褐炭を含む全石炭が利用できる。
- III) 単位規模も小さくてすみ、工期が早い。
- IV) 設備投資も規模の割に小さく、トンあたり投資および総投資額が抑えられる。
- V) コークス炉のような炭材加工が不必用。
- VI) コストも立地次第で割安と考えられる。
- VII) 一貫製鋼および原子力製鉄といった将来技術に結びつく。（注1）（表-3）

直接製鉄法は第二次大戦後、世界の主要製鉄国

表3 銑鋼一貫体系と直接還元プラントの比較

	銑 鋼 一 貫	直 接 還 元 ・ 電 爐
現在の規模	高炉1基 10,000 t/d 1製鉄所 1,000万t/年 以上	還元シャフト炉1基 1,200 t/d 1ミニ・ミル 100万t/年程度
設 備 投 資	投資額大	各種燃料に対処可
原 燃 料	高炉用コークス用炭の確保が必要	公害要素が少い
環 境 対 策	公害対策に大きな投資が必要	自動化・省力化が可
労 働 力	省力化に限度があり、ある程度の重労働職場がある。	

（『鉄鋼界』—昭和49年8月号—29ページ）

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

において研究開発が試みられたが、特殊条件のわざかの例を除いていずれの国においても、現代の高炉技術の発展に太刀打ちできずにその影をひそめた。今日具体化され、実用化されているのは、天然ガスを用いたHyL法、ロータリーキルを用いたSL法、流動層と水素還元を用いるESSO法、またはUSスチール法があるが、これらはすべて特殊な立地条件で経済性が立てられており、高炉に対抗する段階にまで至っていない。しかも、現在の直接還元はスクラップ代用として、電炉用原料を対象にしている段階である。

とはいえる、原料炭問題の急速な深刻化、スクラップ不足の表面化の下で原料炭を必要としない直接還元製鉄法は立地条件によっては高炉法にかわる効果的な製鉄設備として大いに見直されつつあり、技術革新も進んできている。とくに、海外では西独Korh社のMidrex社、Thyssen社のPurobeir法が開発されており、また同様なシャフト炉による海綿鉄の製造は米Armco社および

Swindell Dressler社のHyL法でも完成されている。固体炭材を還元剤として使用するロータリーキル法の中ではSL/RN法（西独）およびKrupp法（西独）がある。流動床を利用した還元法ではArthur G. Mackee社（米）のFlor法とHydrocarbon Research Inc.（米）のH-iron法などが有力とみられている。これらの種々の方法をそれぞれの国のローカルな条件に適した形で採用し、今後一層直接製鉄の分野は量的に伸びるとみられている。Union Carbide社（米）がまとめた世界の直接還元鉄の生産予測によると6百万トン弱の現行設備は1980年には3千2百万トンになるとしている（図-3）とくにさいきんは工業化に意欲を燃やす産油国で、資源（天然ガス）活用策の一環として直接還元製鉄プロジェクトが盛んになり、日本鉄鋼業が関係するものでもカタールはじめサウジアラビア、エジプト、チュニジア、そしてアブダビなど、そのプロジェクトも数多い。

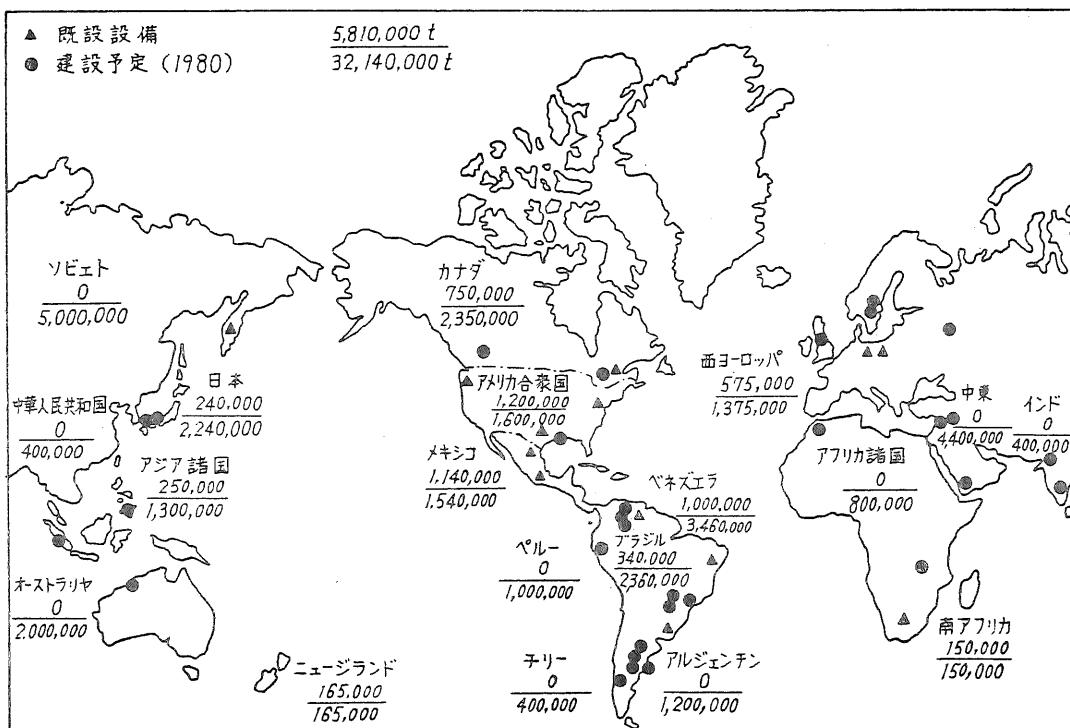
表-4 電気炉における還元鉄利用の実操業例

製 鋼 会 社		還 元 鉄		電 气 炉		使 用 方 法	
社 名	所 在 地	製造法	設備能力	炉容量	変圧器容量	装入方法	還元鉄 装入率
H S W	Hamburger (W.G.)	Midrex	40万t/年	85t×2基	45MVA	炉頂連装	75%
Georgetown	Georgetown (U.S.A.)	"	"	65×3	35	"	50
Sidbec	Contrecoeur (Conada)	"	"	120×2	50	"	70
Oregon	Portland (U.S.A.)	"	"	65×1他	30	"	不明
Armco	Houston ("")	Armco	30	160×4他	50	炉頂連装およびバッチ装入	25
HyLSA	Monterrey (Mexico)	HyL	60	100×3他	40	炉頂連装およびバッチ	75
"	Puebla ("")	"	20	70×3	30	バッチ装入	60
TAMSA	Veracruz ("")	"	17	50×3	不明	炉側連装	80
USIBA	Salvador (Brazil)	"	20	100×1	42	バッチ装入	70
Newzealand	Glenbrook (N.Z.)	SL/RN	15	40×2	22.5	不明	不明
Acos Finos	Piratini (Brazil)	"	6	40×1他	15	炉頂連装	40

(『鉄と鋼』'75・第5号, 572ページ)

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

図1 世界の直接製鉄設備



(『鉄と鋼』1975年 第5号 494ページ)

ところが、従来、わが国では直接製鉄は目的が限定された形で、しかもごく一部で実現されているにすぎない。日立金属工業のヴィーベルグ法は、1964年にスウェーデンより設計図を導入し、これを改良を加えたもので、シャフト炉による海綿鉄の製造方法として、日本では唯一の商業生産を行っているものである。

これに対して、平電炉、特殊鋼業界の主原料であるスクラップが、74年春頃から深刻な不足と価格高騰をきたし、しかも世界的にみても1980-85年には完全なスクラップ不足の事態を招き、還元鉄によってこの不足を補わなければならぬとの予測が出されるに及んで、(表-5)平電炉、特殊鋼業を中心に還元鉄利用の気運が盛り上がり、

平電炉普通鋼協議会技術委員会が対外接衝の窓口となり、還元鉄の利用推進に乗り出した。これに伴い、74年7-10月に鉄鋼連盟は還元鉄による電炉操業の調査研究のため、平電炉、特殊鋼業関係者を調査団として欧米に派遣し、また輸入還元鉄の試験操業実用化研究をおこなった。「直接還元鉄調査団米大陸班」の報告書によると、今後の問題点として、第一にユーニット当たりの生産能力を大きくすること、第二に使用鉱石(現在は高炉に比べ非常に高品位のペレットを使用している)の幅を拡大し、その供給源を増大させることが必要と考えられ、この二点の解決如何が将来直接還元鉄の世界の粗鋼生産に占めるシェアを決定するものと捉えられている。そして、直接還元鉄製造

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

表-5 1975年および1980年における世界のスクラップ推定需要と供給力
(除くコメコン、中国、北鮮)

1,000M.T

		計算方式	1975	1980
粗 鋼 生 産	(e)		514,800	629,400
製鋼用の鉄くず需要	(j)		228,600 (4.4%)	274,800 (4.37%)
製鋼向け鉄くず供給(自家発生くずと鋳型)	(k)		122,300 (2.38%)	141,400 (2.24%)
購入くず需要	製 鋼 用	(m) = (j) - (k)	106,300 (2.06%)	133,400 (2.12%)
	高 爐 用	(n)	5,000	5,300
	鋳 物 用	(o)	31,200	34,900
	計	(p) = (m) + (n) + (o)	142,500 (2.76%)	173,600 (2.76%)
国内回収くず可能な量	加 工 く ず	(q')	62,500 (1.21%)	72,700 (1.16%)
	資 本 く ず	(q'')	70,700 (1.37%)	86,600 (1.38%)
	計	(q) = (q') + (q'')	133,200 (2.59%)	159,300 (2.54%)
1 次 バ ラ ン ス	(r) = (q) - (p)		-9,300 (-1.8%)	-14,300 (-2.3%)
解 体 く ず 回 収 量	(u)		1,100 (0.2%)	1,300 (0.2%)
コメコンよりの輸入くず	(w)		1,200 (0.2%)	1,300 (0.2%)
鉄くずバランス	(x) = (r) - (u) - (w)		-7,000 (-1.4%)	-11,700 (-1.9%)
直 接 還 元 鉄	(y)		3,200	7,300
見 掛 バ ラ ン ス	(z) = (x) + (y)		-3,900	-4,400

注: () の%は粗鋼生産に対する比率

(『鉄くずの将来見通しに關する報告』 国際鉄鋼協会、原料委員会、日本鉄鋼連盟

原料部訳 1974・6月, 12ページ)

コストに占める天然ガス・コストの比率が8-15%と小さいため、「日本国内立地も十分検討の余地がある」として、還元鉄の製造設備導入の検討

を促している。(日刊工業新聞75・3・19)。これら一連の結果、技術的に一応の成果が得られたとして、75年度から還元鉄プラントの立地に

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

関するフィジビリティ・スタディ（企業化調査）を始める等研究枠を拡大し、更に、近く直接環元鉄委員会（仮称）を新設する等還元鉄の実用化に取り組む方向に踏み出している。

また、高炉各社も系列下の平電炉、特殊鋼メーカーへの鉄鋼確保の必要性に加えて、原料炭・エネルギー不足の対策として海外での企業化計画を進めており、その対応策として、還元鉄製造技術の研究を進めている。そのうち、新日本製鉄は独自の技術による還元鉄製造技術の工業化に乗り出し、同社広畠製鉄所に日産最大能力500トンの還元ペレット用シャフトキルンを設置し、日本で初めての本格試験操業による工業化を行うことが発表されている。（日刊工業新聞'74.11.13）。

このように、直接環元製鉄の技術開発に大幅な遅れをとっている日本鉄鋼業は海外技術（とくに、米・西独）の導入をベースに急速な対応をはからうとしている。これまで、日本で直接環元の採用を妨げてきた要因の一つとして、火力発電による電力費高が電気炉製鋼に不利である点が考えられる。しかし、何よりも、独自の技術開発をおこなり、多額の輸入技術に依存せねばならないことこそが、直接環元の採用を妨げてきたより大きな要因である。（注2）中近東を中心に資源産出国での直接環元による製造立地問題が出てきている今日、直接環元技術を持たないことが、自主的な技術・経済協力の方向をゆがめ、海外事業展開において技術面での対欧米依存に走らざるをえない局面もでてくることが考えられよう。（注3）

さて、次に原子力製鉄は高炉製鉄、直接環元製鉄に続く第三の製鉄法としてかねてから注目されているものである。しかし現実には原子力の熱エネルギーを製鉄プロセスに利用するのに伴って発生する例えは超高温ヘリウムガスの処理方法や熱交換、さらに摂氏1千度にも及ぶ高温に耐えうる新合金鋼の開発や安全性など技術面にも解決できない問題が多い。

ところが“原料炭危機”を契機に、これまで夢物語の域を出なかった原子力製鉄法に対し、「昭和50年代は原子力製鉄にメドをつける年代にしよう」（稻山日本鉄鋼連盟会長）と提起がなされるなど全力投球の姿勢が出てきた。

「原子力製鉄の幕明けは’68年9月に日本の製鉄業界が調査をはじめるため原子力利用委員会を設立した時からである。」（米鉄鋼研究会：IISI『世界の原子力製鉄の現状と将来』、日刊工業新聞'75.1.27）との指摘もあるように、日本鉄鋼業における原子力製鉄への取り組みはむしろ欧米諸国に先がけて開始された。

1968年9月、日本鉄鋼協会に原子力部会が設置され原子力製鉄に関する広範な分野について研究が開始された。

政府においては’70年8月に原子力委員会に高温ガス炉懇談会を設置したほか通産省では原子力コンビナートの検討（70年）、原子力製鉄に関するテクノロジーアセスメントの研究（71年）、製鉄クローズドシステム化に関する調査（72年）を行い、それらの成果をふまえて73年にナルナルプロジェクトの1つとして原子力製鉄の開発を推進することになった。

一方、12企業1団体より成る原子力製鉄技術研究組合が’73年5月に設立され（理事長：藤本一郎・川崎製鉄社長），’73年7月には工業技術院と研究組合との間にこのナルナル・プロジェクトの実施についての契約が締結された。こうして、この研究は、まず我が国が多目的ガス炉の開発など基礎的な分野を担当して、原子力利用による直接製鉄プロジェクトの部分について原子力製鉄技術研究組合に研究開発を委託する形となっており、第1段階の6ヶ年計画では国家補助として60億円を見込んでいる。

これに加えて、中近東に進出して実現させることになった還元製鉄所作りが製鉄プロセスのある面では原子力製鉄に技術を応用できるところから

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

「中近東での還元鉄作りは原子力製鉄への第一歩ともなる。関連、応用技術を念頭におきながら建設を進めたい」（平井新日本製鉄社長、鈴木神戸製鋼社長）としており、鉄鋼連盟ベースでも「予算措置その他ももっと強化し、昭和50年代の末期（59年）頃までに実用化のメドをつけたいし、やれるのでは……」（藤本川崎製鉄社長、横田日本钢管社長）との見方すらでてきてている。

こうした情勢から、「原子力製鉄を作るというコンセンサスが出来れば、共同開発の実も上がるし、新製鉄法がより身近なものになる」（平井新日本製鉄社長）として、長期ビジョンの一環で共同投資形式でのモデル的な原子力製鉄所建設のコンセンサスが鉄鋼首脳間で急速に固まりつつある。

他方、欧米諸国では、73年9月に欧州原子力製鉄クラブ（E N S E C）が正式発足した。E N S E C の第1目標は「製鉄に原子力を導入するための戦略を開発し、原子力熱を製鉄プロセスに最大限利用するために必要とされる技術開発の順列を明確にすること」とされており、欧州鉄鋼メーカーが共同で取り組むための開発体制が整備された。

米国においては、米国鉄鋼協会（A I S I）の特別調査委員会が、米国鉄鋼メーカーは政府の援助と資金を得て7百万ドルの原子力化計画に着手するように進言した。この資金は米国が75年度高温ガス炉開発に向けて4千百万ドルを計上したことから入手可能とみられている。すでに、米国原子力委員会は10年以上高温ガス炉の技術開発に携ってきており、原子力委員会の付属研究機関、ことにロス・アラモス科学研究所は高温環元ガス炉の製造の技術開発を続けようとしており、この計画の利点の一部は米国鉄鋼業界に波及するものとみなされている。しかも、米国ではゼネラル・アトミック社による高温ガスの商業化が既に実現しており、「同炉の設計、開発、建設に関する経験は原子力製鉄技術の開発を進める上で米国の大

きな財産となろう。」（米鉄鋼研究協力『世界の原子力製鉄の現状と将来』、日刊工業新聞'75・1・27）とみなされている。

こうして、原子力製鉄の技術開発への動きが日・欧・米の製鉄メーカーを中心に大がかりな展開を見せようとしている。なかでも、日本の原子力製鉄技術研究組合の総合的な研究内容は、原子力の分野で先進している米国、欧州にも例をみないものといわれ、トータル・システムや超耐熱合金など各構成要素ごとの研究には欧米各社もかなりの関心を示しているといわれており、「ヨーロッパ原子力製鉄クラブ」からも参加の働きかけがあり、一部では参加の動きもある。また、米、西独の両鉄鋼連盟からも、3ヶ国の共同研究への参加の呼びかけがなされている。

他方、これとは別にI I S I（国際鉄鋼協会）の場でも、原子力製鉄研究につき協調体制を築き上げようとの意見が米国鉄鋼メーカー中心に持ち上がり、C.B.ベーカーI I S I事務局長の呼びかけにより、75年3月には第1回準備会合がもたれ、今後、研究内容の情報交換を密にする方針が決められた。更に76年秋のI I S I年次総会のメインテーマに掲げられる見通しであり、このため各国関係グループは76年春にも専門家によるワーキング・グループを結成する機運にある。

（'75・3・13 鉄鋼新聞）

しかしながら、このようなI I S Iを舞台とした国際鉄鋼独占グループによる原子力製鉄の国際共同研究の進展は、軽水炉・高温ガス炉の優位を確立し、原子力独占をおし進めているアメリカ原子力国際トラストをバックにもつアメリカ鉄鋼独占体の原子力製鉄技術開発面での国際的支配力を強めていかざるをえないと考えられる。とりわけ、原子力製鉄の開発プロセスで重要な位置を占める高温ガス炉の開発では、表-6にみられるように米・西独・英の独壇場となっており、中でも米国では既に商業化段階にあり、先行している。これ

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

表-6 1960年代後半における海外における高温ガス炉の開発状況

原原子炉	所	炉	Dragon	Winfrith (英)	Peach Bottom	AVR	UHTREX	KSH	Fort St Vrain	1100MW _e (GGA)	THTR	MARK-III (英)
熱出力(MWt)	2.0	115	Jülich (西独)	4.6	3	65	842	2,800	750	1,517		
電気出力(MWe)	-	40		1.5	-	24	330	1,100	300	647		
熱効率(%)	-	34.6		32.6	-	37	39.2	39.3	40	42.6		
冷却材種類	He		He		He	He	He	He	He	He		
炉出口温度	750°C	750°C	850°C	1,316°C	735°C	778°C	788°C	788°C	750°C	800°C		
炉入口温度	~850°C	345°C	345°C	175°C	890°C	425°C	405°C	326°C	270°C	300°C		
炉入力(kg/cm ²)	20	23.8	10	35	25	49	49	49	40			
臨界年	1964年	1966年	1966年	1968年	1968年	1971年	1971年	1974年	1975年	1975年	1975年	1975年
									『鉄と鋼』1975年 第5号 497ページ			

に対し、日本独占の場合、ヨーロッパ独占とは異なり、独自技術の開発をほぼ完全に放棄してきた過程がある。(注4)

こうした背景は、原子力製鉄をめぐる国際鉄鋼独占グループによる国際共同研究の組織化の過程において、アメリカ鉄鋼独占の技術的優位と日本鉄鋼独占の先端技術における対欧米依存の方向を実質的には強めざるをえないと予想される。

(5) 日本鉄鋼業の国際的投資戦略の新段階

資源産出国における資源ナショナリズムの抬頭は資源開発の規制強化に止まらず、「資源の単純輸出から加工度向上への政策転換」となって現われており、その一環として鉄鋼先進国の援助をベースとした一貫製鉄所建設の構想が打ち出されている。

こうした背景をうけて、先に述べたように、通産省の今後の対外政策に大きな影響をもつ産構審鉄鋼部会の答申は、鉄鋼業についてかなりのスペースをさき、海外立地のより本格的示唆を行なっている。即ち、日本鉄鋼独占資本としても、鉄鋼資源および鉄鋼貿易をめぐる情勢を踏まえて、資源産出国側の産業振興政策をからめての資源輸出に対応し、かつまた資源産出国の基幹産業育成のナショナル・プロジェクトに参加・協力していくことが必要である、とするに至っている。ここに、環境汚染問題からの国内新規立地の制約の打開策として、資源の長期的確保のための補強策として、更には、経営基盤多角化の一環として、海外の鉄鋼一貫工場への資本参加という本格的な海外立地が指向されており、その場合には世界市場を対象とする多角的な供給態勢が意図されている。

そのパターンをみると、1960年代にみられた海外事業が、市場確保、市場環境の安定と育成を目的とした輸出手段的色彩の強い素材加工型合弁事業が中心であったのに対し、今後の海外事業計画では、開発途上国の工業化の一環としての鉄

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

鋼業開発への要請に応える形にかわりつつあり、その規模も従来の素材加工の中心規模の海外立地から飛躍して本格的な一貫製鉄所建設へと拡大しきてきている。(表-7)

しかも、その過程で、資源産出国を舞台に国際鉄鋼グループによる国際合弁事業の動きが顕著に出ており、米国鉄鋼企業、さらには欧州鉄鋼企業との海外合弁計画がわが国鉄鋼業にみられはじめってきたことを示している。合弁のパートナーでみると、既存事業では全体の90%近くが民間企業

であったのが、今後の34計画では、半官半民の開発機構が合弁相手として前面に出ているケースが多く、ひとつの顕著な動きとなっている。これは、一貫製鉄事業、条鋼圧延事業と計画規模が拡大し、建設資金がぼう大なものとなって、民間企業グループだけの資金調達能力を越えてきたためである。ここに、立地国の政府をもまきこんだ、国際鉄鋼企業グループによる国際合弁計画が一つの動きとなっている背景があり、アメリカ鉄鋼企業、さらには欧州鉄鋼企業などとの海外合弁事業

表-7 事業タイプ別・地域別わが国鉄鋼業の海外合弁事業

(件 数)

事業のタイプ	地域		北米		欧州		アジア		ラテンアメリカ		中近東		アフリカ		オセアニア		合計	
	既存	計画	既存	計画	既存	計画	既存	計画	既存	計画	既存	計画	既存	計画	既存	計画	既存	計画
内 一貫製鉄事業	国際鉄鋼グループによる共同事業								(2)							(1)		(3)
	直接還元製鉄を軸とする事業								(1)		(3)		(2)					(6)
	半成品の日本国内輸入計画を含む事業								(3)							(1)		(4)
	平電炉・圧延	1			1		3	5		3		2		1	4	12		
内 亜鉛鉄板					10		5		1		7						2	6
内 ブリキ					2		1										3	
内 電気ブリキ					(2)		(1)										(3)	
鋼管					10		4	1		1		1	1			15	3	
伸鉄	1				2	3		1								2	5	
鋼板圧延					1	1										1	1	
鋼材加工(含钢管加工)	4	1			6	2	1									12	2	
線材および線材加工	3				10	2	1				1					15	2	
鋳鍛鋼					3	1		1								3	2	
溶接棒					1	1	1									2	1	
合金鉄								1									1	
ステンレス			1		1												2	
計	7	6	2	1	49	11	17	8	1	4	8	3	1	1	1	85	34	

(注) 計画は出資が具体的に検討され、プロジェクト自身も実現の確実な要素をもつもののみ。

(日本鉄鋼連盟調査、『鉄鋼界報』74.1.0.1)

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

計画の検討が日本鉄鋼企業にも見られはじめたことは注目すべきことといえよう。

一方、前節でみたように技術的進展と世界的なスクラップの逼迫事情を背景に直接還元製鉄法による一貫製鉄事業が中近東地域を中心に、近年数多く検討され、それらのうちの幾つかが具体化に入っている。

こうして、資源産出国に立地する一貫製鉄事業により半成品の国内輸入、また世界的なスクラップ需給見通しを踏まえた平電炉圧延事業によるビレット輸入や直接還元製鉄法による一貫条鋼圧延など数多くの計画が進行しており、1970年代の終わり頃から、これら海外立地による日本への輸入が実現する見通しがある。

海外での大型プロジェクトでは新日本製鉄・日本钢管が欧米鉄鋼メーカーと共同で計画しているサウジアラビアでの還元鉄工場計画、川崎製鉄がブラジルで計画しているツバロン製鉄所計画、住友金属工業のサウジアラビアでのスパイラル钢管工場計画、神戸製鋼のカタール製鉄所計画、日本钢管のカナダの一貫製鉄所計画、日本側高炉メーカーと豪州・BHP社などと西豪州での一貫製

鉄所などがある。それら計画の進展状況と計画概要については表-8に示したとおりである。

まず、神戸製鋼のカタール・プロジェクトが具体化し、74年10月末に新会社カタール・スチールカンパニー（設備資金450億円、カタール政府70%，神戸製鋼20%，東京貿易10%）が誕生し着工段階に入った。同プロジェクトは天然ガス利用の直接還元法による電炉一貫工場であり、粗鋼年産能力は40万トンという小規模ながらも、石油産出国、中近東における日本で初めての直接還元鉄プロジェクトとして注目されている。

次に、川崎製鉄の企図しているブラジルのツバロン・プロジェクトはブラジル政府51%，川鉄、伊・フィンシデル社各24.5%の出資比率による粗鋼年産600万トンの大規模一貫製鉄所建設を目指しており、フィジビリティ・スタディ（企業化調査）を終えた段階となっている。ツバロンは高品位のイタビラ鉄鉱石の積出港であり、鉄鉱石資源立地であるが、原料炭についてはアメリカのピットン社より年間100万トン供給保障を前提としている。

日本钢管とカナダのブリティッシュ・コロンビ

表-8 おもな海外製鉄所建設計画

担当メーカー	提携・交渉相手	進展状況	年産計画概要
カタール	{神戸製鋼所	現地政府、東京貿易	2月ごろ土地造成着手
サウジアラビア	{新日本製鉄、 日本钢管	ペトロミン、米マルコナ など欧米コンソーシアム	350万トン、還元鉄、半製品
アラビア	川崎製鉄	現地政府	3月までに基礎調査
ブラジル・ツバロン製鉄所	{川崎製鉄	現地政府、伊フィンシデル	600万トン、半製品
豪州・西豪州プロジェクト	{新日本製鉄など大手5社	豪BHPなど国際コンソーシアム	1,000万トン、半製品
カナダBC州プロジェクト	{日本钢管	現地州政府	10月までに調査結果

(75.1.7, 日本経済新聞)

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

ア (B・C) 州政府との一貫製鉄所計画は 75 年秋までの 1 年間予定で企業化調査に着手したところである。同プロジェクトは B・C 州から産出される豊富な原料炭資源の有効活用策の一貫として、同州より提起されたものである。

豪州 BHP 社を中心に日本高炉 5 社と欧州メーカー（米国からナショナル・スチールとジョーンズ・アンド・ラフリン、オランダのホッホーフェンス）など国際コンソーシアムによる西豪州一貫プロジェクトは 1 千万トンの製鉄所計画で企業化調査の段階にあり、75 年 6 月に調査結果がまとまる予定である。これに対し、日本政府も「企業側が進出を決めれば、政府としても積極的に支援する」姿勢を打ち出しており、輸銀融資を認める方向にある。これも、基本的には西豪州の鉄鉱石とクリーンズランド州の石炭を活用することになっており、豪州の質源の有効活用のためのプロジェクトとして打ち出されている。

カラジャス鉄鉱石（1967 年に U.S. スチールがアマゾン地域で発見したもので埋蔵量 170 億トン以上と推定されており、品位も鉄分 66% といふ世界最大規模の優良鉄鉱山）を原料とするブラジル・イタキ地区の大規模一貫製鉄所建設計画はブラジル政府と新日鉄を中心とした日本高炉各社の間で 1980 年完成をめざして検討されており、当初粗鋼年産 600 万トン、最終 1200 ～ 1600 万トンの大規模なもので、これが実現すれば日本側が株式の半分近くを保有（ブラジル政府 51%）する本格的な海外進出となる。

その他、サウジアのペトロミン（国営石油会社）と米国マルコナなど欧米コンソーシアムの一員として、新日本製鉄、日本鋼管が進めている同国アルジュベール地区の直接還元製鉄所計画は 75 年 2 月末までに企業化調査結果が判明する。

同計画には、日本側から新日鉄、日本鋼管が持株各 12.5%，米国鉱山会社のマルコナが 40%，米国鉄鋼メーカーのアーム・スチール 10%，西

独のプラントメーカーのエステル 25% が国際コードシラムを編成してフィンピリティ・スタディを進めてきた。現地で安く豊富に入手できる天然ガスを利用し、鉄鉱石については米マルコナがブラジルから輸送することが決まっている。計画によると年産 350 万トンの規模で、そのうち 110 万トンは還元鉄、110 万トンは半製品、さらに 130 万トンはサウジアラビア側の強い希望によって棒鋼をそれぞれ製造する予定である。

こうして、鉄鋼各社が進めてきた海外製鉄所計画は近く続々と企業化調査のまとめ作業に入るが、調査が進むにつれ、労働者不足、コスト高などの難問がクローズアップされ、果して経済的に引き合うかどうかのきわめて微妙な情勢に当面している。

例えばサウジアラビアの直接還元製鉄所計画では、熟練労働者の確保や港湾、電力、水などのインフラストラクチャー整備費の負担問題など、まだ不確定要因が多く残っている。

西豪州一貫製鉄所計画も、鉄鉱石の産出地には近いものの、原料炭は豪州東北部から長距離輸送しなければならない。しかも西豪州地区はまだ産業基盤整備も遅れており、同時に労働者の確保も容易でないとみられている。

カナダ B・C 州プロジェクトも、労働力不足、鉄鉱石輸送のほか、地元の根強い環境保護の世論にいかに適用していくかが大きな課題となりつつある。

しかもそれらの建設コストはブラジル・メキシコ等では鉄塊トン当たり 8 万 5 千円～11 万円余、後発の開発途上国で同 15 万円位になるとみられており、（注 5）さらに世界的インフレ進行に伴う建設コストの異常な急増傾向が重なって、実現可能なプロジェクトさえも「オイルショック以降の異常なコスト高で具体化には慎重にならざるべき」（藤本一郎・川崎製鉄社長、日刊工業新聞'75・12・23）事態に追い込まれている。

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

例えば、 ブラジルのツバロン計画では第一期計画（1977年実動）での年産300万トン（最終的には600万トン）の半製品製鉄所の建設では、 当初見込んでいた建設資金7億ドルはインフレで19億ドルとなり、 粗鋼トン当たり20万円近くにまでね上がっており、 計画を実現するには「少なくともトン当たり30ドル（約9万円）引き下げる必要がある」としている。（日刊工業新聞'75・2・20）。

以上の諸点に加えて、 高炉からの一貫体制を海外立地で進める場合、 現地従業員への教育投資など予想外の投資がともなうこと、 また、 操業が国内では3ヶ月で軌道に乗るのに、 現地では一年必要とするであろうこと、 など経営的に問題が起ることが考えられる。

また、 日本鉄鋼企業の海外事業展開といふ多国籍企業化の方向に対して、 海外プロジェクトの趨勢が開発途上国への要請による一貫製鉄事業にかなりのウェートがある以上、 開発途上国としては、 その開発計画に文字通りキインダストリーとして、 ナショナルプランとして位置づけている例が多く、 日本鉄鋼業としても多くのなお解決すべき課題を抱えている。

そういう点をふまえて、 通産省は海外立地問題についての一定の修正、 即ち、 鉄鋼、 石油化学は環境保全対策の「完璧化」を前提に国内生産規模の見きわめ、 海外投資への輸銀貸し出しの算出も行なった上での国内立地重視の方針を75年4月をメドに打ち出す見通しとなっている。

また「鉄鋼業国際化問題検討会」（74年発足）は75年3月に1980年、 85年における鉄鋼の長期需給展望、 国内需要見通し、 原燃料動向と対策などで中間報告をまとめた。 1985年には世界

の鉄鋼消費の不足が4,800万トンになるとの強気の長期需給見通しに基き、 中長期的に日本の供給（輸出）が要請されると指摘して、 74年9月の産構審答申（『産業構造の長期ビジョン』）での輸出漸減（24万トン台に落ちる）をベースとした軌道の修正を求める内容となっている。 即ちこの内容は新立地を海外立地というより国内に目を向けることをベースにしてまとめられており、 『産業構造の長期ビジョン』での基調となつた、 産業構造の知識・技術集約化を進め、 重化学工業偏重を是正するという観点にたつた産業構造転換政策は大巾に修正される見通しとなっている。

これに対しても、 新日本製鉄など鉄鋼大手企業の国内既存立地での設備投資はきわめて活発化しており、 工事ベースで6社合計は1兆1950億円、 前年度比55%増と不況下では異例ともいえる強気のものとなっている。 75年度に予定されている主な新規投資としては川崎製鉄千葉6号、 神戸製鋼加古川3号の2本の新規高炉の建設と、 繼続工事としての新日本製鉄君津4号、 大分2号、 および住友金属工業鹿島3号の各高炉のほか、 新日本製鉄八幡のシームレス中径钢管工場（月産2万5千トン）、 日本钢管扇島の京浜製鉄所のリプレースなどがある。

また、 環境規制の強化を背景に高炉6社の公害

表-9 50年度設備資金調達計画（他部門含む、 純増ベース）
(単位=億円)

	新日鉄	钢管	川鉄	住金	神鋼	計
株式	0	300	148	200	251	899
社債	1,082	395	536	428	207	2,648
借外資	355	107	252	115	58	887
国内	903	537	267	677	451	2,835
入計	1,258	644	519	792	509	3,722
自己資金	1,360	819	550	580	308	3,617
合計	3,700	2,158	1,753	2,000	1,275	10,886

(注) 新日鉄は投融資600億円を含む（3,100億+600億）

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

防止関連投資総額は前年度比 5.2.9 %増の 2,305 億円で、設備投資全体に占める比率は 1.9.3 %となっている。

一方、これらの資金調達面では現金収入の多い輸出が急速に悪化しているうえ、大口融資規制によって借入金増加を絞られているため、各社ともインパクトローンの取り入れや外債発行など国際金融市場への依存を強めている。

74年度に鉄鋼各社が導入したインパクトロス銀行より 5 千万スイス・フラン（約 5.7 億円）の発行に調印したのを皮切りに、4月には新日本製鉄が 5 千万ドル以上のオイルドラーを中東産油国よりドル建ての私募による外債発行という形式で導入、日本钢管・住友金属工業も近く西独で 1 億マルク（約 1.30 億円）の外債発行を計画している他、川崎製鉄は 4月初めには西独証券市場へ株式を上場し、続いて 5 月には西独で 1 億マルクの公募形式による外債を発行する。

以上にみるような、国際金融市场を舞台とした大規模な外部資金調達の方向は、第 2 章でも触れたように鉄鋼企業経営における財務構造上のゆがみを更に激化させ、企業金融力の脆弱性、経営の非弾力性を一層悪化させるだけに止まらず、国際金融市场で圧倒的な支配網を敷いているアメリカ多国籍銀行への依存度をより強め、アメリカ金融資本の国際金融寡頭制下により深くみこまれていかざるをえなくするものといえる。

しかも、海外での一貫製鉄事業展開の本格化に伴い、その膨大な資金調達においても、現在、進行中の国際金融市场への依存過程は更に進行するといられる。

以上、本章でみてきたように、原料炭問題をはじめとする鉄鋼資源情勢の困難化は資源開発、資源指向型海外立地をめぐる戦後未曾有の本格的な海外進出の引き金となっており、それも、国内でのカルテル体制、制度的整備を背景に、国際鉄鋼独占グループとの国際合併による進出という鉄鋼

業にかけて見られなかった多国籍企業化への方向に踏み出している。

更に、原子力製鉄の技術開発では I I S I (国際鉄鋼協会) を舞台に欧米鉄鋼独占グループとの国際的な共同開発の方向が急速に具体化してきている。

このような資源開発、海外立地、技術開発における国際鉄鋼グループによる独占的な共同体制の方向は、資源産出国からの資源略奪策としての新たな形態の進展に止まらずに、資源・先端技術（原子力製鉄、直接環元製鉄）における欧米の優位、とりわけアメリカ鉄鋼資源独占。技術独占の下に日本鉄鋼業がより組織的に組みこまれる方向でもある。しかも海外立地による原料調達においてはツバロン計画やイタキ計画、サウジアラビアの直接環元製鉄所計画等にみられるようにアメリカ国際資源独占からの原料供給を前提にしていること、更には、直接環元製鉄所の海外立地計画において、直接環元技術をもたない日本鉄鋼独占は、例えば神戸製鋼のカタール計画でアメリカのミドレックスコーポレーションが使用権をもつミドレックス法の技術導入を既に決定している点にもみられるように米・西独の直接環元技術をベースとせざるをえないこと、等にも示されているよう IC、資源・技術面での対欧米鉄鋼独占への依存が多面的な相関連関を強めつつ進まさるをえないものといえよう。

(注 1) 下沢舜伍「還元鉄の原料地生産と新資源の活用」(『鉄鋼界』1971年9月号、74ページ)

(注 2) 下村泰人「還元鉄技術の現状と今後の問題」(『鉄鋼界』'74年8月号 31ページ)

(注 3) 神戸製鋼はカタール製鉄所における直接環元製鉄のプロセスに米ミッドロンドン・ロ社が開発したミドレックス法（使用権は米ミッドレックスコーポレーション）の採用を決定した。（日刊工業新聞'75

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

・ 3 ・ 1 8)。

(注 4) 原子力産業をめぐるアメリカの核独占戦略と対米従属の展開については、山脇友宏「『先端産業』をめぐる対米従属の再編成」(『経済』'74年11・12月号、'74年3月号)。中村静治『戦後日本経

済と技術発展』(日本評論社、1968年)

(注 5) 『世界における鉄鋼一貫製鉄所建設の動向調査』(1973年6月 日本鉄鋼連盟調査部) の「第7表 世界の建設中の鉄鋼一貫製鉄所の建設コスト」(24~27ページ)に基づく。

研究報告

戦後社会政策論の再検討

— 現代的課題のための覚え書き（その1） —

向 井 喜 典

労働問題研究会の活動が、昨年秋から陣容を新たに復活した。本論は、その第1回研究会での私の報告内容を編集者の求めに応じて文章化したものである。現代の労働者生活の防衛とその向上への諸課題に关心をもつ人達に何らかのお役に立てばと考えている。

I 社会政策論の研究動向と問題の所在

最初に、この報告での基本的な課題意識を明確にしておきたい。

現段階の資本制蓄積の機構が生む勤労国民諸階層の生活破綻の様相の深刻な広がりと、この現実の民主主義的な変革への展望に向けて、社会政策論の研究をどのようにすすめるかということにかかわって、最近の社会政策分野の諸論議をみると、そこにはいくつかの見逃されてならない論点が提起されています。

第1には、昭和30年前後を境にした、社会政策論から労働経済論への転換が意味したもの、そして、この転換が日本資本主義の戦後高度成長下の労資関係ならびに労働政策とのかかわりにおいて有した意味についてである。この転換のリーダー・シップをとったのは、隅谷三喜男教授のいわ

ゆる賃労働の理論＝労働経済論の構想です。しかも、それが、昭和40年ごろから、社会政策論の再構成という形式を強めてきています。

社会政策論という以上は、当然、政策対象領域としての労働者の生活と意識、組織と運動の問題、政策主体領域としての国家権力の役割の問題がそれぞれ構想のなかに位置づいてはじめて社会政策論の「再構成」といえるでしょう。隅谷教授の場合にも、賃労働論の展開として、それらの問題が提起されています。

第2には、宇野弘蔵氏の経済学方法論、そのいわゆる「段階論」としての政策論の方法に依拠する人達が社会政策、労働問題研究の諸分野に少なからぬ影響を示してきている事です。労資の階級対抗関係あるいは国家権力の役割の把握というすぐれて社会的主体の介入する領域の解明は、理論的にではなく、すぐれて歴史実証的に、理論的な把握とは別箇の次元においてとらえなければならないとする主張だといえるでしょう。

以上のような、一方での隅谷教授の見解、他方での宇野経済学の影響の浸透状況、この両方での極対決して、歴史の現段階が要求する労働問題の研究、また、歴史の現段階が要求する労資関係における国家権力の役割の解明をどうすすめるか

戦後社会政策論の再検討

ということが、なんとしても欠かしえない課題であろうと思われます。

ふりかえってみると、実は、昭和20年代の社会政策の本質論争の最初の提起者が提起した問題も、必ずしも、資本主義経済の一般理論の次元においても、基本矛盾の発現に規定された階級斗争の展開と国家の把握という問題においても、抽象的論理の次元で解明しようとしたのではない。問題はすぐれて敗戦直後の日本資本主義の構造的危機、それを勤労大衆がどう克服していくかといふ、歴史の現実を拓き新しい歴史を創造していくところの変革主体の実践的階級的な要求に対応する学問の枠組みの発展の必要性として提起されたということである。したがって、私達は本質論争の提起者のこうした方法視角を今日的に継承して、隅谷理論なりあるいは宇野経済学の浸透状況なりに対決していかなければならないと思います。

Ⅱ 社会政策本質論争の発端

隅谷さんの場合、あの社会政策本質論争は、社会政策学の内容であるところの賃労働の問題を直接に扱うことなく、従ってそれは内容のない概念論議になってしまったのであり、労働問題の社会科学的研究に対しては何ものもつけ加えなかつた。そして、本質論争よりは賃労働の封建制論の方がはるかに有意義であったという形で問題が出されるものだから、私達としても、この隅谷さんの提言を年頭において、まずもって、あの本質論争の課題が何であり到達点が何であったかということを述べておくことが必要です。

戦後20年代のあの論争の発端が昭和24年春の服部英太郎教授の大河内理論批判、『社会政策の生産力説への一批判』といふ長文の論文に始まつたことは、よく知られているところです。それでは一体、服部教授の大河内理論批判の基本的な課題意識とは何であったのか、大きいくいて、私

はそれが2つの点から構成されておったと考えます。

第1の点は、そもそも我が国の社会政策研究分野で、なによりも本格的に『資本論』の土台の上で、しかも社会政策論の源流であるドイツ社会政策論史におけるウェーバー問題をふまえて、いわならばマルクス・ウェーバー問題の社会政策版、労働問題版とも呼ぶべき形で論理の新たな組み換えを試みた人、それが他ならない大河内さんだった。その大河内さんの現実的出発点は、戦時中における全般的労働義務制への展開までも社会政策としてみなすというところにあるのですが、服部さんのまずとりあげた点はこの問題だった。

大河内さんは、戦時中の全般的労働義務制までもなぜ社会政策とみなしたのか。

大河内さんの発想にある資本主義の「経済機構」は、労働者は資本にとっての生産要素としての労働力の扱い手、肉体的な扱い手としてのみその存在を許されるにもかかわらず、すなわちその人格的存在が物格的存在へと転倒された労働者が、たとえば、産業革命期の工場法やその後の社会政策諸立法、諸制度の発展にみられるように、保護されなければならないのはなぜかというのが、基軸的問題なわけです。それは、古くドイツ以来の伝統でもあり、また、「改良」という社会政策の基軸的問題であった。こうした「改良」をめぐる認識から、大河内さんによって第2次大戦中の全般的労働義務制の展開に対応して大河内さん自身の用語で、「保全」から「保護」、あるいは「培養」へと概念内容が拡張された。そして、概念内容の拡張が実は一方で賃金統制令、他方で、戦時労働者立法、これらを社会政策といいくるめるための理論的用意としてすすめられた。

これは、服部さんの目からすれば黙認ならない点です、というのは、そもそも労働者の自主性の否定の上に展開するそうした諸立法、諸制度までを社会政策と呼びならわすことはどういうことか

——服部さんの批判の第1論点は、大河内教授が戦時労働政策を「生産機構の再編成に対応する社会政策」と呼び、初期資本主義の労働力創出政策を生産機構の再編成に対応する、資本の労働力に対する露骨な欲求のあらわな表現ととらえ、戦時中は再び戦時生産力向上のための生産機構再編成に対する露骨な表現としてとらえる、初期資本主義でおさえたものを戦争中で追認するという論法であったから、初期資本主義と産業革命以後との間には大きな歴史的断層があることが見逃されているという点でした。さらに、戦時労働力統制も、労働者階級の社会的力量が非常に成長しているので、その運動が否定、抑圧されても全面的な統制という訳にはいかず、いかに体制の中へ労働者の社会的力量を組み込んでいくかという部分的改良を含めながら分析するべきなのに、大河内さんはこの点をも全然見逃しているという点です。

服部さんの批判の第2の論点は、さかのぼってみれば実はマルクスが、イギリス工場法の歴史の分析で与えたところの「経済的必然性」と「社会的な必然性」、服部用語によれば、相互不可分離なこの「二重の鍵」が、大河内さんの場合は「経済機構」的把握、その生産力視点のために見落されてしまったこと、したがって、社会政策の「社会的必然性」をどのように理論的枠組みに入れるかという問題です。この点こそ、しばしばいわれる生産力説批判の基本課題なのです。

以上の2点を再度確認すれば、独占段階、とくに国家独占資本主義のもとでの社会政策の形成と展開の論理をこの段階での再生産・蓄積機構の内的矛盾と関連させてどう明確にするかということ、そのため、もう一度『資本論』にたち返って理論的な基礎枠をどう組みかえるかということです。

そこで、以上の問題が論争の展開の中でどうなっていったんだろうか。次に注目しておかなければならぬのは、論争の中心的立役者であった岸本英太郎教授の場合です。

岸本先生の場合に、問題はさしあたり『資本論』の論理それ自体の中で今服部さんが提起したところの経済的、社会的「二重の鍵」の連関関係、あるいはもう少しさかのぼってみるとすれば、昭和11年の風早・大河内論争でみられた、社会政策論における階級斗争範疇をどう位置づけるかという問題、こうしたいわけ懸案の課題を『資本論』の論理に即して解決することここにこそ岸本教授の大河内批判の重点がおかれ、あるいはそのことの中で岸本理論確立の課題がみつめられたといっていいだろうと考えます。

そこで、岸本さんの大河内理論批判の論点は、結論から先にいうと、なによりも資本蓄積の進展とそれが生みだすところの資本生産様式に独自な人口法則としての相対的過剰人口=産業予備軍形成の論理、これをいかに明確ならしめるかが第1点、そして、それによって基礎づけられるところの労働の需要と供給の法則の作用のあらわれ方が第2点、これらを資本蓄積が対極的に生み出すところの貧困として位置づけ、この視点から貧困化に対する労働者の抵抗、資本と国家の対応を通して社会政策の政策主体としての国家の役割を明らかにしていく方向でした。岸本さんの言葉によれば、「社会政策の本質と形態」の追求です。

ところで、今述べたように、岸本さんが資本蓄積論と産業予備軍の理論、この2つをふまえられたということは、実は大河内理論のもっていた固有の論理構造をその面で大きく突き破るものでした。このことは事実ですがしかし、岸本さんの場合、大河内理論の固有の論理構造がはらんでいる理論的難点をどうのりこえるかという点に問題が絞られたため、岸本さんの理論自身には少なからぬ制約がありました。

Ⅲ 大河内理論の論理構造

少し話しあはわり道になるようだけれども、念

戦後社会政策論の再検討

のために大河内理論それ自体について、簡単な解説をしその理論的難点に触れておきたいと思います。

大河内さんが昭和2年末から3年初めにかけて書かれた『概念構成を通じてみた社会政策の変遷』、これは、19世紀後半のドイツ歴史学派に始まる社会政策論の古典的諸概念を検討し、それが第1次大戦後、すなわちドイツ資本主義の危機においてどういう結末をとどるか、という展望を与えたもので、その後昭和10年代になって書かれた『ドイツ社会政策思想史』の原形をなすものです。この論文中、大河内さんは次のような非常に大事なことをいっておられる。

一つは、社会政策とは、たとえシュモラーがいうように、道義的なあるいは宗教的な原生的道から出てくるとしても、資本主義社会の矛盾の資本主義的な解決への努力の表現として社会政策は把握されなければならないという点、もう一つは、社会政策とは、労働運動の革命的な急進化に対する追加的緩和剤または解毒剤として与えられ、革命的情熱を拡散させるものだという認識、こういう限界認識が非常に明らかに出されています。さらに第3の点として、以上の2点から社会政策論はどうあるべきかという問題として次のように述べられる。与えられた社会政策上の実践をば、一定の経済関係、ないしはその上に展開する階級関係の集中的な表現としてとらえることこそが、学としての社会政策の理論・課題を構成するものであるだろう、と。

以上に指摘した3つの点というのは、その後の大河内理論がはらんだ幾つかの難点にもかかわらず、今なおもう一ぺんふり返って学ぶべきところだと思います。しかし、問題のたて方が画期的であっても、それがただちに理論内容の正しさに結びつかない例は他の分野にも数多くあるわけです。大河内さんの場合、内容はどうだったか。

今までのドイツ流の社会政策論は、労働者が社

会的に弱いか強いかというような次元で労働者に対する政策をとらえるため、そこからさまざまな観念論的な誤謬を生みだした。とすれば、再度、資本主義経済の再生産機構との連関で解きあかし、資本主義社会の歴史的発展の一条件として解きあかそうというわけで、そこで大河内さんが出発点にもとめられたのが、資本と労働力との関連、資本と資本にとっての生産要素としての労働力との関連の中で国家の政策としての社会政策はどういう意義をもち、どういう限界をもっているかとということの明確化でした。

それでは、生産要素としての労働力はどういう性格をもっているか 生産要素としての労働力の資本による充用の機構、すなわち生産過程における資本の労働力充用機構をどのように把握するか。大河内さんの視点が、そこから搾取関係の明確化ということにすすめは正しいんだけれども、実はここで誤ったことになるんです。その後の見解とあわせてこの点の大河内理解を説明すると、いわゆる社会的総資本による「保全」の論理です。個別資本における機械に対する絶えざる掃事や油の注入は、素材保全上の合理性から必要とされる、同じ意味合いにおいて、社会的総資本による労働力の「保全」は、まさしく、生産要素としての労働力の素材保全上の合理性だ、というわけです。この点、大河内先生御自身がマスターされているはずの経済学からいえば、価値・剩余価値範疇に包摂された労働力の論理を投げ捨てて、素材的、使用価値的視点へと問題をすりかえられたとでもいうべきです。大河内さんの場合、労働力の商品性の把握は、流通主義的な単純商品の等価交換法則の認識をそのまま適用したものにすぎませんから、矮少化されざるをえない。資本の生産過程における労働力充用機構はこのようにとらえられているわけです。

こうした認識から次に出てくるのは、社会的総資本の最初の「保全」行為としての工場法成立以

後の労働者の団結をめぐるところの社会政策の問題です。これに対して、大河内さんは、従来これを「産業平和」策だとしてとらえてきたが、「産業平和」策としてとらえることは問題の政治的な外姿にまどわされたものだ、と。そしてこれもまた、資本と労働力との経済機構的連関の中できっちり位置づけなければならぬといふわけです。

さて、その位置づけ方ですが、大河内さんは、工場法によってまず確保された「生理的限界」、すなわちこれを労働力の「自然的存在」と規定され、その「自然的存在」をふまえて組織し団結し運動を展開するものを「社会的存在」と規定される。「自然的存在」から「社会的存在」へと労働力の存在状態は成熟するのだ、とおさえられる。そして、こうした「社会的存在」へと成熟した労働力の存在形態に対応して打ち出されるのが、労働力の資本制的充用における、「社会的ならびに道徳的限界」という認識です。ひとたび工場法によって「生理的限界」を保障された上で次に問題になるのは「道徳的限界」だ、と。この「道徳的限界」に対応するのが「社会的存在」への成熟だ、と。そして、この「社会的・道徳的限界」をめぐって組織され、意識された労働力を総資本がその手にいかに掌握するか、これこそが生産力発展の決め手になる。だからして、「産業平和」策というふうな政治的外姿においてとらえられるべきではなく、この場合にも問題のすべては、産業社会の生産力拡充のための内的必然性といふ視点からとらえなければならない、と。こういう位置づけ方によって、いとこころの経済機構的な把握、生産力視点なり経済的視点なりを遮二無二貫徹されます。

この問題で、実は大河内さん自身の論理は幾段階かの変遷を経ています。昭和6年の『労働保護立法の理論』では、労働組合法をめぐる問題は、「社会的必然性」で処理されておった。ところが、

戦争中から次第にこうした生産力拡充、「存在状態の変化」という方向へと論理がすっと動いてきた。戦時国独資の形成展開とともに全般的労働義務制の進展、これが何らかの形で大河内さんの論理構成に微妙な投影を与えた。しかも、戦後になって、他の多くの人々が「私は奴隸の言葉で書きました」というのだけれども、大河内さんはおっしゃらない。むしろ、「風雪に耐えて正しい理論は、幾重にもつらぬくものかな」と、有名な昭和27年の著書『社会政策の経済理論』の「はしがき」でいっておられる。

大河内さんは、いわば方法的視角の決定的弱さのために、その論理が戦時労働政策の代弁、容認という性格を帯びていった。それをよく示してくれるのは昭和16年の『戦時社会政策論』の「はしがき」で、そこで、「戦争は平時に較べて10年も早く社会政策を前進させる」という有名な言葉を残している。私は、とくにこの事実をここで強調しておきたい。

戦争直後、折りからの産業復興運動に唱和するかのごとくに、「生産の復興こそ先にやるべき」といわれた。大河内さんのもともとの「保全」論と、この「生産力復興こそ先」という論理——これは大河内さんの変身だといふ説があります。たとえば、下山房雄氏がその『日本賃金論史』あたりで書いていますが、しかし、私はそうは考えない。その理由は、大河内さんにとて、「労働力保全」とは他からぬ資本主義の順当な再生産とその発展のための必要条件としての「労働力保全」である。だからして、順当な再生産・発展のための軌道が崩壊していくときには、まず軌道を敷き直せ、という見解になるわけです。平時では「労働力保全」が先だが、生産機構崩壊期にはまずレールを引き直すことが大事だというのは、現象的には変身にみえるかもしれないけれども、大河内論理の固有の論理構造それ自体の内在的必然だと私は考えております。さらに、この同じこと

戦後社会政策論の再検討

が、たとえば賃労働の封建制論についても、あるいは大河内流企業別組合論の論理構成ともからんでいるのです。

とくに、大河内流企業別組合論について言及しておくと、昭和25年ごろから出現してくる先生の企業別組合論は、労働力の供給側、日本の労働市場の半封建的性格から説明されていました。日本資本主義の戦前以来の半封建的な性格、半封建的な土地所有関係に規定されたところの農民層分解、そのために、日本では近代的な賃金範疇は成立しない。したがって、賃金範疇が半封建的性格のものとして規定される以上は労働組合の性格も労働者のエトスもそれに規定されたものとなる。かくして、大河内さんは、日本の労働組合について、企業内での経営家族主義に対応する企業別組合という性格規定をやります。その場合、労働者、労働組合は企業内では従順であって、自己回復の場は企業の外での街頭デモだと、街頭では暴動民であり、中では体制順応的だというふうな奇妙な性格づけをします。

ところが、こうした、労働力の供給要因から説いていた大河内さんが、昭和30年前後を境にして、今度は資本の側、需要要因の側から企業別的性格を説き始める。というのは、隅谷さんとともにこれは対応するわけですが、ちょうど、戦時国独資のメカニズムに対応しながら自らの理論を形成され、現実の明確な批判的解明の方向を見失われた大河内さんは、再び再建された本格的な戦後国独資に対応しながら自らの理論枠を編成替えされた。ここでも、その批判的解明の方向は見失われたままです。大河内さんは、歴史の現実を変革する立場でなく解釈の立場、それも資本のための啓蒙家としてのそれであった。しかも、その根底にはくり返しいうように剩余価値、蓄積機構、過剰人口の問題など、その論理的欠陥によって、大河内さんには結局、経済機構の再生産循環は国家によって補完されなければならないという認識

が一貫してきた。これこそが、実は階級視点を見失った生産力説だと、国独資を見失った大河内理論だといって、服部さんによって批判されなくてはならなかつた。

IV 大河内理論批判の到達点と限界

岸本さんは、大河内理論の乗り越えとして資本蓄積、過剰人口の両論点を提起し、そしてまた、窮乏、抵抗の論理の中から岸本先生的な主体論を開闢されました。しかし、果して大河内理論の理論的枠組みと客観的役割を含めてのいわば大河内さんの労働者像といふ問題は、岸本さんによっても乗り越えられていないのではないか。岸本先生だけでなく、岸本さんの見解を経済主義だといつてえらく政治主義的に問題を出してくる西村轄通さんの場合でも、果して大河内さんを乗り越えたか、結局今述べたような意味では乗り越えていないのではないかと思われます。

それでは、一体乗り越える手だてはあったのか、実はあった。それは、大河内さんからの反論に対してなんら再反論をなされることなく終ってしまった服部さんの課題意識、もう少し厳密には、岸本さんが打ち出した理論的基礎枠をきちんと受けとめる形でその後の前進をはかるということの中にこそあった、というふうに私はいっておきたい。

さて、抵抗主体の問題、主体形成という以上は階級斗争、階級斗争から国家の問題へとなります。

岸本主体論はどうだったのか。実は悲しいかな、いつもいうことだけれども、論理構成として反射的規定にとどまっているといわれてもやむおえないふしがあった。窮乏するから抵抗する、価値以下に下がるから抵抗は激化する、これは、あの当時の日本のマルクス経済学に一路窮乏化説というのがかなり強く支配していて、生活水準低下説をとろうと「価値以下」説をとろうと、一路窮乏化説という事情がありました。マルクスは、『資本

論』「7篇」24章の中では、それが変容される、変容問題を強く出している。とりわけ、24章7節の中で主体形成の問題を強く出している。ということは、貧困化論というのは、貧乏→斗争といふ反射的規定ではなくて実はそれが労働者階級の数の増大、社会的連関のひろがり、組織化、訓練を呼び起すという問題まで展開されされているわけである。この点が、岸本主体論以後に反省されて、『資本論』理解の問い合わせの努力が今日まで続けられてきたわけです。

岸本理論の意義と限界は、「労働力保全」論がもっていた労働力の商品性の把握における形式論理的な認識、疎外視点への転落、そして流通主義的な等価交換法則への矮少化、これを蓄積論の視点から大きく突き破ろうとした点は、岸本さんの論理構成のすぐれた点であると評価したい。ところが、主体形成の論理となると、先ほど述べたように、反射的規定にとどまってしまったということです。

国家論ではどうだったか。大河内さんの場合、「国家がなければ再生産循環は成り立たない」です。それに対して、岸本さんは「階級斗争の産物としての国家の社会政策」とした限り、両者のあらわれ方は大きく違います。ところが、この点についても昨今、とくに宇野派の人達ですが、戸塚秀夫氏、徳永重良氏らによって岸本理論も大河内理論もともに、経済学の原理論の法則と国家論が癒着しているなどという。大河内理論に向けているのはよくわかりますが、果して岸本理論にもそんなことがいえるのか。私は、全く逆に、大河内理論における癒着を断ち切ったということ、その切り方が、歴史の前進的展望を明確にするという意味で不充分であったということにこそ問題があ

った、と思っております。

しかし、なによりも、ちょうど本質論争の展開と同じ時期に、財政学方法論争が島恭彦教授と武田隆夫教授の間、あるいは世界経済論方法論争が松井清教授と原田三郎教授の間に展開されております。

これらの論争では、政治経済学の理論体系の中で、まず財政学では、国家の貨幣的な側面での国家の役割をどう位置づけるか。財政学は政治経済学なのか、国家と経済法則、あるいは政治と経済の矛盾の連関をどうとらえるかということをめぐる論争であったとみていいし、さらにまた世界経済論争の場合、ここでは一体プラン後半に出てくる世界市場なる範疇は果して資本、土地所有、賃労働の分析から論理上向的にたどっていけるものなのかどうか、前半と後半の断絶何如、それを現実分析でどう適用するかということをめぐる論争であっただろうと思います。ところが、この財政学方法論争、世界経済論争で出されたシビアな問題意識、これが実は悲しいかな、本質論争の参加者いずれにもおよそ意識されていない。この点がもっと明確に反省されていたなら、昨今のような宇野派の横行などというようなことは起りそうはずがない。

本質論争のプロセスとして、蓄積、窮屈、抵抗、国家という形でもう一步で迫りうるところの理論士俵までできたのに、ほぼ同じ時期に展開されていた問題がきちんと受けとめられなかつたのはどういうことだろうか。

これは、今日当面する課題を解明するためにはもう一度、それらの分野の研究史をたどってみる必要があるという、いわば私達の宿題になっていくだろうと思います。

現代技術の到達点とその評価について

研究報告

日本科学史学会 技術史分科会
75年春期シンポジウム「技術史研究の課題と方法」

現代技術の到達点とその評価について — シュハルデン『現代科学技術革命論』の検討を中心に —

吉田文和

序

このテーマ自体は、今日、関心をあつめている問題であり、科学者が協同して研究していくべきものです。

本報告は、そのための手がかりとして、最近刊行されたシュハルデン編『現代科学技術革命論』（山崎俊雄、金光不二夫訳、大月書店1974年8月23日）の批判的検討と、それにたいする我々の積極的見解を提出することによって、現代資本主義の科学技術の問題点と、変革への展望を出す下さい。基本的視点をのべてみたいと思います。

『現代科学技術革命論』は、これまで、芝田進午氏を通じて紹介されていた、ソ連・東欧の理論が、直接、集約されて出されている点で、有意義なものですが、内容上、重大な問題点や誤りがあり、端的にいえば、現代資本主義はもちろん、社会主義のもとでの科学技術のとらえ方において、本報告のテーマ「現代技術の到達点とその評価」を行なっていく上で、批判の対象としなければならないものだと思われます。

現代資本主義の下における技術の問題点
現代資本主義の下で発展した科学・技術の問題

点を、アトランダムにとりあげただけでも、以下のものがあげられます。

- ① 軍事技術を中心とした発展
 - ② 農工間技術格差、不均等発展
 - ③ 工業技術の跛行的・不均等発展、安全性軽視、保安技術のおくれ、「生産第一主義」
 - ④ 環境破壊、資源の浪費、「ムダの制度化」
 - ⑤ 管理技術の反労働者性
- もちろん、現代技術のもつていている可能性と、国民生活の向上のために果している役割は正しく評価しなければなりませんが、本報告では、問題点に焦点をあてて検討します。

評価の二つの視点 一 生産力の内的質的構成と人間労働の質

以上にのべたような課題に対して、『現代科学技術革命論』は、科学的な分析を与え、変革の展望を出しうるものかどうか。この点からみていきたいと思います。そのさい①～⑤に共通している問題、すなわち、生産力の内的質的構成（生産物量、国民所得、など）と人間労働の質という二つの点からみていきたいと思います。

現代技術の到達点とその評価について

といいますのは、『現代科学技術革命論』は、生産力の質と量ということはのべていますが（P. 27），主要な関心事は生産量にあるといつてもよいのではないかと思われるからです。

たとえば、「ソ連では、いかなる資本主義国よりもはやいテンポで一人あたりの国民所得が増加し……」とか「党と政府の作成した壮大な計画が遂行された暁には、ソ連は生産レヴェルの点で世界第一位となり、現在、資本主義世界が生産している二倍以上の工業製品を生産することになるだろう」（P. 224）としています。

社会主義の優位性というのは、本来、生産の合理的計画のもとで、いかに少い資源を、有効に、国民生活の向上に使うかという点にあると思いますが、この点が前面に出されず、資源問題ではリサイクルの問題は提起されていません。（P. 203）

また、人間労働の問題に関連して、総合自動化が「科学技術革命」の指標となるかのように強調されていますが、自動化をなぜやるのか、という点が明確にされない感があります。たとえば、朝鮮民主主義人民共和国では「三大技術革命」というスローガンのもとに、「危険、重筋労働をなくす。精神労働と肉体労働の分離対立をなくす。婦人家事労働をなくす」ということが強調され、それとの関係で、自動化が位置づけられていると聞いていますが、人間労働において、ルーチンな仕事はできるだけ機械にうつし、創造的労働は残るようにし、また残らざるをえないという位置づけ、国民の多様な要求に応えうるようなオートメーションをつくるにはどうしたらよいか、というような問題関心は『現代科学技術革命論』にはみあたりません。

以上のような問題意識のそれが、なぜ出てくるのか、これを、技術の概念規定、技術革命論、技術の発展法則論、「技術学的生産様式論」、「直接的生産力への科学の転化説」、第二次大戦後の技術発展の評価、日本の産業革命についての言及、にわけて検討したいと思います。

技術の概念規定について

ソ連のこれまでの通説では、ズヴォルィキンの「技術とは社会的生産の体系における労働手段の総体である」でした。ところが、この本では、変更が加えられ、「技術とは、人工的につくられた人間の活動手段である」（P. 17）とされています。

その理由は、「『技術』には、人間が他の活動部面（たとえば、日常生活、科学研究、軍事、文化、イデオロギー、国家の管理などにおいて）で手段としてつかっているそのほかの物あるいは物の複合体も入っている」（P. 17）とされていますが、あまり明確ではなく、概念規定を広げたことだけが理解できます。別の部分における管理技術の強調（P. 162）とあわせて考えますと、技術規定のなかに、管理技術も入れる、というよう理解できます。これは、日本でも、経営学系統の研究者が主張されていますが、管理技術というのは、生産技術とくらべれば、派生技術であり、労働組織も入ってきますから、結局、技術のなかに、労働力を入れろ、という主張につながっていくわけです。これは、日本では、すでに技術論論争と、それを基礎とした現代技術分析において、ほぼ結着がついている問題だと思われます。

『現代科学技術革命論』の技術規定で、むしろ問題だと思われるるのは、マルクスのいう「対象的諸条件」のなかに、安全装置や、環境破壊防止装置を入れるべきであるか、どうか、といった問題意識が欠如していることです。この点は、余談になりますが、昨年の国際科学史学会に来日したシェハルデン氏に、直接聞いたところでも、はつきりいえると思います。その他、技術規定に関連して、生産力規定のなかに、労働対象が入ってこないかのようにのべている部分もあり、技術規定もふくめ、従来の見解を変えたさいの根拠が不明確です。

現代技術の到達点とその評価について

技術革命論、技術の発展法則論について

『現代科学技術革命論』の特色の一つは、技術革命、産業革命、生産革命を区別して、かなり立ち入った説明をしていることです。しかしながら、その説明は成功していないように思われます。

それは、たとえば、個々の技術の革命と「技術革命」のつながりがつかず、技術の発展法則をとらえるさいも、労働生産性でとらえたり、技術学的原理でとらえたり、一貫した基準がありません。この問題は、日本ではすでに解決されているものです。すなわち、「個々の技術の革命」については、「機能と構造の矛盾」の法則（技術の内的発展法則論）としてとらえ、技術革命については、生産革命の内的モメントとして、人間労働を基軸にしてみていくという労働手段体系説論者によつて解明されたものです。

『現代科学技術革命』は、この点がふまえられていないため、第一次から第四次までの技術革命についても、基準がはっきりせず、リリーなどの規定よりも後退しており、政治（社会）革命 → 技術革命 → 生産革命という定式化（P.49）も、一般的には、むしろ、技術革命 → 政治革命 → 生産革命ではないかとも考えられます。この点で、ソ連などの国々の発展図式が不当に一般化されているのではないかと思ひます。

また、人間労働の二つの側面、すなわち、動力と制御、制御の優位という点がはっきりしないため、動力史観におちいり、電気技術の評価についても、矛盾した部分があります。（P.90とP.113）

この他、第二次産業革命論の起源についても、フリードマン（1936年）以前に、A.G. White（Electrical Industry）（1904年）、W.Meakin（New Industrial Revolution）（1928年）があり、研究不足が指摘されねばなりません。

『技術学的生産様式論』について

クージン『マルクスと技術論』において提起され、この本の基調になっている「技術学的生産様式論」は、日本で論争になっている「生産様式論」と共通の問題を含んでいます。

この本では、「技術学的生産様式とは (1)技術的手段利用の組織 (2)生産者・技術的手段の技術的結合様式 (3)分業」という三つの要因の総体である（P.18）とされています。

生産関係を捨象した、生産様式という意味にもとれます。概念規定をみれば、組織や、生産者と技術的手段の結合様式、分業が内容であり、当然、生産関係が入ってくるのではないか、という疑問が生じますが、これについては、P.220とP.232で矛盾した指摘がみられます。しかし、大筋としては、生産関係が入らないと読みとれます。以前のソ連の『技術の歴史』（東京図書版）では、社会構成体と、技術史の区分を一致させていますが、クージン以来、二つの社会構成体の間を、共通の技術学的生産様式が支配するという見方になっており、これが「社会主義的企業でも、資本主義と同じ工作機械（したがって機械工場）やコンベア等がもちいられている」（P.220）とか「科学・技術革命は、資本主義諸国でもおこりうる」（P.221）という主張の基礎になっているわけです。

この主張は、結局、すでに述べた、技術の内的発展法則論がふまえられないまま議論が出発し、「前の時代に、後の時代の技術的物質的基礎ができる」いう問題を正しくのべられないところに原因があると思われます。我々の課題、すなわち、現代資本主義のもとで発展した科学技術をどう検討し、変革していくか（したがって、前の時代の技術的物質的基礎を全てそのまま無批判に受けついでいる）という課題からみた場合、承服しがたい命題だと思われます。

現代技術の到達点とその評価について

『直接的生産力への科学の転化説』について

「科学技術革命論」の主な論拠にあげられているのが、この「転化説」です。

この問題は、科学と技術が密接な関係をもつようになり、技術が科学によってうらづけられるようになった、と従来いわれてきたものです。ところが、これを「直接的生産力への科学の転化」といわれると、にわかに承認できかねる問題を含んでいます。

この本の第7章で詳しく論じられていますが、マルクスやエンゲルスからの引用も、全く誤っていることをまず指摘しなければなりません。

たとえば、『経済学批判要綱』からの引用「固定資本の発展は、一般的社会的知識がどの程度まで直接的生産力となったか、したがって社会的生存過程それ自体の諸条件がどの程度まで一般的支配下にはいったか、この知性にしたがってどの程度まで改造がおこなわれたか、を示している」(P.151)は、科学が応用され、技術(固定資本)を通じて直接的生産力になることをのべており、「直接的生産力への科学の転化」と正反対のことがのべられています。

また、『1861～63年草稿』からの引用も誤っています。

「……これによって同時に生産に応用された科学としての科学の直接的労働からの分離がおこる。これにたいして以前の生産の段階では、限られた量の知識と経験とは労働自体と直接結びついており、労働から分離した独立した力として発展せず。したがって全体としては、昔からおこなわれた、ひじょうにゆっくりとだんだんにしか発展しなかった伝統的な方法書きの収集の域をけっして出なかった」(P.163)。

ここでは、資本の支配の条件として、科学(技術学)の直接的労働からの分離がのべてあるだけです。シュハルデン氏に直接聞いたところでも、

直接的生産力の3要因(労働力、労働手段、労働対象)とは別に、科学が直接的生産力にはならないとしているのですから、この命題の不当性は明らかです。

以上の古典引用の誤りの上に、問題のある指摘が続きます。

「直接的な物質的生産からの人間の解放」(P.166) すなわち、総合自動化ができたとしても、全体としてみた場合、生産が労働者の制御をうけるのは明らかですし、人間の制御、修理、点検、調整がなくなるような自動化は、当面まだ問題になりえないことも指摘できると思われます。

はじめに指摘しましたように、自動化を行なうのか、人間労働にとってのその位置、問題点、いわゆる「労働除外」の問題等からのアプローチがみられないのは、残念といわねばなりません。また、「生産力としての科学」という位置づけて、生産との関係のみから、科学を規定し、科学自体の独自性や、自然の全面的認識、人間生活全般における科学の位置づけがはっきりしていないように思えます。こういう命題が出てくるのは、ソ連での基礎科学研究がなかなかうまく生産力化しないという事態のあせりの表現ともうけとれます。(日本の哲学研究者のなかでも、この命題が無批判に使われています。たとえば、芝田進午編『マルクス主義研究入門』) 哲学87ページ 福田静夫担当部分)

戦後の技術発展の評価について

科学技術革命の指標とされている「核エネルギーの制御、宇宙開発、化学の発達、生産の自動化」(P.9)は、科学技術史をひもとけば、第二次世界大戦とその後の冷戦と熱戦によって、大きく開発が促進されたものであることはよく知られています。

ところが、この本は、科学技術革命が「第二次大戦あるいは、他のなんらかの原因によって生じ

現代技術の到達点とその評価について

た現象でもない』(P.222)としています。たとえば、原子力の平和利用(P.182)の問題にしても、軍事技術の転用からもたらされた問題(秘密性、安全性、浪費性等)がふれられていないばかりでなく、日本の原子力船「むつ」(P.185)も問題ないものとしてあつかわれています。

また、先端技術中心の「波及効果論」の立場に立っているように思えます。たとえば、「新しい宇宙機器、新しい宇宙技術をつくりだすための科学的研究と開発の成果が、将来総合自動化生産に広く利用されることも間違いない」(P.215)として、先端技術中心開発の弊害についてはふれられていません。戦後の冷戦構造のなかで、帝国主義に包囲されたソ連としては、対抗上、先端部門に力をさかざるをえなかったのも、歴史事情として理解されますが、それはやむをえないものであり、本来、社会主義の優位性を発揮して、科学技術の総合的全面的発展がはかられるべきであるとの立場が必要だと思われます。

日本の産業革命について (PP. 81-82)

日本資本主義論争の成果はふまえられておらず、「実質的ブルジョア革命論」の立場です。総じて、日本についての言及は研究不足と指摘せざるをえません。

全体としての評価

以上で『現代科学技術革命論』の簡単な検討を終わりますが、この本は、総じて矛盾した部分が多く、また、我々の課題「現代技術の到達点とその評価」にとって武器とはなりえず、厳しい評価を下すならば、むしろ、誤りの見本であるといってよいのではないかと思います。

我々の試論

ここで、我々の積極的見解を出さなければなりませんが、以上の検討を通じてのべてきたことをまとめてみます。この見解は、あくまでも試論で、まだ本報告者としても、自信をもっているものではありません。以下、箇条書き的にのべます。

はじめにのべた、独占資本主義の下で発達した技術の腐朽性、寄生性をとりのぞき、社会進歩と真に国民のための科学、技術の再編成、総合的発展が必要。

そのさい、「生産第一主義」批判の立場で、資源、環境、労働、安全、生産物の長期的全面的評価を行い、物質代謝の合理的制御をめざす。

国民生活の全面的発展のために、おくれている分野での科学技術研究を行う。

交通体系の再編成も含む、国土の総合的民主的開発。

「波及効果論」批判、先端技術中心批判の立場で、科学技術のつりあいのとれた、全面的発展をめざす、科学研究の生産からの一定の自立性。

研究体制の民主化…………等

以上が検討されなければならないと思います。以上の課題は、日本の各分野の科学者、技術者、労働者の全ての要求と分析研究にもとづいて、本格的に行えるものと考えます。なお、各文野の分析と展望の例としては、日本学術会議論『1970年代以降の科学、技術について』が参考になると 思います。

[付記]

本報告の作製にあたり、横浜国大中村静治教授の御教示を受けました。記して感謝するしたいです。

連載講座

『資本論』研究入門 4

第8章 労働日，第一節 労働日の限界

池 上 憲

1. 労働の二面性と労働日

資本主義社会は、その最も典型的な社会的関係として、資本家と労働者との賃金契約という関係を特徴としている。この契約は、形式の上からみると、生産手段、生活手段、および貨幣の所有者としての資本家と、これらの諸手段から「自由」で、労働力商品のみを唯一の販売可能な商品として所有している労働者との間の契約であって、単純化していえば有産者（財産所有者）と無産者との契約関係であるといえるであろう。この「契約」という一見すると法的な関係、人格と人格との契約関係は、その経済的な側面からみると、貨幣所有者としての資本家と労働力商品の所有者である労働者との「労働力商品の販売に関する契約」という形をとっている。労働者は、一方では「無産者」でありながら、他方では労働力商品とはいえ、商品の「所有者」であるといいう微妙な立場にたっているようである。この「微妙さ」こそ、現代における経済学上の主要な論争の根源となっているのであるけれども、この点はのちにたちかえることとして、「労働力商品販売契約」の内容をもうすこしたちいって考察してみよう。

『資本論』において、「労働力商品販売契約」

の経済的内容が最初に考察されているのは、第一部、第二篇「貨幣の資本への転化」第三節、労働力の売買、においてである。この節で、マルクスは、資本主義社会において商品がすべてその商品にふくまれている労働の量、（つまり、価値）を基準として「等価交換」がおこなわれると想定した上で、それでもなお、商品を購入して販売した資本家に「剩余価値」または「もうけ」が生み出される原因をきびしく追求している。商品所有者がすべてにわたって、「等価」で、商品を交換しているのに資本家に「もうけ」が生まれる根拠を説明することは、これもまた、現代にいたるまでの経済理論上の根本問題であって、マルクスの画期的な業績の一つがこの点にかかわっていたこともまた、いうまでもないことである。

「等価交換」というのっぽきならない理論の枠組みからは、「もうけ」の原因が説明できないために、マルクス以外の経済学者たちは、完全な競争がある場合には「もうけ」はなくなってしまうのであって、競争がうまくおこなわれずに、物の供給を特定の商品所有者が独占できたり、また、物の購入の機会を独占したりできたりした場合にのみ「もうけ」が発生すると考えた。また、別の一派の人々は、「もうけ」は、資本家が、労働者

を監督した「監督のための労働」に対する報酬であって、資本家の労働もまた、商品の価値をたかめているのだから、「等価交換」の原則と矛盾しない、などと考えていたのである。

マルクスは、このような欠点の多い説明で満足することができずに、「労働の二面性」という「決定的な跳躍点」を発見して「もうけの原因」を解明したのである。

マルクスによれば、人間の労働は、商品の価値を形成し、先の表現によれば「等価交換」の前提をつくりだすだけではなくて、人類が自分たちの過去の世界から引きついだ労働の生産物、あるいは労働の成果を加工し、その価値を保存するという役割をもっている。労働のこの側面を彼は「具体的、有用的労働」と名付け、この労働によって自然の人間にに対する有用性の増大、人間に役立つ自然世界の拡大がもたらされるものと考えた。空気や天然の水のように、自然それ自体が人間にとて有用であるという性質をもつ場合に加えて、人間の過去の労働の生産物を加工して人間にとての自然の有用性を拡大した成果をマルクスは「使用価値」とよんだのである。

したがって、人間の労働は、一方では、商品の「ねうち」＝価値をつくりだし、それによって「等価交換」の前提をつくるとともに、他方では、過去の労働の成果や自然そのものを加工して人類に有用性を拡大しそのことによって、人間の欲望の充足がより容易になるように、「使用価値」を増大させるのである。

労働を一方では、商品の価値をつくりだす労働としてつかみ、他方では、商品の使用価値をつくりだす労働としてつかむ、といふこの「労働の二面性」の発見は、「等価交換」の前提の上で「もうけ」を説明しうる重大な手がかりをあたえた。すなわち、資本家は、労働力商品を「等価で」、「ねうちどおりに」購入したとしても、労働力商品の「使用価値」＝有用性として「もうけをつく

りだす力」を期待しても、何らの不都合もなかつたからである。

労働力商品の「価値」は、他のすべての商品の価値と同じように、特定の使用価値をつくりだすのに必要な「労働の量」によってきます。いま、労働力商品の使用価値が、「一定期間に資本家のもうけをつくりだす力」にあるとすれば、この力をつくりだすのに必要な労働の量とは、労働者が衣、食、住、教育、教養などに必要な生活手段を購入しうるにたる貨幣額にふくまれる労働の量となるであろう。この貨幣額を賃金と名づけるならば、労働者は賃金によって価値どおりの支払を受け、賃金による生活資料の購入を通じて自分の生命力をつくりだし、この生命力の発揮によって、資本家の「もうけ」をつくりだすことになる。

労働者が「一定期間に資本家のもうけをつくりだす力」をもち、この使用価値を販売するのだとすれば、他のすべての使用価値と同じく販売のための単位があるのは当然であろう。一枚の皿、一kgの小麦、などといふのと同じく、「1日に資本家のためにもうけをつくりだす力」として労働力商品は測定され、販売される。そして、この「1日」という単位でつかんだ労働力商品の販売単位が労働日(working day)なのであった。

2. 剰余労働のための必要労働

さて、この「労働日」という単位を通じてみた労働力商品の価値と使用価値は、どのような特徴をもっているであろうか？一般に、「使用価値は、価値のない手」であるといわれる。例えば一枚の皿が500円だ、というとき、この皿に8時間分の労働がふくまれているとしよう。一枚の皿は、食事につかえるとか、食器棚にかざっておけるとか、さまざまな使用価値をもつが、この使用価値があってこそ、8時間分の労働は、社会的にみて500円という評価をうけとっているので

ある。もし、皿が割れているとか、欠陥商品であるとかいう事実があれば、それに含まれている労働は、社会的な評価をうけることができない。労働力商品もこの点では全く同じことであって、「資本家に対してもうけをもたらす能力」をもつたぎりで、彼の生命を維持し、かつ、生産するための貨幣額と、それに含まれている労働量とは、社会的に一定の評価をうけることができる。

「資本家に対してもうけをもたらす能力」を仮に「搾取材料」という表現でいいあらわすとすれば、労働者は「搾取材料」である限りにおいて賃金をうけとり、自分の生命を維持し、生命を生産することができる。このような「搾取材料」としての労働者が、資本家の工場のなかで労働するとき、彼の労働日が、どのような構成をとるかは、おのずからあきらかであろう。

資本家の工場における労働者の労働は、一方では、彼が支払をうけた貨幣額に含まれているに等しい労働を投下し、それによって、資本家の提供した生産手段、とくに原材料を加工し、資本家の商品をふやし、資本家がその商品を販売して、労働者に支払うべき貨幣額を手に入れることを可能にする。このために必要な労働時間は、労働者のもつ労働力の価値を補填するのに必要な労働時間であって必要労働時間とよぶのがふさわしい。

だが、この必要労働時間は、労働力商品の価値を補填するのみであって、この労働が評価されるのは、先にみたように、「搾取材料」としての使用価値が発揮されるかぎりにおいてのみである。この使用価値の発揮は、必要労働時間をこえる労働日、つまり、剩余労働時間を資本家にもたらす。したがって、一労働日は、必要労働時間と剩余労働時間の合計である。マルクスの表現をかりれば、

「必要労働と剩余労働の合計、すなわち、労働者が自分の労働力の補填価値と剩余価値とを生産する時間の合計は、彼の労働時間の絶対的な大いさ——労働日（working day）——をなしている。」

（大月版、第一分冊、299ページ）というわけである。

3. 必要労働時間の効率的な利用

労働力商品が資本家の工場において現実に消費されてゆくと想定した場合、一般の商品と比較して注意しなければならないことは、資本主義社会における商品の生産は、「金もうけのための手段」である。という点での共通性を、労働力商品もまたもっている。ということである。労働力商品は、剩余価値といふ「金の卵」を生むニワトリであって、労働者の生命の生産と再生産のために一定の貨幣額を支出することは、金もうけのための単なる手段にすぎない。ところが、一般の商品と労働力商品との区別は、ここからはじまる。一般的の商品においては、その商品の使用価値の生産は、価値を生産するための手段であり、価値物を獲得するためのない手としてである。皿をつくる資本家は、皿の有用性を社会にもたらすことが目的ではなくて、皿のうちに含まれる労働の量を足場に、価値の増殖をはかって、それを貨幣額にたえず転化してゆくのが目的である。皿といふ使用価値の生産は、価値を増殖するための単なる手段にすぎない。

ところが、労働力商品にあっては、「もうけをもたらすといふ使用価値」そのものが、労働力商品の価値の増殖といふ目的と完全に合致し、労働力商品そのものの生産のために必要な労働量＝価値の獲得、この使用価値を実現するための単なる手段に転化されている。ここでのみ、使用価値が、商品生産の目的であり、労働力の価値の生産と再生産は、この目的のための単なる手段にすぎない。このような逆転が生じたのは、労働力商品のもたらす使用価値が、資本家階級の価値増殖欲望を充足するという独特の使用価値をもち、ある意味では、階級的支配に固有の生産関係によって規定さ

れた「有用性」あるいは「欲望充足」を意味するからにはほかない。一般に日本の経済学者が、労働力商品の特殊性について論ずる場合には、他の商品のように労働力商品は大量生産をしたり、貯蔵したりできないから、他の商品のように需要の変化に対して供給能力の点で弾力性がないという点を強調しがちなのであるが、のちにみると、労働力商品はむしろ、他の商品以上に、供給に弾力性がある場合が多く、労働力商品の特殊性を問題とする場合には、他の商品とちがって、使用価値の生産そのものが、目的となり、価値の生産はむしろ、そのための手段の位置におろされてしまう点をこそ注目すべきではないかと考えられる。

この関係を労働日に即していえば、労働力の価値を補填すべき必要労働時間は、資本家に「もうけ」を保障する剩余労働のための単なる手段にすぎない。そこで、剩余価値率が、剩余労働時間 ÷ 必要労働時間、という表現をうけとるならば、この率の意味するところは、必要労働時間一単位が、どれだけ能率よく剩余労働時間をもたらしたかを表示することになる。この率は、もし、必要労働時間を一定であるとするならば、労働時間を延長すればするほど、それだけますます大きくならざるをえないことは自明であろう。

そうなれば、労働日の大いさそのものは、資本家の価値増殖にたいする欲望の大いさにつれて変動しうる可変量であり、下手をすれば、必要労働部分の対価として労働者が獲得したはずの自分の生命の生産と再生産の余裕すらないほどまでに長時間労働を強要する可能性もまた、かなり大きいということにもなる。

4. 剩余価値率増大の帰結

マルクスの『資本論』に先だって、この「可変量」としての労働日の実態をあきらかにしたのは、

ユートピアンであった ロバート・オーエン、あるいは、『イギリスにおける労働者階級の状態』におけるエンゲルスであった。オーエンは、1815年6月から、1816年4月まで、長男デイルを伴って、イングランド、スコットランドを巡遊し、工場法案のための資料を集めてゐた。浅井喜久雄教授による『英國社会主義』1953年、社会思想研究会出版部によると、その報告書にいふ。

「この30年前から、世の中はすっかり変わってしまった。昔の、中世的徒弟制度には温情があり、義理があり、濃い家庭的雰囲気があった。

…… 或は子供達は、吾家の仕事場で働き、父母と共に一家団欒の歓びを持つ事が出来た。しかし『楽しい昔のイングランド』old merry England は去り、今や営利主義、私利追及主義が、社会を郵便馬車のような速度で駆け巡り、人と人との繋りは、金銭関係だけになってしまつた。

労働者は工場から工場へと渡り歩き、雇主は単に営利の手段として彼らを酷使するばかりである。これは暴君と奴隸の社会である。人間らしい生活から追放された労働階級は、益々兇暴且つ自暴自棄的にならざるを得ない。今のうちに国家がこの問題を取り上げ、労働階級の状態を改善しないならば、社会は取返しのつかぬ危険の中へ投げこまれるであろう。」(77ページ)

さらに、この視察旅行の感想を、当時15才の長男デイルも次のように書き残している。

「蒐集し得た諸事実は、私には信じられぬぐらいい怖ろしいものであった。例外でなく、一般的に、十歳の子供が一日十四時間働いていた。或る所では十六時間というのもあった。細糸工場では、普通75度以上の高温のなかで塵埃や綿埃に塗れて働いていた。かかる制度が 刑なしに維持し得られるものではない。大勢の現場監督が硬い革紐を公然と持ち歩き、一番幼い子供を打ち叩いている

のをよく見せつけられた。ある大工場では子供の四分の一から五分の一が足を引きづり、傷つけられていた。そしていつも過労で、生傷の絶え間がなかった。幼い子供達は三・四年経つと、ひどい病気にかかって死んでしまうらしかった。」

(同上、78ページ)

5. 労働日の肉体的、精神的限界と『営業の自由』

これらのおそるべき搾取の実態から容易に推察できるように、労働日の無制限な延長によって、剩余価値率を高め、必要労働に対する配慮を最小限度にまでおし下げようとする資本家階級の価値増殖欲望は、マルクスによれば二つの点で、限界につきあたらざるをえない。第一の点は、労働力の肉体的限界であり、「人間は、24時間の一自然日のあいだには、まだ、一定量の生命力を支出することしかできない。……1日のある部分では体力は休み、眠らなければならない。また別的一部分では、人間はそのほかの肉体的な諸欲望を満足させなければならない。すなわち、食うとか身を清めるとか、衣服を着るなどの欲望である。」(同上、302ページ)、1日24時間のうち、労働力の支出にあてる部分と、休息、あるいは、労働能力を回復し、諸欲望を充足するための時間との区別は、人間の生命力の生産のための条件であって、これは、労働日の延長に対する労働力の肉体的限界を形成している。

第二の点は、労働者の精神的な限界であって、マルクスによればつきのとおりである。

「このような純粹に肉体的な限界のほかに、労働日の延長は精神的な限界にもぶつかる。労働者は、精神的および社会的な諸欲望を満足させるための時間を必要とし、これらの欲望の大きさや数は一般的な文化水準によって規定されている。」(302ページ)

一方には、必要労働時間の長さに規定された労

働日の最小限の大いさがあり、他方では、肉体的および、精神的な限界によって規定された労働日の最大限の大いさがあるとすれば、この可変量を一つの定められた大いさにおちつかせ、社会的な標準的な長さがきめられるまでには、歴史的な経過が必要である。この経過のなかから、世界各国ともに10~8時間の標準的な労働日を法律によって制定するにいたるのであって、日本の場合をみても、1947年4月に「労働基準法」第32条が、「使用者は、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間、一週間にについて四十八時間を超えて、労働させてはならない。」と規定するまでには、実に多くの「歴史的経過」が流れている。日本における戦前の工場法の歴史を労働運動とのかかわりで系統的に考察された風早八十二教授や小林端五教授は、日本の工場法に関する論議がすでに明治10年代にはじまっており、絶対主義天皇制下の官僚は、イギリス(1833年)、ドイツ(プロイセン)、1839年の工場法成立事情からみて、労働運動、社会運動の高まりは必至であると考えていたことを指摘している。(風早八十二『日本社会政策史(上)』、青木書店、151ページ以下、小林端五『工場法と労働運動』青木書店、1965年などを参照)。明治10年代といえば1870年代末から1880年代にかけての時期であるから、日本は、イギリスにおくれること50年でしかも、戦前の工場法は、内容の点でも「法規上だけからは、最低年令を除いてはまさに植民地インドにもおよばない」(小林、全上、17ページ)有様であった。したがって、工場法の本格的確立は、1947年をまたねばならなかつたのであって、この間、実に50年以上を要しているのである。工場法の祖国、イギリスについてからが、1802年に世界最初の工場法といわれる「徒弟の健康および道徳法」が成立してから、1864年に工場法の整備がすすむまで60年以上を要しており、この間にチャーティスト運動を

はじめ、普通選挙権の拡大、労働時間の短縮のための「人権にかかる」多くの社会運動が展開されたことはいうまでもない。

標準労働日の確立は、資本家階級の「営業の自由権」に対する最初の大規模な、社会による統制であった。そのわけは、元来、労働日の延長は、労働力商品の売わたし契約における労働力商品の使用価値にかかるものであり、それ故に、その消費過程は資本家の営業活動に合体され、営業の自由権の一部に属するとみなされたからである。

マルクスはいう。

「資本家は労働力をその日価値で買った。一労働日のあいだの使用価値は彼のものである。つまり、彼は一日のあいだ自分のために労働者を働かせる権利を得たのである。」（302ページ）

「資本家は商品交換の法則をたてにとる。彼はどの買い手とも同じように、彼の商品の使用価値からできるだけ大きな効用を引きだそうとする。」（303ページ）だが、資本家による「営業の自由」権の主張は、商品所有者としての労働者の「営業の自由」権をいちじるしく侵害してくる。労働者が、労働力商品の所有者としてそれを販売するという意味での「営業」がなりたつためには、労働者の生命の生産が正常におこなわれ、それによって、労働能力の回復が正常におこなわれなければならない。もし、労働能力の回復が不可能などに労働時間が延長され、肉体的には休息と安眠の時間などすらあたえられず、精神的には一切の文化水準から疎外されつづけるならば、労働者は、労働能力そのものを早期に消耗させられ、商品所有者として市場に登場することをも妨げられてしまう。

資本家と労働者の契約関係が形式上平等性、対等性をもつかぎりは、労働力商品の販売契約において、労働力の価値に対する「等価の」貨幣額の支払は、かかる契約の前提であり、「等価の交換」は、正常な労働能力の回復をその条件とする。したがって、労働者もまた、労働力商品の所有者としては、当然の権利として、労働能力の回復を保障するに足る程度の生活のための時間を確保し、労働時間を短縮するようになると要求しうる根拠をもっている。マルクスの表現によれば、「売られた商品の独自性質には、買い手によるその消費にたいする制限が含まれている。」（304ページ）のあって、すでにみたように、使用価値の実現（剩余労働の拡大）を目的とし、必要労働に対する価値の支払をそのための手段とした資本主義的生産方法は、その目的のために、手段を犠牲にすることがきわめて困難な状況に直面している。価値の増殖という目的を実現する上で必要なかぎりは、労働力の価値を支払い、労働能力の生産と再生産が正常におこなわれるようという労働者側の当然の要求に譲歩せざるをえない。

そうなってくると、「営業の自由権」を楯にとる資本家も、「労働能力の正常な生産による労働力商品の販売の権利の確立」を楯にとる労働者も、ともに商品所有者としての権利を主張するかぎり、その根拠はそれなりに正当である。マルクスがいうように「同等な権利対権利とのあいだでは力がことを決する」のあって、労働者階級と資本家階級の対決点は標準労働日をめぐって頂点に達する。

（続）

研究会便り

『資本論』を読む会の1年間

都留文科大学 倉 増 寿 幸

私たちのすすめてきた「『資本論』を読む会」のあゆみを少しまとめてみたいと思います。御意見をお聞かせいただければ幸いです。

都留文科大学（山梨県）に「『資本論』を読む会」が発足したのは昨49年5月中旬、先輩のN Aさんが発起人となって、最初数名に声をかけ、大学ロビーに受付をつくって応募をはじめました。受付は一ヶ月以上つづけましたが20名近い会員の参加を得ました。

a) 木曜日、4時～6時、大学で
b) 土曜日、4時～6時、大学で
の2グループに分かれて読み始めましたが、さらに参加の申込があり

c) 土曜日、7時～9時、下宿で
を設けました。私自身は木曜グループに加わりましたので、話はある程度そこにかたよります。

1) 参加者全員が、基本的に内容を理解するまで、ゆっくり、じっくり読む。

2) テキストは大月版とする。

最初の確認はこの2点、これを決めたとたんに、書店頭から「資本論」が姿を消しました。例の紙不足一値上げにぶっかった訳です。「資本論」を求めて、甲府へ、東京へ、はては名古屋の自宅に電話したり……。なおも数がそろわざ、友

人をたずねて借りたり、ある1年生は、図書館に行って高畠素之訳をもちこんできたり。それをみた誰かが、「ムム……高畠訳、日本初の全訳というあれ」とかいって感動（？）したり。波乱にみちたはじまりでした。

会員はといいますと、"木曜グループ"の場合1年生1名、2年生2名、3年生4名、4年生1名、5年生2名、といった構成。このうち5年生2名以外は「資本論」ははじめて、そのうちほとんどがマルクスの文献にあたること自体はじめてという事実がありました。

この中には、経済学専攻が1人もいないという特徴もあります。

N Aさんは、哲学・文学。K M君、K K君は哲学・教育。M K君は教育。K Y君は文学。K Dさんは一応心理学。T Kさんは教育（国語）……etc.

これは、都留大が、文学部とはいえ、国文科、英文科、初等教育学科からなり、卒業生のほとんどが教師になることからきています。

「会」に参加した仲間たちの動機は様々ですが、"しっかり勉強しよう"あるいは"大学での勉強というふさわしい勉強をしたい"という事が大きかったのではないかと考えています。

『資本論』を読む会の一年間

以来、今まで一年間弱ですが、最初は1日2～3ページのペースですすみ少しづつペースをあげて、やっと第2章「交換過程」を終えました。この間、夏休みには富士山麓、山中湖畔にて合宿。ただし参加できないメンバーが半数近くいたこと、会員間で様々な問題意識の交流をはかることなどを考え、テキストは、見田石介『科学論』の一部、島田豊『現代の知識人』より「新しい型の……」。岡倉古志郎『アジア・アフリカ問題入門』第二版を使いました。

夏休み以後、会員のKK君の提唱で『カテゴリ一論』(ローゼンターリ)の読書会がはじまり一部『資本論』のメンバーと重なりましたが、これも10名近いメンバーですすめられました。

今年の春休みには、見田石介『科学論』1章～3章の読書会をもちましたが、これは提起が遅れたこともあり参加は4名でしたが、参加者は「むつかしくてよく分からぬが、『資本論』の文字の上にデコボコが見えてきた」というか、理解を深める手がかりができてきた」という感想をもらしていました。

この他にも夏以後、ドイツ語をやろうという動きや、教育学で矢川徳光氏の著作をテキストに読書会をやろうとする動きが、『資本論』を軸としてすすみ、今年春になってからは、授業、ゼミとの関係で、ヘーゲルの『大論理学』、文学理論、歴史学、政治学、などをやろうという動きが新たに起っています。

このように『資本論』を軸としつつ、様々な分野で、自主的な読書会、学習会が起っているという特徴があります。これらはあるいは持続的であり、あるいは可能態の段階ですが、私たちはこうした動向に注目してしています。

NAさんを中心とした都留大『資本論』を読む会は、私たちの予想をはるかにこえて成功しています。しかし、同時に、多く、重要な問題もありました。

夏休み以後、一定顕在化してきた（と私たちが考え、強く感じている）ことですが、『なぜ、『資本論』を読むのですか？』という声（声なき声として強く感じるもの）がありました。“勉強しよう”という一般的な意識の分化、発展。より明確、より具体的な目標、課題が、私たち全体に対して提示されなければならない時期に来ているのではないかと考えています。こうした声、傾向は、卒業してゆく人に最も深刻に現われました。卒業がすなわち学ぶことの終りになるのではないか、学習を続けてゆくにはどうすればよいか。そもそも何故、『資本論』を読むのか、という問には、すなわち他の全会員の身にふりかかる問題でもありました。

そもそも経済学専攻でない私たちが、『資本論』を軸に集っている事自体の意味は何か、そのこと自体、根拠をもちうるのか、有益なのか、という問い合わせかもしれません。いったい我々は『資本論』から何を学びうるか。

ふり返ってみれば、会員の多くはマルクスの文献にあたるのが初めて、マルクス主義を自らの信条としない人が多い（別に反マルクスという意味ではありません）のです。注意すべきは、だからと言って、こうしたメンバーが『資本論』から離れたという訳ではない、様々な想いを胸中に秘めつつ真剣にやっているのです。それだけにこの声なき声は、たとえばチューターのNA氏にはいっそ深刻に受けとめられた訳です。

“会”では、本年4月、今まで『資本論』と“カテゴリ一論”に参加してきたメンバーが、原稿をもじよって、文集をつくることにしました。

(1) 昨年1年どんな点に重点をおいて学んできたか。

(2) 今後の各人の課題、または“会”をすすめる上での要求。

などを中心にまとめ、よって各会員間の問題意識の交流、向上をはかろうというものです。私た

『資本論』を読む会の一年間

ちはこの問題を、困難ととらえるのでなくむしろ発展、飛躍へのカギと考えています。

文集作製は、そのための企ての一つですがその点で、私たちは「経済科学通信」誌に、多くのものを期待し、多くを学びたいと考えています。

私個人に限っていえば、NAさんから借りて読んだ「通信」の記事の中で、No.5の「基礎研運動の現段階」、各号の「広がる基礎研運動」、No.11の「ある勤労者グループの『資本論』研究」等の報告に、非常に多くの事を学びました。(他の論

文等はわからないという理由もありますが、それは別問題として)何を学ぶのか、いかに学び、また学びつづけるためにはどうすればよいのかという事につき、多くのもの、とりわけ学びつづける勇気を与えたことを記しておきます。

会員のKK君は、今年卒論(哲学)のテーマとして“資本論の弁証法”を決めていますが、彼に代表される一つの傾向は、今までの読書会の過程で少しづつ形をとりはじめてきたものですが、こうした傾向の中に、“資本論”的今後の方向性があるのではないかと考えています。あいまいな言葉ですが、“弁証法”的研究ということではないか、または、少くともこれは“資本論”をすすめる上で中心課題の一つであると考えています。特にこの点多くの方々の御意見を聞きたいと思っています。私たちが、個々には多様な専門領域を志しつつ、なおとしたこととの軸に『資本論』を置きうるとすれば、それはいかなる根拠をもちうるかと問う時、あいまいな言葉だが、“弁証法”と答えうるのではないか。その点私たちは、現在、“資本論”的まわりに、教育学、文学、歴史学etcという様々な学習会が起こり、一定定着している

事実、傾向に、多くの関心を払っています。また直接“資本論”と関係なく始められた自主ゼミもいくつかあり、これらとも交流がもたれています。

さて、本年“資本論”は、2年目、新会員を迎える、会の運営もより難しくなると思いますが、新たに、会の運営や、学習内容等につき、委員会を設けて論議することとし、さらなる発展・飛躍をめざしています。各地の読書会、研究会の経験に学びたいと思い、「通信」にも、多くを期待しています。

つる
山梨県都留市、人口約3万人、内学生2千
かづら
富士山麓、桂川ぞいのいなか町

都留市49年度一般会計決算額約2.8億円
都留文科大学特別会計決算額

506,000万円

256,000万円 一学生負担 (50.6%)

250,000万円 一国(普通交付税)
(49.4%)
0万円 一市一般会計 (0%)

都留市立(?)都留文科大学一『資本論』を
読む会 会員20名弱

“牛飼ひが歌詠むときに 世の中に 新しき歌
おおいにおこる”

と詠んだのは誰か忘ましたが、私たちは、はりきっています。

(※ 本文は、都留大『資本論』を読む会の経験をまとめたのですが、“会”の中での経験や、感じたこと、考えたことについての全くの私見であり、したがって偏見をも含んでいると思います。内容、文章とも全く私個人が責任を負うものです。)

ベトナム革命と私

— 青春の断層 —

吉 村 健 二

サイゴンからのアメリカの撤収と、ほぼ時を同じくする「大統領官邸」への解放軍の進軍は、ベトナムが迎えた平和の象徴であった。ベトナム和平協定がもとめた本来の、真の和平への巨大な歩みであった。サイゴン解放の報に接して、軒並みからとびだし、肩をたたきあい、歓喜するベトナム人の姿は、永く苦しい戦争の時代が終り、分断された民族の統一とベトナム革命の新たな出発を示すものである。

確か、大学の2回生か3回生の頃である。ベトナムに対するアメリカの介入は、北ベトナムへの爆撃、南ベトナムへの地上軍50万余りの派兵となり、最新鋭の兵器体系とそれに守られたアメリカ軍によって、ベトナムの国土と人民が蹂躪されていた頃である。

何故、話がベトナムのことになったのかは定かでないが、おやじが話しあじめたのか、私が話しあじめたのか、あたりまえの人間として、ベトナムを話題にせざるをえない状況があった。帝国海軍の一水兵であったおやじが「なんとかならんものか。このままではベトナムは皆殺しにされてしまう。」と、政治的諸見解にかんしては、達観した、客観的な評価を旨とするおやじとしては、珍らしく、とまどった、主観的な発言をした。

太平洋戦争における日本の敗戦は、日米の軍事

力、生産力の比が、1対3あるいは1対10であるという事実に求められるのであり、そういう軍事力、生産力の圧倒的な相違のなかで、日本はよく斗ったのだというおやじの発想からすれば、軍事力、生産力の差が1対100あるいは1対1,000にはなろうという斗いは、生まれたばかりの子供の首を、大の大人が力任せにしめつけることにひとしかった。

核兵器がある。地球を何回も破滅しつくりてしまふ核がある。核に裏打ちされた狂気がベトナムの空と海と国土をおおいつくしている。

ベトナムに投下された爆弾の量、第二次大戦の四倍。アメリカがベトナムに費やした戦費1,500億ドル。1975年のアメリカの総兵力に匹敵するのべ200万人のアメリカ青年がベトナムにかりたてられ、死んだ者5万6千人、傷ついた者30万人。そして、スウェーデン、カナダなどに脱走した者、7万人。ベトナム帰りの青年の25%が現在失業しており、ベトナム戦争のことを話題にできないアメリカ社会。兵士の多くが麻薬中毒にかかり、戦争の激化とともに犯罪の増大に苦しむなければならなかったアメリカ社会。

この事実の前半は、おやじのそして私の危惧が何ら根拠のなかったものではないことを示している。後半の事実は、あの当時、私達が知りえなか

ったものであり、これ以上の戦争の継続が、アメリカにとつていかに困難であったかを示している。

戦争が高度化し、大規模化すればするほど、軍事力はその国の生産力、経済力に依存しなければならず、国民を納得させうる戦争目的であるか否かがますます問われてきていることを、ベトナム戦争は示したのであった。

「ベトナムは終った。ベトナムについて、われわれのなかで争うのはやめよう。」といふ、アメリカ大統領の声明は、結局、その戦争目的が国民に納得されず、アメリカ社会を分裂においやらざるをえなかつた者の悲鳴である。

われわれは、まだ、ベトナムで何がおこっていたのかほとんど知らされていない。とくに、史上最強のアメリカ軍と闘い、勝利した解放軍の力の源は何であったのか、ほとんど知らされていない。もちろん、外国軍隊に国土を蹂躪され、国民を愚弄されることに対する抵抗は、闘いの大きな源泉であったろう。しかし、闘いが組織され、継続され、発展させられてきたのは、それにもまして守るべきもの、死を賭してまで守るべきものが、生まれ育ってきたからに違いない。

アメリカの発表である。アメリカ軍の死者5万人に対し、解放軍の死者100万人である。1対20という比から言えば、如何にアメリカが「効率的な」戦争をしたかを示している。というより、それを誇示しているような発表に、私は思えた。

艦砲から、戦闘爆撃機からの爆撃と、ヘリコプターの機銃掃射、それに守られた兵士が、ときには、妊娠の腹をさいて、死を一つの計算可能な単位として数えあげたものが100万という数字である。

南ベトナム1,000万、北ベトナム1,900万の人口のなかで、死者100万人、それに数倍する負傷者は、私の友人が死んだことであり、愛する者が傷ついたことである。友人や愛する者の死を見、私自身も同じ運命をたどるかも知れないことを知りながら、ベトナム人は闘つた。それは單

なる反撥や、怒りだけではなく、死を賭してまで守るべきものがあったからだろう。

寒い冬の夜であった。全共闘によって封鎖された教養部構内から、大学を守るために集まつてゐた私達の頭上に、ばかりかボリュームをあげたスピーカーの声がする。「諸君、君たちが守ろうとしている大学とは一体何なのか。大学には一体守るべきものがあるのか。」単純で無内容なアジェンダの繰りかえしではなかった。学生は大学の建物、設備から「疎外」されていた。そして、おおむねにして教官からも「疎外」されていた。

軍事力、生産力において優るアメリカと闘うためには、否応なく、もてる生産力の全てを利用しうる体制を構築しなければならない。とくに、生産力の中心をなす人間の能力が、そのひとりひとりの能力の全面的な發揮が可能となる体制、そういう人間と人間との関係がつくりだされねばならない。むしろそういう関係がつくりだされたからこそ、ベトナムは史上最強といわれるアメリカ軍に勝利したのであろう。

一体、何を守るのかということであった。「大学解体」などと呼びたてている者が、本当に学生として色々な問題につきあたり、真実の声として言っているのではないことはすぐにわかった。だが、一方では、およそ雲の上にいた学者、有名人が、「大学解体」の呼びに唱和し、支持をあたえていた頃である。

私の属するゼミにおいても、「大学解体」を支持する者がでてきた。一年先輩である。あるとき、別の先輩から、「あいつをいじめるなよ。」と忠告された。私がはねっかえりだったからか、一般に3回生がそうだったからか、よくはわからない。全共闘に走ったその人も悪い人ではなかった。だが、確かに、後輩である私達はよく彼を批判した。批判というより、もっと深刻であった。その先輩が明日は、確実に私達をなぐりつけにくるだから。

守るべきものは何かということであった。私達

ベトナム革命と私 —青春の断層—

のゼミの先生は、「アカデミックな」経済学者であった。大学闘争にかんしても、一貫して教師の立場からの発言であった。私達は、ときには、先生の発言が納得できなかった。

先生は、家に帰って奥さんに話をされていたそうである。「今日は、誰それに批判された。」先生の家におうかがいして、奥さんからその話を聞いて、あまつさえ、先生と奥さんが見合結婚をされたのが理解できない、などと堂々と言ったものである。もちろん、先生は反論されたが。

守るべきものは何かということであった。大学に入って最初に教わった歌は「反戦自由の歌」であった。最初に学んだスローガンは、「大学の自治、学問の自由」であった。大学闘争は、死を賭して闘ったものではないかも知れない。しかし、やはり私達は「命がけ」であった。火炎びんと投石のなかで、ふみとどまることは、私には「命がけ」であった。「命がけ」でありえたのは——私はときに日和ったけれども——私について言えば、正しいことをしているという信念だけではなく、自由な、何でもものが言える人間関係が生まれつつあったという事実である。

ベトナムの完全解放は、自由な人間の諸関係が、全土に広まる端初である。しかし、同時に、アメリカと「チュー政権」の支配のもとで、抑圧されてきた不健全な人間関係と、ゆがんだ発展をとげてきた生産力をその内に含むことになる。その意味で、今はベトナム革命の新たな出発点であろう。

ベトナム革命を完成させるための生産力水準の

回復を願い、アメリカにベトナムで核兵器を使用させなかつたわれわれ自身の力に確信をもちながら、ベトナム人民支援と、「大学革命」への歩みをはじめよう。

<附記> ベトナム戦争は、私の高校時代からの10年の青春といつもかかわりあってきた。サイゴン解放の報に接して、私は、私の経験を通じてベトナム戦争と、ベトナム戦争が私の青春に与えた影響を書きたいと思った。

しかし、文字に書きあらわすことは、困難なことであった。書きつらねた文字の一つ一つが、私のなかにはねかえり、つきささる。大学闘争のなかで、本当に私は誠実に生きてきたのだろうか。ベトナム人民支援を心から恥じることがないほど勇敢におこなってきたのだろうか。

革命政府は、サイゴンにおける外国人記者達の報導の自由を保障しているという。あたり前のことであるが、報導されているベトナムの混乱のなかで言えば、全くの勇断である。「かいらい政権」のもとでニュースを送りつづけてきた同じ記者たちに、報導・取材の自由を認めるということは大変なことであろう。われわれの感覚からしてあたり前のことを、あたり前におこなっているベトナム人民に感嘆するとともに、私の甘つちよい、センチな経験からも、正義や真実は、自由な人間関係をつくりあげるなかで生きてくるものであると言えることを付記して終りたい。

活動日誌

働きつつ学ぶ権利の確立をめざす

基礎研活動の新たな発展のために

— 1975年度定期総会の報告 —

基礎経済科学研究所の「1975年度定期総会」は、3月16日、京都府立大学において行われました。総会は、50名の出席のほか14名の委任状をうけて、「基調報告 — 基礎研活動の現段階と諸課題」、「特別報告 — 働きつつ学ぶ権利の確立のために」の2報告を中心熱心な討論が行われ、1975年度に新たな飛躍を準備するにふさわしいもりあがりを示しました。今年の総会の主な特徴は、第1に、基調として地域や職場に働きつつ学ぶ権利を確立するという問題が据えられたことです。第2に、この学習権確立をめぐって「特別報告」が提起した新方針 — 「基礎経済科学2部通信大学院」制度 — が、基礎研運動の今後の目的意識的実践の旗じるしとしてうけとめられ具体的に討議されたことです。総会はこれらの積極的な討論とともに、研究所の基盤を強化していく決意のもとに、昨年来、再討議にかけられて検討されてきた「研究所規約」の確定をはじめ、財政、組織、役員体制などを決定し、さらに意気高く基礎研活動をすすめていくことを確認しました。以下は、総会の概要として事務局でまとめたものです。

（本研究所の名称は、今回総会において経済学基礎理論研究所から基礎経済科学研究所に改められました。）

1. 基礎研活動の現段階と基本課題（『基調報告』要旨）

総会は、理事長あいさつのあと、事務局長から、(1)74年度の活動総括、(2)基礎研をとりまく情勢、(3)75年度の基本方針の3部からなる報告がなされました。報告は、基礎研発足以来の基本目標であった「働きつつ学び研究する権利の確立」がどのような到達段階にあるかを具体的実践にてらして明らかにするかたちですすめられました。

〔74年度の活動総括〕

(1) 昨年度の研究所活動で総括されるべき中心は、働きつつ学ぶ権利の確立という目標が地域や職場で具体的にどのように実践されたかという点である。この点で、昨年の研究所活動は、新しい積極的な典型、経験をつくりだしたことは明白である。昨年度総会から夏の全国交流集会の期間、「地域基礎研づくり」運動、あるいは、「労働者の中から共同研究者を発見する」運動などとして積極的な取り組みをすすめた結果、愛媛支部、大阪2部支部などを中心に新たな結集がはかられた。ここでは、地域や職場における現実的社会問題を自らの研究対象に位置づけ、それらを共同研究課題にするなかから研究創造活動に参加することを

1975年度定期総会の報告

決意し、地域や職場における学習権擁護の扱い手になることを決意した労働者の自覚的経験が生みだされた。この成果の一部が全国交流集会共同研究集会や「経済科学通信」に反映された意義は大きい。交流集会後、研究所全体でとりくんだ「基礎研の基本性格」をめぐる討論、「規約」の再討論などもこうした経験をさらに普遍化するために活発になされた。この中から、今日の国民の働きつつ学習するという強い要求が、地域や産業の現代的課題、自治体・公務労働のあり方、金融、流通論、共同組合、労働運動論など労働やくらしの社会的つながりとそこでの専門性を生かすことを求めるかたちでおしだされていることが明らかにされ、これにこたえる学習組織がつよく要求されていることが明らかにされた。この間の所員会議の再編、京都支部（準備段階）における3分会の結成はこうした成果を発展させる立場からとりくまた。

(2) 新方針をもって再生した「経済科学通信」は、年4回発行体制を確立し、運動の全国的媒体

としての役割を高めた。「通信」の配布・販売、集金など組織上の弱点はなお克服されていないが、内容面では「基礎研らしい誌面」で充実をかる方向で前進した。とくに、現場の労働者が仕事をつうじて身につけた専門性を総合科学的内容にためめ、その成果を発表する場として「通信」を活用する努力がはらわれた点は大切である。「通信」のいっそうの発展という点で、掲載論文の質量的拡大、計画的執筆体制への全所員の創意の結集など内容充実という問題がなお最大の課題であることは変わっていない。

(3) 共同研究活動は、一昨年に発生したような「開店休業」状態という事態を基本的に克服し、編集委員会が経常的に統括し、年間をつうじて計画的に行われた。（第1表）この点では、編集委員会の「現代経済科学体系」（仮称）づくりを念頭におき、各専門別研究会が目的意識的な共同研究課題を明確にもつことを前提に、参加メンバーの個別的研究をつつみこむよう運営されたことが基盤となった。

第1表

（74年の共同研究会の主な活動内容）

専門別研究会	柱	研究課題
基礎理論研究会 (隔週土曜日)	①	資本論、帝国主義論入門講座づくりと「経済学基礎理論」研究情報
	②	統一戦線論に関連する現代経済科学の課題と各種のブルジョア的小ブルジョア的諸理論批判
地域産業問題研究会 (隔週土曜日)	①	プロジェクトチーム「シビル・ミニアム批判と京都府の行政水準の科学的測定」
	②	地域、自治体にかんする理論的諸問題
欧米国独資研究会 (月1回、第1月曜日)	①	帝国主義に関する古典理論の検討
	②	宇野派「講座 現代帝国主義の研究」の批判的検討
	③	参加メンバーの各国研究の個別発表
労働問題研究会 (月1回、第3日曜日)	①	「労働者生活構造の研究」プロジェクト
	②	戦後社会政策、貧困化論争などの再検討
日本資本主義研究会 (月1回、第1日曜日)	①	『現代日本資本主義の政治経済機構』プロジェクトチーム発行ずみ

1975年度定期総会の報告

また、年間をつうじて研究会日程、場所など時間管理や物的条件を整備することに努めたことも大きい。しかし、共同研究活動がそれぞれの課題や専門性などを生かしきり、また所員の発達段階にみあって組織化されるような意識性はなお不十分であり、さらには文献収集、資料室整備などをあわせたより高い共同研究体制づくりの問題は未解決のままであった。

(4) 支部組織とともに研究所の基礎単位である所員会議は自主性と指導性を統一して積極的な運営がなされた。とくに層別所員会議は、若手層、M層、D層、教員層など層毎の学習要求にみあう結集がはかられ、内部における交流、ニュース発行のほか、インター・カレッジな形での交流のペルトの役割を果した。しかし、D層、教員層など研究所の中で主として「教員的役割」を担う層の特質をふまえた高い水準の結集に十分成功していないことは、研究所の諸活動、とりわけ研究創造面での層のひろがりや目的意識性を一だんとひきあげていくうえで消極性を生みだすものとなっている。

(5) 支部及び分会……(省略)

(6) 全国的交流は、7月の全国交流集会、共同研究集会をはじめとして活発に行われた。7月の集会では、「『資本論』『帝国主義論』における資源・食糧問題」、「地域・職場基礎研における経済学基礎理論学習のすすめ方」をそれぞれテーマとして各地からの主体的とりくみのもと70余名の参加で行われた。こうした全国的交流は、「通信」の年4回発行、理事会事務局通信活動のチャネル、さらに、社会・教育委員会の共催による「移動講座」方式、所員間の交換制度などによって地域的条件、職場や大学などの条件のちがいをこえて、在野民間研究教育団体にふさわしい運営の努力がつみあげられてきた。むろん、当面している障害の大きさの中からみればいっそうつよめられねばならない。

(7) 以上のように、研究所は、働きつつ学ぶ権利を地域や職場に根深く確立するために全力をあげてきた。「経済科学通信」の普及、発展、共同研究活動の系統的積みあげと計画的運営、「ニュース」発行、事務所の設置など可能なかぎりの対応が試みられた。

しかし、この運動が基盤とする多様な学習要求や層のひろがりの中でこれまでの対応形式では少なからぬ困難も顕著であった。とくに、学習要求の多様性や層のひろがり、地域や職場、公教育制度の中における最近の「種別化」と「流動化」のはげしさの中で、単純に学習要求をサークル的に組織化するだけでは不十分である。基礎研究以来、9年のかわらざる中心思想である「働きつつ学ぶ権利の確立」を首尾よく組織化するためには、より一層目的意識性を發揮した組織化の方向への一大飛躍が必要とされ、事実、これまでの経験を正しく発展させるならばこの飛躍は決して不可能ではない。

〔基礎研をとりまく情勢〕

(省略)

〔75年度の基本方針〕

(1) 国民の働きつつ学ぶ権利の発展のために
研究所の運動目標である「国民の働きつつ学ぶ
権利」の一層の発展のために、つきの3つの条件
の実現をめざす。

- ①経済学の研究、教育を活力をもって担うこと
のできる研究教育労働者の養成
- ②その集団的組織化
- ③研究教育の交流、研究情報や成果の発表の場
の保障とその物的条件の整備

この3つの条件を実現するために、当面の研究所の課題はつきの3つの方向にむけられねばならない。

第1に、研究所の従来の地道な小サークル組織化のつみあげによる学習組織確立の方式の発展として「基礎経済科学2部通信大学院制度」を新た

1975年度定期総会の報告

におき。これを国民の働きつつ学ぶ権利確立の運動の日常的目的意識的運動体と位置づけ、この設立準備会を発足させる。

第2回、理事会、研究教育委員会（現編集委員会、教育委員会、社会委員会の整理統合）、「通信」編集局、教員および学習組織所員会議、支部基礎研を骨格とした研究所体制の整備とそれぞれの充実をはかる。

第3回、研究所の対外的・社会的関係の改善・強化をはかり、研究所を実質的にも公式的にも組織体として権利・義務関係等明確なものにする（たとえば「社団法人」組織に申請するなど）。

(2) 「基礎経済科学2部通信大学院」の設立のために

この制度の目的は、国民の働きつつ学ぶ権利の確立をめざす基礎研運動がその新たな基盤の広がりと研究所自体の主体的条件の成熟にてらして新たに飛躍をとげるための日常的目的意識的実践を統一的な運動指針として示し、新たな学習権確立の担い手を養成することにある。この新方針は今後の基礎研の発展を決定的に規定するであろう。さしあたって検討されねばならない実践上の問題点は、第1回、「学校制度」として教員スタッフとそれを軸に細部にわたって仕上げられたカリキュラム（いわゆる「学校要覧」）であり、第2回このカリキュラム内容、教科編成を一方では国民的学習要求の具体的分析をつうじ、他方では『経済科学体系』の編集にてらして行われねばならない（いわゆる「教科書づくり」）。第3回、今回の発足にあたって予想されている最大の困難は、専任教員の配置をはじめ、この「公的学校制度」にみあう教員スタッフをその固有の要求を尊重しつつ結集することである。第4回、この新方針は、これまで研究所が一つの「支え」としてきた一種の「自己犠牲」主義、「善政」主義への立脚という組織方式からの脱脚をふくんでおり、財政的自立をはじめ明確な物質的基盤を予定しているが、

第2表 50年度中期共同研究計画案

I 総合研究
(1) 現代資本主義経済科学入門
(2) 資本論研究入門
(3) 帝国主論研究入門
(4) 仏・伊の国独資論
(5) フランクフルト学派などの思想闘争
(6) 現代日本資本主義入門
II 個別研究
(7) 現代の地域産業問題
(8) 現代資本主義の危機の理論
(9) 現代貧困論
(10) 日本資本主義論争

この見とおしについて。

(3) 「経済科学通信」（省略）
 共同研究活動は、従来からの計画的方式をさらに発展させるとともに、短期・中期・長期の計画をそれぞれ発展させ、とりわけ全所員および通信大学院参加者の学習発展段階にみあった活力ある研究組織づくりにつとめなければならない。現在、一応予定されている「中期共同計画」は、第2表のとおりである。

(5) 事務局活動（省略）
 (6) 名称変更と「規約」の一部改政と承認について

「規約」問題は、70年に確定された規約を73年総会で一部改正したが、この際、表現上の問題を中心に総会では「改正の大綱」を承認しつつも、文案としては再度総会で確認をうるものとされてきた。この趣旨のもと昨夏に、「規約」の再討議運動の中で成文案が検討され、この成果を確認しつつ本総会で決定を見るべきものである。

今回の改正の主要なものは、
 第1回、名称について、従来は経済学の古典の「生涯学習」という態度を表現するのに適切であることに焦点をおいて、「経済学基礎理論研」と

1975年度定期総会の報告

してきたが、今回、2部通信大学院の発足を予定し、これが基盤としている経済科学の全体へのつよい学習要求を考慮にいれるという見地から、「基礎経済科学研究所」（略称—基礎研は従来どおり）にし、「経済科学通信」とも呼称の統一をはかったことである。

第2に、内容上もっとも多く論議をよんだ箇所だが、「規約」の中にみられた表現上のあいまいさを「働きつつ学ぶ」原則のもとに明確な文言を与え、訂正したことである。

第3に、研究所の組織・財政について、所員費、本部と支部関係の従来のあいまいさを発展にてらして明文化し、とくに財政については所員は研究所活動を精神的のみならず「物質的に支えていく」という観点を明確に位置づけたことである。

(7) その他 一

①全国交流集会ではそのテーマを「2部通信大学問題」を軸に行うこと、共同研究集会の研究テーマはひきつづきつみあげていくこと。

②東京基礎研との関係の発展と強化

③教研、自治研、学習協、銀行労働研、北海道経済研、サラ研など各種の研究、教育団体との交流をふかめること、などである。

2. 働きつつ学ぶ権利の確立のために（「特別報告」要旨）

(1) 「2部通信大学院制度」の構想が捐出された経過

元来、基礎研は「働きつつ学ぶ権利の確立」を追求してきたが、その形は、学習協、勤通大などに参加する形であった。それは50年代の「国民の科学」運動の経験をふまえ、研究・教育の活動をつうじて研究者の全体的発達を志向する形ですすめられてきた。研究所の発足当初は、高度成長の時代を反映して、「働きつつ学ぶ権利の確立」といってもその担い手は、そもそもマルクス経済

学の発展のために大学院に入學してひきつづき学習する人の数も少なく、ごく少数の人々が労働運動や住民運動との結びつきのもとに研究をすすめることを決意しているにすぎなかった。しかし、最近では、この傾向はむしろ、「大学院へ行きたい」、「卒業してからも勉強したい」という学生が拡大し、報告によれば、卒業者の20%が無業者であるという状態をも生みだすにいたっている。こうした中で、研究所にたいする受けとめ方も変ってきて、たとえば研究所の一定のメンバーが大学院に入る人たちがあることについては「結構なこと」として受けとられ、他方では、ただちに就職する人々からは「自分たちも学習したい」「研究したい」というように要求がつけられている。このようにみると、「働きつつ学ぶ権利」の保障という運動の対象が変化し、拡大していると考えられる。この理由は、教育における最近の局面が示すように、高校全入運動や大学入学率の上昇によってより多くの人々が高等教育の機会に接するようになったが、他方では現在の大学の実状は彼らに必ずしも充分専門的、総合的な科学教育を保障することができず、実質的には以前の高卒労働者の質に等しい状況におかれざるをえなくなっている。学園紛争後の教育体系の荒廃の中でこの傾向はさらにはすんでいる。しかしこれに対して、大卒労働者や「新しい研究者」に対する教育の重要性は社会的にはかつてなく高まっている。この点は、最近の勤労者の教育運動、たとえば勤通大や自治研、教研にみられる大卒労働者、専門家の教育要求のもりあがりに端的に示されているとおりである。しかし、私学のマス・プロ教育をはじめ今日の大学では彼らへの教育保障は顧みられず、教員の多くも「絶望」して教育放棄に陥っている。以上のような意味で経済科学の学習運動を考える時、大学を卒業した人々に対する働きかけという課題が不可欠となっているといわねばならない。「働きつつ経済科学を学ぶ権利の確立」という問

1975年度定期総会の報告

題の解決としてたんに従来のように限定された研究者層の養成に限定して運動を考えるわけにはいかなくなつたといえよう。

(2) 新構想の目的は、働きつつ学び研究する権利を担う研究。教育労働者の集団的育成に一つのポイントがあるとすれば、この要請は、根本的には、卒業後における労働とその疎外された形態の克服という課題に答えるべく提起されているといってよい。殊に、最近の労働時間の短縮、週休2日制と社内研修の活発化、専門的職業希望者の増大傾向を反映して、一方では、この要求そのものが権利拡大として、労働組合でも研究活動が位置づけられ、いわば学習権拡大の一般的基礎となっている。他方では、より明白には、民主主義運動と結合した民主主義的政策活動とそこでの専門性の要求が自治体研究・国政研究などとしても深く要請されるにいたっている。むろん、こうした学習要求に現在の大学が答えることが出来ないことは明白である。たしかに、これまでのところ経済科学のもつ総合科学的性格や高度の抽象性のゆえに、大学が経済学教育の中心的な場であった。人間の能力の発達段階というかぎりでは、これからもそうであろう。しかし、さきにみたような大学の現状のほか、これまでの大学における経済科学教育は、それが労働や社会関係と正当にむすびつけて提起されることはいためにはたらきつつ学ぶ権利としてわれわれが目ざすような全面発達に展望を与える。民主主義運動との実践的結合に展望を与えるものではない。このような課題それ自体は、民主主義運動の全体的発展となによりもそれぞれの大学の民主化の一層の進展によって行われるであろうことはいうまでもない。

(3) はたらきつつ学ぶ権利を保障するために、われわれはつきの4つの条件を実現することがさ

しあたって必要である。第1は、経済科学の研究と教育をなう研究教育労働者の養成、第2は、研究・教育労働者の集団化、第3は、発表機関、研究・教育情報の交流、最低限の物的保障、事務局、第4は、労働者の小集団への結集である。とくに第1の問題である研究・教育労働者の養成の現状において顕著な事態は、いわゆるOD問題であろう。これは、OD層が直接に失業者として学習権を担えない研究・教育労働者の過剰人口における、他方では、既存の大学といふ中では、学習権を担う研究教育労働者の不足をつくりだしている。この層がたんに大学教員予備軍として今後滞留することは、大学院教育にも、また研究者の社会的必要量が十分生かされないという点でも学習権全体にきわめて大きなマイナスであるということである。

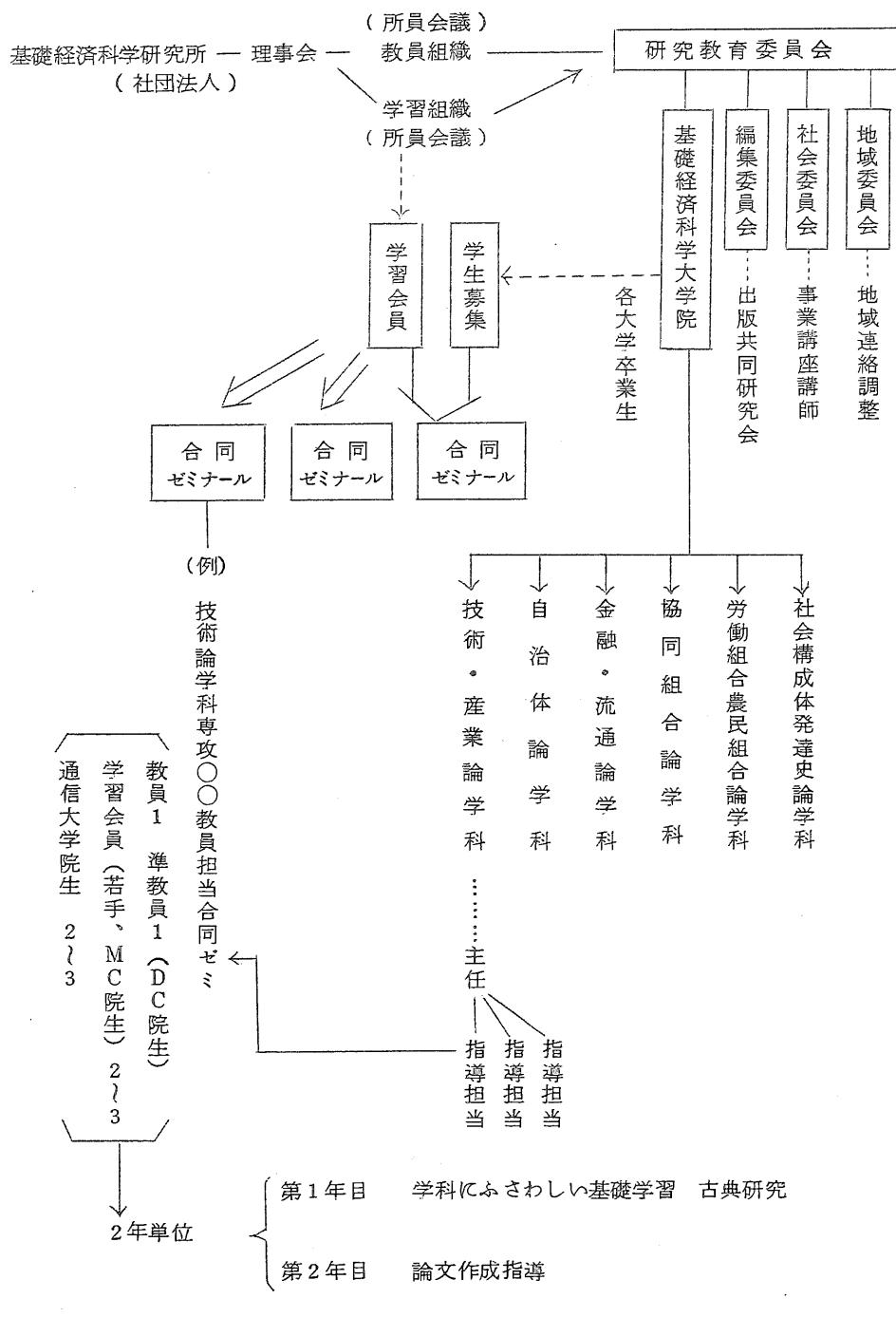
同様な問題は、すでに大学に職をもつ教員の場合にもいえることで、大学間格差、大学院をもつ大学とそうでない大学等の格差などにおいてたえず活力にみちた新しい研究教育労働者によって補われる事なく、研究教育体制の「逆ピラミット」状況におかれるとすれば、全体的活力がそがれることになるであろう。

(4) 働きつつ学び研究する権利を自主的に保障し、その主たる担い手たる研究教育労働者を育成するという課題を統一的にすすめるための基本方向は、第1に、学校制度確立のための運動を組織化すること、第2に、民主主義的政策活動のための専門性をもつ人々を養成する研究教育組織の確立、第3に、これらを結びつける「基礎経済科学通信大学院」制度の発足である。この基本構想は別図のようである。

1975年度定期総会の報告

第3表

基礎研と基礎経済科学通信大学院の関係について



第4回 全国交流集会 第10回 共同研究集会 (第1次要綱)

主催・基礎経済科学研究所

(統一テーマ) 経済科学に新しい風を —— 基礎経済科学2部通信大学院制度の確立のために

(共通論題) 経済科学教育の課題

1. 働きつつ学ぶ権利の確立
2. 経済学教育学会づくり
3. 公教育改革の諸問題など

(記念講演) 現代経済科学教育の課題

(共同研究集会) 基礎経済科学2部通信大学院学科カリキュラムとその理論的課題

1. 技術・産業論
2. 自治体論
3. 金融・流通論
4. 労働組合・農民組合・協同組合論
5. 社会構成体発達史論

(日時) 7月18日(金) ~ 7月20日(日)

(場所) 未定

(参加費) 2,000円 or 3,000円

(日程) 6.22 — 7.1 (報告者及び内容確定), 7.1 (開催案内発送)

所員のみなさんは、運営実行委員会(責任者。小野秀夫)まで報告テーマを連絡して下さい。一般の方々の参加も歓迎いたします。

『経済科学通信』最近号内容目次

第6号(1973年8月) 300円

- 見田石介教授に聞く — 哲学から経済学への歩み —
帝国主義の経済的危機の理論 — 国家独占資本主義の必然性への視点(1) —
革新自治体の農政 — その新しい課題 —
アメリカ戦時経済と優先制度 — 予算制度改革論における一論点 —
『現代世界恐慌と資本輸出』の刊行に思う
池上惇氏の「不生的階級と生存競争の組織化」をめぐって
第7回共同研究集会・京都府政の科学的総合分析より

芦田 亘
村田 武
林堅太郎
坂井昭夫
加藤一郎
成瀬龍夫

第7号(1973年11月) 350円

- 「公共経済学」をめぐって
大工業理論への一考察(上) — 芝田進午氏の所説に触れつつ —
ダムと地域住民 — 吉野川・早明浦ダム —
A・ユア『工場の哲学』と『資本論』
『資本論』研究入門 1
『帝国主義論』研究入門 1 資本主義経済学における『帝国主義論』の位置(1)
特集・広がる基礎研究運動(東京・愛媛・大阪)

加藤一郎
戸名直樹
重森 晴
吉田文和
池上 悅
森岡孝二

第8, 9合併号(1974年4月) 350円

- インフレーションと日本経済 — 「石油危機」、産業再編の動向にもふれて —
「独占価格インフレ」論に関する覚書
大工業理論への一考察(下) — 芝田進午氏の所説に触れつつ —
独占企業に働く技術労働者の状態 — コンピューター・メーカー富士通の場合 —
『資本論』研究入門 2
『帝国主義論』研究入門 2 資本主義経済学における『帝国主義論』の位置(2)
特集・広がる基礎研運動(続き)(京都・大阪)

岡林二郎
青木圭介
戸名直樹
塚谷静司
池上 悅
森岡孝二

第10号(1974年9月) 400円

- 経済科学運動と経済学若手研究者
価値論の意義について — 置塙信雄氏の所説に関連して —
現代都市政策の論点 — 都市開発問題を中心に —
研究者・教育者養成機関としての大学院の現状 — 京大大学院における院生の研究・教育条件 —
『資本論』研究入門 3 『イギリスにおける労働者階級の状態』と『労働日の章』について
『帝国主義論』研究入門 3 序章および第一章生産の集積と独占
経済学基礎理論研究所 1974年定期総会報告

座談会
揚 武雄
成瀬龍夫
加藤一郎
池上 悅
森岡孝二

第11号(1975年2月)

- 中村静治教授に聞く — 工場・技術・経済学 —
資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向(上)
再生産=恐慌論ノート — 富塙、井村、吉原各氏の所説を素材に —
『帝国主義論』研究入門 4 — 第二章銀行とその新しい役割 —
政策科学と公共サービスの財政学 — 第31回日本財政学会の報告から —
ある労働者グループの『資本論』研究

戸名直樹
後藤康夫
森岡孝二
林堅太郎

◇ ◇ ◇ 編 集 後 記 ◇ ◇ ◇

「経済学基礎理論研究所」は、去る3月の総会で、「基礎経済科学研究所」に名称変更をおこないました。これで、組織名も『経済科学通信』という機関誌名にふさわしいものになったわけです。名の方とともに、実の方も、働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の自主的民主的教育・研究団体にふさわしく、新たに、「基礎経済科学（夜間通信）大学院」を設立しようと現在その準備をすすめています。本誌の内容も、これから、働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の教育・研究誌として、充実、発展させていくことが求められています。次号では、夏の、第4回全国交流集会、第10回共同研究集会の報告と討論をまとめて、「経済科学教育の方法と課題」を特集する予定ですので、ご期待下さい。

経済科学通信

第12号 1975年6月25日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所

(612 京都市伏見区桃山町立売57 中谷武雄気付)

Tel (075) 611-4525

振替 京都42481 基礎経済科学研究所 編集局

編集代表者 森岡孝二

印刷所 小林プリント

価格 1部 400円(実費)

定期購読費(4回分) 1,600円 郵送料別